

宜 議 第 8 7 号
令和3年5月31日

議長
上地 安之 殿

福祉教育常任委員会
委員長 山城 康弘

委員会審査結果について（報告）

第433回定例会において、本委員会に付託された案件の審査を終了いたしましたので、各案件の報告書及び会議録の写しを添えて、委員会条例第29条の規定により、その結果を報告いたします。

1. 委員会活動

期 間 期 日	会 議 月 日	備 考
令和3年 3月3日	令和3年 3月3日	議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第4号、議案第13号
令和3年 3月4日	令和3年 3月4日	議案第7号、議案第16号、議案第8号、議案第17号
令和3年 3月5日	令和3年 3月5日	議案第38号、議案第39号、議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第4号、議案第7号、議案第8号、議案第13号、議案第16号、議案第17号、請願第7号、陳情第1号、陳情第10号、陳情第11号、陳情第12号、陳情第14号、陳情第16号、陳情第21号、陳情第27号、陳情第41号、陳情第42号、陳情第43号
会議日数 3日間		

事件一覧及びその結果

議案番号	件名	付託月日	議決月日	結果
議案第4号	令和2年度宜野湾市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	令和3年 3月2日	令和3年 3月5日	原案可決 (全会一致)
議案第7号	令和2年度宜野湾市介護保険特別会計補正予算(第3号)	令和3年 3月2日	令和3年 3月5日	原案可決 (全会一致)
議案第8号	令和2年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)	令和3年 3月2日	令和3年 3月5日	原案可決 (全会一致)
議案第13号	令和3年度宜野湾市国民健康保険特別会計予算	令和3年 3月2日	令和3年 3月5日	原案可決 (全会一致)
議案第16号	令和3年度宜野湾市介護保険特別会計予算	令和3年 3月2日	令和3年 3月5日	原案可決 (全会一致)
議案第17号	令和3年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計予算	令和3年 3月2日	令和3年 3月5日	原案可決 (全会一致)
議案第26号	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	令和3年 3月2日	令和3年 3月5日	原案可決 (全会一致)
議案第27号	宜野湾市介護保険条例の一部を改正する条例について	令和3年 3月2日	令和3年 3月5日	原案可決 (全会一致)
議案第28号	宜野湾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	令和3年 3月2日	令和3年 3月5日	原案可決 (全会一致)
議案第38号	宜野湾市国民健康保険条例及び宜野湾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	令和3年 3月2日	令和3年 3月5日	原案可決 (全会一致)
議案第39号	普天間小学校校舎・水泳プール増改築工事(建築第1工区)請負契約について	令和3年 3月2日	令和3年 3月5日	同意 (全会一致)

請願 第7号	学校に医療行為を持ち込まないことを求める請願	令和2年 3月3日	—	閉会中の 継続審査
陳情 第1号	臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情	平成30年 10月10日	—	閉会中の 継続審査
陳情 第10号	看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情	平成31年 3月1日	—	閉会中の 継続審査
陳情 第11号	安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情	平成31年 3月1日	—	閉会中の 継続審査
陳情 第12号	介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情	平成31年 3月1日	—	閉会中の 継続審査
陳情 第14号	沖縄県民の生活を守るためにも国保制度改善を求める陳情	令和元年 6月10日	—	閉会中の 継続審査
陳情 第16号	沖縄県民の生活と国民皆保険制度を守るために国保制度改善を求める陳情	令和元年 9月10日	—	閉会中の 継続審査
陳情 第21号	貧困と格差をなくし、憲法25条が規定した健康で文化的な最低限度の生活をすべての住民に保障するための生活保護行政、就学援助制度の拡充に関する陳情	令和元年 9月10日	—	閉会中の 継続審査
陳情 第27号	若年がん患者の在宅療養支援を求める要請	令和元年 12月6日	—	閉会中の 継続審査
陳情 第41号	令和3年度福祉施策及び予算の充実について	令和2年 12月8日	—	閉会中の 継続審査
陳情 第42号	日常生活用具給付等事業の排泄管理支援用具の給付対象者を拡充するよう求める陳情	令和2年 12月8日	—	閉会中の 継続審査
陳情 第43号	国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める陳情	令和2年 12月8日	—	閉会中の 継続審査

福祉教育常任委員会会議録（要旨）

○開催年月日 令和3年3月3日（水）1日目

午前10時00分 開会

午後 4時05分 散会

○場 所 第1常任委員会室

○出席委員（8名）

委員長	山城 康弘
委員	伊佐 文貴
委員	宮城 力
委員	呉屋 等

副委員長	屋良 千枝美
委員	栄田 直樹
委員	宮城 政司
委員	伊波 一男

○欠席委員（0名）

○説明員（10名）

健康推進部次長	松本 勝利
介護長寿課認定給付係長	饒平名 文治
国民健康保険課庶務係長	大道 優
国民健康保険課保険税担当主査	西浜 稔
健康増進課長	玉城 悟

介護長寿課保険料係長	寄川 久里子
国民健康保険課課長	米 須 之 訓
国民健康保険課保険税係長	富 濱 祐 敏
国民健康保険課給付係長	名 幸 仁
健康増進課健診指導係長	下地 こずえ

○議会事務局職員出席者

主任主事	渡 嘉 敷 真
------	---------

○審査順序

議案第26号 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第27号 宜野湾市介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第28号 宜野湾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第4号 令和2年度宜野湾市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

議案第13号 令和3年度宜野湾市国民健康保険特別会計予算

令和3年3月3日（水）第1日目

○山城康弘 委員長 おはようございます。ただいまから福祉教育常任委員会を開会いたします。
これより議事に入ります。

（開会時刻 午前10時00分）

【議題】

議案第26号 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○山城康弘 委員長 議案第26号 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件については提案趣旨説明を省略いたしました。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○山城康弘 委員長 御異議なしと認めます。

本件に対する質疑を許します。宮城委員。

○宮城力 委員 おはようございます。よろしくお願ひいたします。この条例の第1条で、虐待防止等の必要体制を整えるため、研修を実施するとありますが、これは何回研修を実施するのでしょうか、1点だけお聞きしたいと思います。17ページの第1条のところなのですが。

○山城康弘 委員長 認定給付担当主査。

○介護長寿課認定給付係長 資料の説明をさせていただきたいと思います。今回の基準条例につきまして、A3のほうの資料をお願いします。具体的な研修の実施期間であったり回数というのは、また介護報酬の省令改正の際に規定されてくる予定になっています。

○山城康弘 委員長 宮城委員。

○宮城力 委員 説明ありがとうございました。よく分かりました。理解いたします。

○山城康弘 委員長 宮城委員。

○宮城政司 委員 おはようございます。よろしくお願ひいたします。この議案の16ページの提案理由のところ、省令の公布に伴い、関係条例の一部を改正するためということがあって、たくさん記述があって、いろいろ読んでいるとコロナ対策と思われる、コロナの結果なのかなと思われるところだったり、あとはパワハラ、セクハラといったような労働環境に対する話であったり、あとは虐待防止的なもの内容というのがある。

と思うのですけれども、この省令が改正されたことの経緯ということを御説明いただいてよろしいですか。

○山城康弘 委員長 認定給付担当主査。

○介護長寿課認定給付係長 説明させていただきます。3年に1度介護報酬の改定が加わることに合わせて改定されるものでして、その中で感染症対策がほかの対応についても協議がなされています。

御質疑のありました感染症対策のほうにつきましては、台風等の災害ですとか、また今年度はコロナによる感染症ということで盛り込まれています。これは、今年度、令和2年度に入ってから、感染症対策でお休みをする事業所があって、その際の利用者をどうするのかというところが、社会保障審議会のほうでも取り上げられていて、その中で感染症対策を各事業所で盛り込むこと。また、利用者の方に陽性者が出た場合に、事業所としてはどのように事業を継続していくのかという計画を立てなさいということで、今回盛り込まれています。

また、介護職員の処遇改善のパワハラとセクハラに対するものというのも、以前から介護職員の待遇であったり離職率の高さというのは、指摘されておりまして、その中で介護職員の離職の主な理由というのが、職場の人間関係にあるという理由としてありまして、その中でどうしても事業所の中で閉ざされてしまうというところもあって、介護職員一人一人が働きやすい育休だったり産休だったり、そういったものを含めて働きやすい環境づくりとして運営基準の改善に当たって、社会保障審議会で審議されています。

高齢者虐待防止に関しましては、以前に入所施設に関しては、外部委員から、ちゃんとした対策が行われているかということと、ヒヤリ・ハットとか、そういったどうしても認知症、徘徊してしまう高齢者の方が入所する場合、どういう対策をするのかというのを把握するようと言われておりました。それは、改めて全事業所に対しても行っていくようにということと、また職員全員が処置できるように、研修を必ず行いなさいということが新しく盛り込まれた点になっています。以上です。

○山城康弘 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 御説明ありがとうございます。今おっしゃった3年に1度の改正があるということで、恐らくこの3年以内に、そうした事象等に対する対策を盛り込んだ省令になったということで理解しました。

ちょっと細くなるかもしれないのですけれども、例えばこの議案の17ページの第1条にある宜野湾市指定地域密着型サービス事業の人員ってどれぐらい、何名程度いらっしゃるか、施設もどれぐらいあるかということをお説明いただけますか。

○山城康弘 委員長 認定給付担当主査。

○介護長寿課認定給付係長 説明させていただきます。もしお持ちでしたら、福祉保健の概要の資料の2のほうをお開きください。最後のほうの市内社会福祉施設の一覧に載っております。この中で上から3番目の認知症対応型共同生活介護（グループホーム）というものと、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護、こちらが今回の条例改正に関わる部分の地域密着型サービスという形になっています。定員につきましては、グループホームの部分は1施設当たり9名、認知症対応型通所介護が12名です。小規模多機能型居宅介護が29名、地域密着型通所介護が18名以下の定員になっております。

○山城康弘 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。この条例を制定することで、こういった施設に対して検査というか、ちゃんと守れているかとかといった検査だったり、職員からのヒアリングだったりということも、取

組としては行われているわけですか。

○山城康弘 委員長 認定給付担当主査。

○介護長寿課認定給付係長 こちらは、実施指導といひまして、厚生労働省のほうから指定を受けた有効期間の間、6年間に1回は必ず行うようにという形で通知が出されています。ですので、毎年初めに、今年度どこの事業所に指導を行って、適正な運営がされているかというのを確認している形になっております。こちらは条例改正に関わる事業所に関しても、指定期間内に運営基準が守られているかというのを確認していく形を予定しています。

○山城康弘 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。ちょっと順番を間違えたかもしれませんが、この施設に対してこの条例ということの告知というか、いつから始まる。それまでに準備が必要なものもあるかもしれないのですけれども、準備したら、どういう整備、どういったことを変えていかなければいけないかということも、恐らく事業所の方々はしっかり勉強していかなければいけないと思うのですけれども、そういった告知はどのような形でされていますか。

○山城康弘 委員長 認定給付担当主査。

○介護長寿課認定給付係長 今回、条例改正につきましては、地域密着型サービスに関わるものなのですが、市で管轄しているサービス以外にも、今回令和3年度で介護事業所の運営基準は全部改正することになっておりまして、同じような形で県のほうの集団指導という形で周知を行うことになっています。宜野湾市としましても、県の集団指導を見ながら、3月、4月中にこの内容等今回変わった部分などを含めて周知を行っていきたいと考えています。

○山城康弘 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。その中で、事業者の方からちょっと難しいとか、厳しいとかといったような声はありますか。

○山城康弘 委員長 認定給付担当主査。

○介護長寿課認定給付係長 県のほうにおいても、周知する集団指導のほうはまだ実施をしていなくて、こういうのもズームで行うという話なので、私たちのほうもズームや何か、こういった集団で集まらない手法を使ってやって、事業所からの疑問点などは、またアンケートなどで吸い上げて、そういったのをすぐに対応できる部分をどういった形でやっていけるのか、そういったのをまた厚労省の疑義照会Q&A等も確認しながら、随時説明していくという形を考えております。

○山城康弘 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。あと幾つかあるのですが、その中で事業所の方が今までのやり方を変えていく中で、どうしても費用が発生するようなものは想定されているのか、分かっていますか。

○山城康弘 委員長 認定給付担当主査。

○介護長寿課認定給付係長 例えば今回の条例改正でICTの活用などがうたわれていて、恐らくその辺りで、今までより費用がかかってくる部分があるのかなと予想しています。その点に関しては、市のほうから特段の補助などは、今のところ予定はしていません。今回の基準条例と併せて、介護報酬の条例の0.7%アップも見込まれておりますので、介護報酬のほうを充てる形になるかなと考えております。

○山城康弘 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 報酬が上がるということは、職員の報酬。

○山城康弘 委員長 認定給付担当主査。

○介護長寿課認定給付係長 介護サービス利用のときの1回の単価が上がるという感じです。

○山城康弘 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。事業所にとって変化を求められるということは、何らかの負荷に当たると思います。特に費用が発生することであれば、大きな影響を与えることになると思うので、そういったところの支援がほかに市としてもできないかということを含めて、こういった事業所とぜひ帯同していただくようお願いします。以上です。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 宮城政司委員の御質疑に関連して答弁させていただきます。今回、令和3年度介護報酬改定に関する賃金の概要ということで、こういった先ほど申し上げた感染症や災害への対応の強化、地域包括ケアシステムの推進、自立支援、重症化防止取組の推進、介護人材の確保、介護現場の革新、5つ目に制度の安定性、持続可能性の確保等が主な内容となっております、この部分に関しましては冒頭申し上げたとおり、介護報酬の改定の部分で、この部分の業務を実施すれば、おのずと介護報酬単価の見直しがされますので、その部分においては、そういった業務を実施すれば、介護報酬単価のほうで反映されていくというところでありますので、これは全国一律のシステムになっておりますので、市町村で独自で給付するという形ではなくて、こういった報酬単価の改定に合わせまして実施していただきたいと。誘導的な施策もあるかと思えますけれども、そういった仕組みになってございますので、御理解をいただきたいと思えます。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 39ページ、虐待防止に係る経過措置とありますね。これはもう少し説明もらってもいいですか。これはどのような流れになっているか。経過措置が分かりにくくて、今読んでいるのですけれども、その辺説明できる範囲内をお願いしていいですか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 説明申し上げます。この部分におきましては、17ページからずっと条例改正の内容から附則の部分が定められております。39ページ、施行期日においては、第1条、この条例は、令和3年4月1日から施行するとあります。今、申し上げました見出しの虐待防止に係る経過措置として、4月1日に条例を施行するのですけれども、これらの準備行為等の手続行為等が必要になりますので、この第2条の部分に定められたものに関しましては、経過措置を設けて、その手続の適用を、この第2条の中で規定しているものでございます。

○山城康弘 委員長 次長、具体的に、この経過措置の年数でやるだけではないという説明をいただければと思っています。要するに3年間の経過措置があるということは、その事業所がやらないといけないことが、それを早急にできないということですよ。その辺の中身を説明していただければ分かりやすいと思いますので、よろしくお願いします。認定給付担当主査。

○介護長寿課認定給付係長 今、御質疑のありました虐待防止の措置についてなのですが、まず各事業所が持っている運営規定の見直しというのが求められています。運営規定というのは、各利用者が事業所

を決めるに当たって、契約する際に一番最初に事業者が利用者に説明してサインをいただいている内容なのですが、この内容の決定がまず求められています。こちらのほうは、今回虐待の防止ということで、今までは会議であったり、そういった外部の方が見えて、こういった虐待防止を行っているか、それに対する意見というのを求めていたのですが、それと併せて必ず事業所を利用するに当たって、この事業所を運営規定の中に、こういった形で虐待防止のための対応を行っていますというのを運営規定に盛り込むということが、今回の追加の内容という形になっています。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 なかなか皆さん専門的には、頭の中で整理されて説明をいただいているわけですが、聞く側の私としては、なかなか理解がしていけないというのはお許しください。

今の説明のとおりやると、今後こういう事業所がこの法律にのっとして、条例にのっとしてやりますよね。その中で事業所が対応できないようなところ出てくるのがあるのですか。先ほども宮城政司委員からも予算措置の件、それと人的な人手不足、さらにこれが人の配置型のもの、さらには感染症対策を細かく、またITを活用した場面とか、いろいろなものが出てくるのですが、今後これをやりますとなったとき、やると決まってはいるのですけれども、法的には、それによって事業所を閉めたり、対応できないとなるところは出てこないですか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 今回、介護報酬改定に伴う2つの省令の改正に伴いまして、4つの条例で主に施設を運営する側の基準を改正する内容であります。介護の被保険者、結局利用者のための部分のところを、より今回の位置づけに基づいて、事業者にとっては少し制限されたり、あるいは研修を追加してやらないといけなとか、そういったところはございますが、利用者の視点に立ちまして、こういった虐待の防止であるとか、そういったところの介護職の従事者の研修の充実であったりとか、そういったものが出される形の改定になっております。

介護報酬の改定になりますが、そういった基準をクリアする部分に関しては、報酬単価の改定の中で費用のほうがおんされてくるという形のイメージになりますので、基本はやっぱり国の介護保険法に基づく位置づけと、その政令、省令等に基づく改正なので、基本的には法体系の中で、こちらとしては上位法の改正に伴いまして、条例のほうを改正せざるを得ないと。ただ、その準備行為の手続の中で、経過措置が定められていたり、そういった実施するところに関しましては、報酬がおんされてくる。でも、逆に実施できない部分に関しましては、介護保険の減額等がもしかしらなされる可能性はあるかとは思うのですけれども、その部分を準備手続の期間の中で準備していただきたいというのが、経過措置の中です。規則的な形のもの、その方向のほうの利用者の側の立場に立った形、あるいは経過措置でもって事業所の準備行為もできるような形で期間等が定められておりますので、御理解いただきたいと思います。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 意味は理解しています、今の説明は。一番は、利用者が快適に過ごす、また預ける側の御家族にも不安を与えないような、そしてしっかりとした取組をさらに明確に事業所に求めていくと思っています。経過措置が3年間ありますということで理解してもいいのか。結局、準備期間は3年なのですかというのを、もう一度確認したいと思います。

事業所によっては、人の配置、今の介護職員が職離れをしているという大変厳しい状況の中で、介護を利用したい方々が増え続けていると。今、ギャップがすごいので、そういう方々のための事業所としてしっかり運営していく。その体制を整えるのに、3年間程度が経過措置で見ているのかということをもう一度、それだけ余裕がありますよと理解していいの。経過措置というのをもう一度説明もらえる。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 伊波委員の御質疑にお答えいたします。先ほど申し上げました附則の39ページにある虐待防止に係る経過措置が第2条で定められておりまして、42ページの第11条、介護保険施設等における感染症の予防及び蔓延の防止と、そのための訓練に係る経過措置が10本の附則規定の条例の中で定められておりますので、現時点では3年間の中で、当然対応していただくような形で準備していただきたいというのが、経過措置になっているかと思えます。

その後どうなるかというのは、政省令の中でその期間のほうを延長するのかとか、この期間で終了するのかというのは、今後政省令の中で通知等が出される中で判断していく形になるかと思えますが、今現時点では、この期間の中で準備期間だというふうに認識しております。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 今のは理解しました。激変緩和みたいに、事業所も急激な激変がないようにしっかり緩和をしていく。そうした措置期間を持って、この条例にのっとった方向性を取り組んでもらう期間がありますということで、理解をもう一度していいですか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 そのとおりでございます。

○山城康弘 委員長 ほかにどうぞ。呉屋委員。

○呉屋等 委員 よろしく申し上げます。今回の議案第26号は、議案の条例の制定の名前が長くて最初理解するのに大変苦労しました。2つの厚労省の省令の一部が改正されるので、本市の関連する4つの条例を一部改正しないといけないということも、いろいろ資料をもらって分かったのですが、そもそも4つの条例をそれぞれ一部改正として議案として、これは1つの議案26号という形で、4つの条例を改正しますということが出ているのですが、議案26号、条例の制定と書いてあるものですから、新しい条例をつくるのかなと最初は思ったのです。この長い文章から。でも、そうではなくて、一部条例の改正、4つの改正ということがうたわれているので、まずそれぞれ別々に議案として一部条例改正であれば、従来いつもやる形なので、こちらもすんなり入ってこれたのですが、まとめてやっちゃっているものだから、理解するのに相当時間がかかりました。今もまだあれですけれども。

そこで、お聞きしたいのは、これは別々に4つをそれぞれ一部改正として議案上程するという事は、検討されなかったのか。また、そのできない理由というのは何なのか、答弁をお願いします。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 呉屋委員の御質疑にお答えいたします。今回、国の省令の2つの見直しにおいて、4つの条例が今回改正されるというのは御理解いただけているかと思えます。今回、なぜ1つの条例を、しかも制定という形にしたかと申し上げますと、先ほど申し上げましたとおり、令和3年4月から始まる介護報酬改定に係る内容が4月1日施行で、この介護報酬改定に伴うものが同時実施されるというところで、同趣旨

の内容に関しましては、1つの内容で改正すべきということで総務のほうとも調整してございます。

今回、政令のところを条例名が長いということで、執行機関の中における条例審査のところの幹事会であったりとか、委員会の中でも御指摘をいただいているところではございます。ただ、このいろいろ手続書等の中で、1つの条例を改正すれば、これも1つの名称になるのですけれども、2つの場合は正しい形の、例えば条例だとA条例、B条例と併記しなさい。ただし、3つ以上になると、A条例など、等の改正等ができるのですが、今回は2つの省令の改正というところで、2つの正式の省令名を記載しないとイケないというところで、法令の担当のほうとも調整して、この内容でというところの定めもありますので、そういった形の長い名前になっております。

今回、この長い省令名を付した名前の条例が、改正ではなくて、それを制定することによって、それが公布されたときに各自溶け込んでいくという形になっていくので、あくまでもこの部分に関しては条例の制定というところでございます。一つ一つのところが期日が違っていたりとか、タイミングが違っていたりというところであれば、省令の改正で1つの条例の改正になるのですけれども、今回は4月1日の施行が同じ日であるというところと、この省令の改正手続がほぼ近い形で示されたことでありますので、総務課の法規担当者とも調整して、このような形になっております。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 これは、今の説明でもそうなのかなというのはあるのですけれども、今後この4つの条例というのは、4つの条例が1つにまとまりましたという話なのか、それとも4つの条例はまだそれぞれ独立していますよと。これまた、その後それぞれ4つの条例の一部改正する条例をまたつくるのかという、これ4つが1つにまとまって、今後もこの長い条例名で進んでいって、何か改正があったらまた同じことになるのか。それと、これは制定するための条例だから、今後はこの4つはまた独立していますよということになるのか。そうすれば、またこの独立したものを一部改正していく必要があるのかという、そこのまとまっているのか、ばらばらなのかよく分からないので、それを御答弁お願いします。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 呉屋委員の御質疑にお答えいたします。あくまでも今回のこの条例の部分に関しては、制定という形になりますので、今回は結果的には4つの条例改正なされるものが、1つの条例で改正されるという形になります。ただ、施行日以降は、この4つの条例が単体で存在するという形になるので、1つの条例でなるという形ではございません。あくまでも施行された後は、4つの条例がおのおの単体で改正内容が溶け込んだ形で、単体で存在する形になります。あくまでも今回3月議会でこの条例制定をして、その条例が可決された以降、4月1日施行された段階では、4つの条例が単体で存在する形になります。それは、1つになるというところではございません。

ただ、もう一つ、今後もどのような形になるのかというところでもありますけれども、この介護保険の部分に関しましては、3年に1回の報酬改定等がございます。仕組みの変更がございますので、未来に向かった形で同じ内容の形の中で、また政令、省令等が改正の必要が出てきた場合には、その状況下に応じて、1つの条例の改正で済むのであれば、1つの政令についての条例改正。ただ、その政令の中でまた複数の条例の改正が必要になってくる場合には、1つの政令の改正に基づいて4つの条例が、もしかしたらまた改正が必要になってくる可能性もありますので、今現時点では、3年ごとの改正の中でどのような位置づけになるか

というのは、その状況を踏まえて判断していく形になっています。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 それは大変合理的で便利な今この4つの条例の改正をして、その後はそれぞれ単独だという説明なので、確かにそう言われてみたら、合理的だなと思っていますけれども、資料をお願いしたいのは、本市は、要は別に厚労省からそうしなさいという指示ではないというのが分かったので、他市はどういうふうにして今回の省令、厚労省の省令の一部改正の2本を市の条例に落とし込みしていったのかという、他市の状況を確認させてもらいたいので、10市の同じ3月議会、一緒だと思うので、この状況と、あと今次長が説明していただいた市の法制担当、そこでのやり取りを。というのは、我々も説明する責任がありますので、何でこうなったのと市民の方に聞かれたときに、実はこうなのだということの説明をするためにも、今内部でもいろんな議論があったというお話でしたので、そこら辺りの、議事録とは言わぬけれども、その辺りの資料を提出していただければ、非常にこちらもまた市民に説明するときに助かるので、以上2点の資料をお願いします。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 今回の条例改正の部分に関しては、10市あるいは保険者のほうに、条例制定の形がどのような形で提案されているかというのを少し確認させていただきたいと思います。ただ、他市も同じような形で議会対応等もしておりますので、少し期間のほうはいただきたいと思います。

もう一点の今回の長い名前の件に関しての手續のものなのですが、解説書、今現在手持ちなのですが、審議録ではなくて、これは法令的な形のもの手續の中で、審議されたから一つの長い名前になったのではなくて、この部分に関しましては、読み上げて説明したいと思います。

この解説書の中のほうでは、一部改正条例の題名は、改正する条例が1つの場合は、A条例の一部を改正する条例とし、2つの場合は、A条例及びB条例の一部を改正する条例とし、3つ以上の場合は、A条例などの一部を改正する条例とするという形で解説書のほうにも示されておりますので、審議の中というところではなくて、手續基準の中でこのような名称になったということを御理解いただきたいと思います。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 ということは、要するに長いという意見もあったのだけれども、解説書を見ると、そういうふうにしていいのだということの結論づけで、特に別々にしたほうがいいのか何とかという議論ではなくて、解説書に基づいてこのようにしたというふうな説明でよろしいですか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 おっしゃるとおりで、幹事会あるいは委員会の中でも読み上げの中で、やっぱりこの字数になりますので、それ相当の時間もかかりましたので、名称についてはできないのかという御指摘もありました。やっぱり、こういった解説書の部分に関しましては、これまでは積み上げ実績等がございまして、慣例化された部分もあるかと思えます。そういった中で示されておりますので、これまでの複数条例の改正の中も、同様な形で改正してきた実績等もございまして、それらの実績と示された解説書の手續過程も確認して、今回に至っているというところで御理解いただきたいと思います。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 今読み上げていただいた解説書も、参考資料で提出のほうをお願いします。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 この部分に関しまして提出したいと思います。

○呉屋等 委員 以上です。ありがとうございました。

○山城康弘 委員長 ほかにどうぞ。進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○山城康弘 委員長 審査中の議案第26号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午前10時33分)

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午前10時33分)

【議題】

議案第27号 宜野湾市介護保険条例の一部を改正する条例について

○山城康弘 委員長 次に、議案第27号 宜野湾市介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については提案趣旨説明を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議なしと認めます。

本件に対する質疑を許します。宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしくお願ひします。ここの定義の説明を2つお願ひしたいのですが、低未利用土地という土地、どういった土地かということと、あと長期譲渡所得というのは、長期というところが理解できない。この2つの定義を、まず説明お願ひします。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 低未利用土地の意味のことで説明さしあげたいと思います。宮城委員の御質疑にお答えいたします。国土交通省所管のところで税制改正等がなされておりまして、この低未利用土地の適切な利用、管理を促進するための特例措置の創設ということで、人口減少が進展し、利用ニーズが低下する土地が増加する中、新たな利用意向を示す者への土地の譲渡を促進し、適切な事業管理を確保し、さらなる所有者不明土地の発生を予防するため、個人が保有する低額な土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特例措置を創設された仕組みになってございます。この部分のところの趣旨で定められております。

介護保険料の算定の部分に関しましては、合計所得の金額を最終的にどの位置づけにあるのかによって決まってくる形になりますので、それ以前にこういった土地の売買等で収入が発生した場合等で、所得のほうに反映してくるものですから、今回この低未利用土地の売買があった場合に、基準があるのですが、

一定以下の場合に低未利用土地として判断された場合は、所得のほうに反映しないという形のものがなされて、今回介護保険条例の一部の中で改正している状況でございます。

○山城康弘 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。この低未利用土地というのは、これは別の省令か何かでしっかりした定義があつてということだと理解します。

この長期譲渡所得という場合の長期ということの御説明をお願いします。これも恐らく別の省令等で決まっている。それに当てはまった場合、それぞれ低未利用土地かどうか当てはまった場合、そしてさらに譲渡があつた場合、それは長期かどうかというのは、当てはまった場合に対象となるというふうに理解しているのですけれども、どれぐらい、イメージがちょっと付きにくくて。長期というのは。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 長期譲渡所得の部分に関しては、特例措置の概要として、土地とその上物の取引額の合計が500万円以下等、一定の要件を満たす低未利用土地の譲渡した場合において、租税特別措置法第35条の規定によりまして、個人の所得から100万円を控除するということで、土地基本法に定められた形のものの手続の中で、そういった売買等が起こった場合に、控除されるという形のものになります。

○山城康弘 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。具体的な年数とかというのは提示いただけないですか。イメージがつかめるような、例えばサンプル的なもので。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 特例措置の適用対象となる要件についてなのですが、特例措置の期限である2020年7月1日から2022年12月31日までに譲渡されたもの、プラス譲渡の年の1月1日において、所有期間が5年を超えるものの譲渡であること等が、この要件となっております。

○山城康弘 委員長 次長、今宮城政司委員が聞きたいのは、要するに譲渡所得というのと長期譲渡というのに関して多分聞きたいと思うのです。要するに何でそういう表現されているのかということ、具体的に多分聞きたいと思うのです。

○健康推進部次長 休憩中の中でいいですか。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午前10時40分)

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午前10時41分)

○山城康弘 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 御説明ありがとうございます。聞こうと思った提案理由の背景とか理由というのは、先ほどおっしゃった省令のほうで、活用できる小さな土地とかをもっともっと有効活用していこうといったような動きがある中で、こういうところまで波及してきたということで理解しているのですが、それで合っていますか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 地方税法等の一部を改正する法律と、今回、先ほども基準条例の説明等していく中で、

令和3年から5年間の中で介護制度の変更等もございますので、こういったところの上位法の改正がありまして、今回の条例に至っております。なので、この適用部分の条例を記載しないと、逆に言えば控除を受けられない形になりますので、他保険者も同様な形で上位法の位置づけが変更された中で、同じような形で手続をなされております。

○山城康弘 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。資料のほうを提出していただいたのですけれども、そういった関連とかもしあったら、より助かったかなというのがあります。

では、この条例ができる、対象者というのはどれぐらい想定されていますか。もしくは過去にもしこの条例があった場合、どれぐらいの方が対象になったかということの数値があればお願いします。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 御質疑にお答えいたします。低未利用土地の部分に関しましては、通年ずっと発生するわけではなくて、市のほうにおいて指定されたところの低未利用土地というところで発生した場合に、先ほど申し上げた条件が整ったときに発生してくるものですので、今現時点でこの部分が新しく出来上がった仕組みであるということと、売手の側は、その金額に該当する形で売買するのかどうかというのが見通せないものですから、その部分に関しての見込みというのは、今現時点では推計等をしてございません。

○山城康弘 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 分かりました。ということは、この低未利用土地は宜野湾市内では、まだ今の時点ではないということですか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 先ほど若干申し上げたとおり、申告等で2020年7月1日から始まった仕組みでございますので、その部分のところの申告というのは今回から始まりまして、今回この部分が適用された場合に、令和3年度の介護報酬の保険料のほうに反映してきますので、その部分に関して、これから対応していく形になるかというふうに理解しております。

○山城康弘 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。

最後に1つだけ、市民の方からすると、こういった条例が制定されたことを、どのように制度を把握していけるか。介護保険に関わる個人ですか、また業者等もありますか。その辺り、要は周知のところをどのようにされていくかということをお説明をお願いします。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 宮城委員の御質疑にお答えいたします。今回、低未利用土地の部分に関しましては、先ほど申し上げたとおり介護保険料の算定の際に、要素として一部分になってくるものでございます。今回、この低未利用土地のほうの判断であったりとか、控除の手続というのは、確定申告なりそういったところでなされてきますので、その部分に関しては、うちのほうで周知できるものと、また当然担当課のほうと調整しないといけない部分があるかと思っておりますので、周知の部分に関しては、既に仕組みとして始まっている制度ですので、そういう部分に関しましては、関係部署のほうにもこういった形の周知のほうを、こういった御意見があったということをお伝えしたいと思っております。

○山城康弘 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。市民の控除になるという部分が増えると理解しているので、そういったところで市民のために少しでもなるところがあれば、しっかりアピールというか、周知のほうもやっていただくようお願いして、質疑を終わらせていただきます。

○山城康弘 委員長 伊佐委員。

○伊佐文貴 委員 先ほど説明をちょっと聞き逃したのですが、1点だけ、この低未利用土地というのは、金額はどのくらいか伺いたい。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 特例措置の概要といたしまして、土地とその上物の取引額の合計が500万円以下等の一定の要件を満たす低未利用土地という形で、その部分が該当した場合に、長期譲渡所得のところから100万円控除される形の手続になります。

○山城康弘 委員長 進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○山城康弘 委員長 審査中の議案第27号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午前10時46分)

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午前10時55分)

【議題】

議案第28号 宜野湾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○山城康弘 委員長 次に、議案第28号 宜野湾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については提案趣旨説明を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議なしと認めます。

本件に対する質疑を許します。伊波委員。

○伊波一男 委員 よろしくお願ひします。先ほども議案第27号で宜野湾市介護保険条例の一部を改正する条例の中に、提案理由が載っております。地方税法等の一部改正する法律(令和2年法律第5号)等の施行に伴いとありますが、これについて大きく変わる点。これは、先ほどは大きく物品、土地とか上物の処分とありましたが、この内容はどこが違いますか。それを受けて、今後は何が違ってくるのですか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 伊波委員の御質疑にお答えいたします。今回、宜野湾市国民健康保険税条例の一部を改

正する主な内容でございますが、資料を提出しておりますので、その中の制度の内容として、(1) 番の説明の丸のところ、令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直しに伴い、国民健康保険税の負担水準に関して意図せざる影響や不利益が生じないようにする必要のあることが主な改正理由です。もう一つが、一定の給与所得者等が2人以上いる世帯は、当該見直しにおいて国民健康保険税の軽減措置に該当しにくくなることから、その影響を遮断するため、軽減判定の見直しを行うというところで、まず上の1つ目の丸のところ、少し説明しづらいのですけれども、地方税法等の改正によりまして、基礎控除等の額が10万円アップされております。それに伴いまして、給与所得と公的年金所得のほうを、こちらのほうの金額でこれまでと同一の収入があった場合に、国保税の課税額が、同じ収入であれば増減しないような形の措置を取る形で、今回この改正のほうは1つであります。

もう一つが、同じような内容の中で、軽減判定の際に現行と改正後、下のところで説明しているとおり、この基礎控除額のところの取扱いが異なっている形になりますので、そこも先ほど申し上げたとおり、現行の収入と令和3年からの収入が同一であった場合に、国保税額の軽減判定が同じに内容になるような形の改正がこの中で行われております。

もう一つが、ページめくりまして裏面のところ、先ほど介護保険条例のほうで御説明しているとおり、低未利用土地等の譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税特例の創出が主な内容でございます。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 ありがとうございます。今の説明を聞いてみますと、ということは今回のこの国民健康保険税条例の一部を改正する条例に関しては、軽減をしていこうという取組の条例として理解していいの。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 ただいまの伊波委員の御質疑ですが、簡単に言うと今までの軽減に影響が出ないような改定になっておりまして、今回の改定によって軽減幅が広がるとかではなくて、あくまで今までの軽減がそのまま同じような形で受けられるような改正内容となっております。

ちょっと流れを説明いたしますと、この所得税法の改正自体が、今まで給与控除とかで処理されていた分が、そこからではなくて、その後の基礎控除の部分に10万円を上乗せして、その前の給与の部分については、その10万円分を減額した形になっているのです。その結果としては、先ほど申し上げたとおり、国保の軽減については基礎控除前の額が対象になるので、そこが10万円減ってしまうと、控除対象の限度が引き下がってしまうので、今まで軽減を受けられていた方が、軽減を受けられなくなってしまうという不具合が生じますので、それを今までと同様にするために、基礎控除の部分に10万円をプラスした形で算定をするということになっております。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 今の課長の説明は、今軽減されている方々を今後も継続していくためには、数字合わせみたいな形のもので一応入れていこうと。もしそれがなければ、国保税がアップするというのをなくしましよという条例だというふうに説明があるのですが、これをもしやらなかった場合に、相当な金額が変わってくるのですか。多くの方々が10万円という引下げがあるなしでは、相当変わるということで理解していいですか。増える方が多くなるのと、結局該当する方が増えるのですかと。今までの国保税、本年度分より、また次年度分が急激に変わるのということを御説明してもらっていいですか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 資料のほうを御覧いただきたいのですが、真ん中から下のほうに現行と改正後ということで、軽減判定所得7割、5割、2割がございまして、上のほうが現行のものです、7割軽減については基礎控除額ということで33万円、これ以下の所得の人に対しては、7割の軽減が受けられることとなります。その下の5割の軽減基準に対しては、基礎控除にまた28万5,000円の被保険者数を掛けた額が基準となりますので、この所得基準額より下回った方に対して5割軽減になるということになります、今回そのまま行った場合、その前の給与所得控除が10万円引き下がるので、結局この基準より所得のほうを上回ってしまうということになるので、今まで先ほど申し上げたとおり受けられた人が受けられなくなる。

さらに、給与控除については、被保険者数ごとに10万円引かれるので、それでまた改正後のほうは、これにプラスして10万円掛ける給与所得者数の数を掛けるということになっておりまして、これがどの程度いるかというところまでの把握はしていませんが、相当するという方に対しての影響は出るものと思われま

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 すみません。少し確認漏れがありまして、今、資料の中にもありますが、7割軽減、さらに5割、そして2割とございます。こういう方々が、今までの軽減された方々が軽減の対象から上がると。3割の方が5割になったりする可能性も出てくるし、5割の方が7割になる。逆ですね。7割の方が5割に落ちる。5割の方が3割に落ちていくということがあるので、こういう方々をしっかりと今までどおり対応していくための条例ですよということで理解をするのですが、もしこれがない場合は、相当変わるということをもう一度確認したいのですが。市民にしては、こういうふうにちゃんとやっておりますよと。そういう条例が変わっていますので、安心してほしいというのを、また付け加えていかないといけないかなと思うので、その辺をもう一度確認しますが、改正がないもしくは10万円の控除がない場合は、大きく変わるみたいな形のことがあるかというのを確認だけ。逆に言えば、1割程度が移動するのではないですかとか、概算2割ですとか、こういう方々の市民の世帯に大きく動きが出てくるのではないですかというのがあるのかどうか。その点、分かる範囲内で。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 伊波委員の御質疑にお答えいたします。今回の国保税条例の改正におきましては、現行のまま、令和2年度であっても令和3年度であっても同一の収入等であれば、同一の軽減判定が適用されるような形で改正する形になります。伊波委員の御指摘のとおり、もし改正されなければ、改正後のところを少し御覧いただきたいと思うのですが、今回地方税法の改正に伴って、基礎控除額の金額が43万円、軽減判定所得が43万円になりますので、今までと何ら収入は変わらないのですけれども、この基礎控除額のところの適用金額が変わっておりますので、軽減判定が33万円までだったのが、この金額がアップされることによって、所得判定のほうは今現状より10万円上がってしまう。そうすると、その軽減判定の所得のほうが高くなっておりまして、判定のほうで7割軽減のところの該当が少なくなってしまうというところで、先ほど国保課長から申し上げたとおり、意図せざるを得ない影響が出て不利益が生じないような形で条例を改正して、今現行のまま適用されるような内容となっております。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 すみません。ちょっと補足させていただきます。最新の状況の数値では把握はしてい

ないのですが、令和2年3月時点の軽減の対象者の人数が、7割、5割、2割全体で1万7,245人いらっしゃいまして、そのうち7割軽減が8,318名、5割が5,729名、2割軽減が3,198人ということでそれぞれあるのですが、結局基準が改正されずにそのままいった場合は、7割の方が5割に下がったり、2割に下がったりということで、変動はどうしても出てくるものと思います。

そこは周知に関しては、今回の改正については、あくまで令和3年度の税額に対しての適用になりますので、その辺については毎年当初納税通知書を発送する際に、国保ガイドを新しく作成して併せて通知していますので、その中で軽減制度についても記載してございますので、心配がないようにちゃんと市民には周知をしていきたいと考えております。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 説明大変ありがとうございます。多くの市民に関わってくる問題ですということの説明をいただきました。この条例を制定するに当たり、これは当分の間はこの条例でいくのかということはありませんか。逆に言えば、これは毎年変わるのですよということなのですか。なぜかというと、国保の加入者、皆さんは税の安定が一番望まれる。さらには、軽減が望まれているというのが常識なので、それがまたその都度上がったり下がったりするのか。負担の目安が、この条例は5年間適用みたいなものとかあるのかどうか。条例としても大変国民に寄り添った条例なのかなと。国民健康保険加入者に寄り添った条例の審査をしている最中かなと思っているものですから、これがその都度変わるのかなとなると、これは3年程度で是正を入れるのですよとか、大体の今までの経験、さらには報告がある中でお聞きしたいと思います。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 国保税条例のほうの改正については、様々な要因がございますので、一概に言えないところがあるのですが、今回の軽減判定の基準の改正については、あくまで所得税法が変わったための影響なので、当面は今の基準でそのまま行くものと思います。

所得税法の改正した理由は、補足として説明しますと、働き方の多様化を踏まえて、働き方改革を後押しするところの関連から、特定の収入にのみ適用される給与所得控除及び公的年金等控除の控除額を一律10万円引下げ、どのような所得にも適用される基礎控除の控除額を10万円引き上げというのが、この改正の趣旨となっております。働き方改革で一部に限って給与所得だったり公的年金に控除が適用されていた部分を、フリーランスとか請負だったり、自営業の方々に対しても基礎控除を上乗せすることで、幅広く職種が選べる、全員が対象になるという趣旨の改定ですので、これは当面の間はそのまま改正はないものと思われます。以上です。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 ありがとうございます。今、御説明していただきました資料は、提供できるでしょうか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 平成30年の税制改正に含まれる国の資料になっておりますので、提供は可能です。

○伊波一男 委員 提供をお願いします。

○山城康弘 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしく申し上げます。今までの御説明で、市民への影響がないようにということで、こういった条例の制定ということで伺ったのですが、その目的であったとしても、この変更を加えることで

負担が変わるというケースが全くないのか、御答弁をお願いします。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 宮城政司委員の御質疑にお答えいたします。今回のこの部分に関しては、国保課長が申し上げたとおり、税制改正の一端の中でフリーランスとか、あるいは請負、給与等の収入等が今まで控除されていなかった金額を、給与所得者であっても、公的年金所得者であっても、同様な形で控除が適用されるような形ということと、多様な働き方が今現在広がっているので、これらの控除の対象を広げるという形でももとはなされております。

ただ、その基礎控除額を上げることによって、税の確保ができなくなるので、給与所得と公的年金の所得控除は逆に言うと小さくなっていると。国保税の部分に関しては、こういったところを所得とみなして国保税額に反映したり、軽減の対象になっていきますので、その部分が影響しないような形での改正でありますので、基本的には給与所得であったり、フリーランスであったりとか、公的年金所得であっても、国保税率、令和2年の水準と同じ額であれば、令和3年度も国保税額というのは同じような形になるような形の仕組みが構築されております。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 今、次長のほうから説明があったとおりののですが、負担が変わる分については、これまで軽減された方々に対しては変わらないですが、フリーランスの方々は逆に基礎控除分が10万円引き上がるので、これまで対象ではなかった方が対象になるケースは出てくるものと。

○山城康弘 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。

別の観点で、この健康保険税を支払っている方々の影響は確認できたのですが、業務として、恐らくシステム改正等が入ってくると思うのですが、その辺りはどういった影響がありそうですか。いつ頃を想定しているのか、分かる範囲でお願いします。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 ただいまの御質疑ですが、令和2年12月議会で補正のほうでシステム改修費用について計上させていただいております。

○山城康弘 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。もう既に導入済みというか、切替えはまだなのかもしれないのですが、準備してはもう終わっていると。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 3月中にはシステム改修を終える予定となっております。

○山城康弘 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。これは、システムのほうの変更はあると思うのですが、職員の方もやはり新しくなるということは、少しこれまでとは異なってくるのか、それともその部分は全部システムの中で吸収して、職員のほうとしては特に大きな変更はないのかというのを確認したいと思います。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 業務としては、特に変更はないです。

○宮城政司 委員 以上です。ありがとうございます。

○山城康弘 委員長 進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○山城康弘 委員長 審査中の議案第28号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

午前の会議をこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。その間、休憩いたします。(午前11時35分)

◆午後の会議◆

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午後2時00分)

これより午後の会議を進めてまいります。

【議題】

議案第4号 令和2年度宜野湾市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

○山城康弘 委員長 議案第4号 令和2年度宜野湾市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。

本件については提案趣旨説明を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議なしと認めます。

本件に対する質疑を許します。柴田委員。

○柴田直樹 委員 お願いします。7ページの4款1項1目の説明欄で保険者努力支援分とありますが、この内容について伺いたしたいと思っておりますので、説明をお願いします。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 保険者としての努力を行う自治体に対して、適正かつ客観的な指標に基づき交付金を交付するという事で、平成30年の国保制度の改革に伴ってできた制度となっております。この保険者の努力を判断する指標としては、現在12指標ございまして、これを各市町村がこの指標に対してどの程度達成したかによって、この交付金が決まるものとなっております。今回の補正については、交付額の確定に伴う132万3,000円を補正増するものでございます。以上です。

○山城康弘 委員長 柴田委員。

○柴田直樹 委員 その努力の効果で実績が見えて支給されるというので理解しておるのですけれども、この効果とか実績に対してどのような効果がありますか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 効果、実績のほうが、この努力支援制度のポイントに反映される形ですので、主な指標としては、共通の指標としては特定健診の受診率であったり、あとがん検診の受診率等が評価の対象になっております。あと、そのほかの取組状況としては、収納率の向上に対する取組の状況、あと計画の策定状況、第三者求償の取組の実施状況等が対象となっておりますので、どう効果があるかと、取組高を評価されている程度ということで御理解いただければと思います。

○山城康弘 委員長 栄田委員。

○栄田直樹 委員 ありがとうございます。

○山城康弘 委員長 課長、せっかくですから今の努力者支援制度の概要を、12の指標も含めて資料としてもし頂けるのだったら、皆さんに提供大丈夫ですか。後日で構わないです。国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 努力者支援制度の概要について、資料を提出してまいりたいと思います。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 普通交付金が大きな減になっている。皆様方から見ての原因は何だったのか、それをまずお聞きします。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 歳出2款の保険給付費のほうが、当初見込みより実績が下回っていることから、この普通交付金が1億9,700万円余りの減となっているところでございます。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 ありがとうございます。保険給付費が減になっているから、このような状態になっていますということで、今回の新型コロナウイルス関係で、病院等を利用する方が減ったというふうに理解しているのかどうか、その点どのように分析されていますでしょうか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 明確な分析をしているわけではないのですが、毎月の給付費の状況を見ますと、新型コロナの影響による受診控え、それが要因として考えられると思っております。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 あと、大体そういうことが病院も利用者が減ったというお話も聞いて、特に高齢者の方々が自宅で我慢していたのかなというのもあるのですが、理解をしました。見込み減もありますということもあるので。

次に、14ページ、確認させてください。出産育児一時金等が大幅に減かなと今思っております。新生児の誕生が少なかったのかなというのもあるのですが、これもどのような所見をお持ちですか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 この出産育児一時金自体は、医療機関もそうですけれども、直接払いだとその年度なのですが、過去2年にさかのぼって請求ができる形にもなっておりますので、この数字が今年度の出生数とイコールになるものではないということで御理解いただきたいと思いますが、今回の補正につきましては、これまでに1月当たり約350万円かかっておりますので、正常分娩で350万円、異常分娩で350万円、あと毎月の窓口申請によるもののほうで、これまでの実績を踏まえて今後の見込みを試算したところ、約1,500万円の執行残が出るということで、今回補正減をしているところでございます。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 ありがとうございます。

あと、先ほど栄田委員のほうから保険者努力支援分で、保険者が努力した支援分というのは、これは保険者にお返しするものなのですか、市だけに交付があったのか、被保険者には何もないのか、その点はどのようなのですか。保険者は、宜野湾市ということで理解していいですか。そして、被保険者へは何もないということですか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 保険者に対する支援ということで、意図としては保険者の取組、医療費が高騰している状況を抑制するために取組が必要ということで、そこを積極的に促すために設けられた制度だと理解しています。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 特に今の件、まず目標値はありますか。今、前回の資料があるのですが、内容は一緒なので、保険者機能強化推進交付金というのは満点があって、それに向けて本市の取組は、今後どのようにしていくのですか。今回は、844点とかありますね。それに向けて得点53.6%とか、介護が何%とかあるのですが、その保険者機能強化推進交付金を活用するために100%の目標を掲げようと思うのですが、これはまた逆に言えば、いろんなところで予算を繰入れできると思うので、それに向けて目標値みたいなのはあるのですか。今回はこのことをやりました。しっかり目標値を設けて取り組むかどうか。53%を70%、80%へ持っていくと、交付金が400万円になりますとか、500万円になりますとかいうのがあるのですか。

何を言いたいかというと、目標値が明確になっていけば、交付金はしっかりいただけるものはいただくということでやれば、いろんなものに使えるのかなと。今見たら、いろんなところにこの交付金を財源にして活用しているのだなと思ったものですから、その点お聞きしたいと思います。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 ただいま御質疑の令和2年度の結果については、満点が995点になっておりまして、宜野湾市がそのうち654点ということで、全体の41市町村のうちの18位となっております。この中の議員御質疑のところですが、点数が取れていない部分というのがございまして、その中ではがん検診の受診率、あと歯周疾患検診受診率、こちらが70点満点のところをゼロ点ということになっております。ただ、何も取組をしていないというわけではなくて、受診率が何割以上、そういった目標設定がございまして、そこをクリアしないと点数化されないというところで、宜野湾市としても取組を行っているところではあるのですが、なかなか結果が今ついてこない状況がございまして、その辺りは今後改善を検討していくところでございます。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 最後に聞かせてください。今のこの保険者努力支援金、11市の中では何位ぐらいに入っているのでしょうか。41市町村の中では18位となっていると御説明いただきました。まずは、11市と言われている沖縄県内の市では、何位になっているかということが分かるのであれば、御答弁ください。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 市ごとの資料は持ち合わせてございません。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 今、伊波一男委員からも質疑があった14ページの出産一時金の減額補正の件で、いろいろ答弁をいただいたのですが、2,500万円補正減をして、7,700万円余りの予算ありますが、福祉保健の概要の9の2を見てきたのですけれども、こちらの9の2のほうは決算額とは異なるとありますが、平成27年度の毎年下がり続けていると、直近の平成30年と令和元年というのは、支給額で8,200万円の金額で推移していますので、要するに7,700万円という、令和元年、平成30年の支給額ベースよりもかなり少なくなっておりますので、2年にわたって請求できるというような答弁もございましたが、これはそういう意味では減額し過ぎていないかなというのは気になるのですけれども、実際のところ、実績ベースでは例年の進捗と比べて、この2月現在とか1月現在のペースで見ても、例年よりも少ないというふうなことでいいのですか。実績ベースで。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 呉屋委員おっしゃるとおり、前年度の支給額を引き上げても、補正後の額が下回っています。先ほど説明したとおり、これまでの実績額を踏まえての補正となっておりますので、昨年に比べて減少傾向にあると考えております。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 万が一その予算が足りなくなっても、2月、3月に出産される方は来年度4月以降、これは請求をして遡及されるということで理解してよろしいですか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 委員おっしゃるとおりでございます。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 ありがとうございます。分かりました。

では、12ページの6款2項1目の特定健康診査事業費の01の特定健康診査事業委託料が650万円減額で、これは本会議場のほうでは集団健診、個別健診の一部中止のためだと、そういう説明がございましたが、それでは中止になった箇所は何か所あって、もし具体的に会場名が分かるのであれば、そちらのほうも御答弁のほうを。

○山城康弘 委員長 健診指導係長。

○健康増進課健診指導係長 お答えします。今年度の集団健診におきましては、5月、6月、県の緊急事態宣言において5月16日の保健相談センター、定員140人分の1回分と6月6日及び8月23日、嘉数小学校で予定しておりました140人分のものを2回中止しております。6月分の中止分に関しては、延期という形で愛知区公民館、我如古区公民館の分が11月と12月に延期対応しております。なので、実質3回分を中止という形で行いました。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 延期した分もあったのだけれど、保健相談センターの140名分1回と嘉数小学校の2回のほうができなかったのが減額と。前もちょっと聞いたかもしれないですけど、おっしゃるとおり、この時期には緊急事態宣言、5月というのは緊急事態宣言でしたけれど、その間、保健相談センター、この健診ですね。要は、このできなかった分に対するかわりというか、年中緊急事態宣言になっていたわけではないので、

解除された期間もあったし、特定健診の受診率を上げようということですよ。それで皆さん頑張っているの、中止にするのではなくて、この2会場もちょっとやり繰りして延期という形で実施できなかったのかというのを、それは調整されたのかというのをちょっと御答弁ください。

○山城康弘 委員長 健診指導係長。

○健康増進課健診指導係長 保健相談センターと嘉数小学校で5月、6月、8月に中止にした分に関しましては、7月以降の集団健診業務委託業者と調整を行いながら、11月7日に保健相談センターで140名枠を代替し、また、2月28日午後日程追加にて70名枠を市役所にて代替しております。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 そうすると、保健センターの5月16日の分は代替ができたというのですよね。

○健康増進課健診指導係長 はい、3日分のうちの1.5日分を代替という形で日を設けております。

○呉屋等 委員 3日分のうちの1日。ですから、結局140名と、大変大人数だと思うのですが、ほかにも代替というのはできなかったということだと思うのですが、そのできなかった要因というのは、こういう理由でできなかったというのを説明してもらっていいですか。

○山城康弘 委員長 健診指導係長。

○健康増進課健診指導係長 代替としては、集団健診を南風原の沖縄健康づくり財団と契約をしながら行っておりますが、健康づくり財団も他市町村との契約、それ以外に学校健診等もありまして、こちらが別日程の確保が12月1日のみ、1日目の追加分しか年度内での対応が難しいところでした。

今回、予算を650万円補正減にしている理由としては、集団健診におきましても、通常であれば140の定員枠に160名程度予約として入れ込みながら対応するのですが、感染症予防対策として3密の回避と、あと消毒の徹底を含めて、やはりこの健診自体時間がかかるということもありまして、人数は多少制限をした上で行っている理由もあります。そのため、今回650万円の減としては、集団健診のみならず、個別の医療機関のほうで緊急事態宣言の間は中止をされた医療機関もありますし、その期間中は人間ドックの予約も後半に、後ろ倒しに持っていきながらされている医療機関がほとんどでしたので、見込み数としての減が見込まれたため、今回受診率向上には努めていきたいところではあるのですが、実際受診で対応できるキャパの数がやはり見込めないということで、今回3月の補正減をしております。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 補正減の理由はよく分かりました。いろいろ調整されているのだなというのも分かりますが、この新型コロナに関しては、新年度もゼロで平常になるという保証はどこにもないので、例えば南風原にある健康づくり財団との今委託契約とおっしゃっていますが、その契約というのはほかにも、要はどうしても1社だったりすると、そこに対しても融通できなくなるので、2社との契約というの、次年度とか今後そういうふうな選択肢というのも可能なのか。

○山城康弘 委員長 健診指導係長。

○健康増進課健診指導係長 検討はしていきたいのですが、またそれ以外に集団健診を担う事業者に関して、県内でいろんな市町村の割合の部分と、また先ほど学校健診と市の職員の健診があるように、企業者健診ということの割り分もありまして、なかなか新規の開拓というところは、相手の受入れの日程調整も含めると難しいかなという所感を抱いております。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 最後に、資料をいただきたいのは、本市の人口もそうですけれども、例えば那覇市とか30万を超える市町村もあるわけなので、これを委託できる病院というか、医療機関というか、県内にどのようなことがあるかということのリストアップしていただいて、資料として提出していただきたいのですが。

○山城康弘 委員長 健診指導係長。

○健康増進課健診指導係長 後日でよろしいですか。

○呉屋等 委員 もちろんです。

○健康増進課健診指導係長 対応していきます。

○呉屋等 委員 以上です。終わります。

○山城康弘 委員長 ほかにどうぞ。宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしくお願ひします。補正予算、12ページの保険給付費のところでは2款1項1目の一般被保険者療養給付金事業の1億5,000万円、議場での説明では新型コロナウイルス対策、新型コロナウイルスの高齢者の受診控えという御説明だったと思うので、その次のページの一般被保険者高額療養費についても、同じような理由で減額になっているのですが、これはすみません。もし今回だけではなくて、これまでもあったと思います。多分、今後もこういう受診控えが続く可能性はあると思っています。この受診控えの傾向について、もし分かりましたら教えていただきたい。増えているのか、減っているのか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 今後の見込みについては大変難しい部分がございますが、今年度の傾向といたしましては、やはりコロナの影響が出始めたところから、昨年と比べて減っていると。また、緊急事態宣言等が出たときには、極端に落ちているというのもありますので、やっぱりこのコロナ禍の中で受診控えはあるとは考えております。

ただ、前半に比べて後半については、月にもよるのですが、最初の緊急事態宣言のときほどは、昨年度の比較ではそこまで極端に落ちる例はありませんので、やはり控えていた方が、むしろ病院に行かないといけないという状況も想定されますので、次年度以降どうなるかという、そこまでの落ち込みはないのかなど。そこは断言はできませんから、これまでの傾向からすると、そういった予想が立てられるのかなど考えております。

○山城康弘 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。新型コロナの今後ワクチンがどういうふうに進んでいくか、いろんな状況が今後変わっていく中で、市民のほうもそれぞれで判断をしながら行くと思うので、もちろん分からない部分はあると思いますけれども、この受診を控えるという影響が気になっていまして、例えば本来であれば受診したいけれども、コロナのことを心配して病院に行けないという状況で、例えば1回で治る病気もあるかもしれない。1回の通院で治る病気もあると思えば、継続して行かなければいけないというようなものもあると思うのです。そういった状況で行けなくなると、病状が自分自身では感じなくても、悪化してしまうものであったり、蓄積していくものがないかなという懸念があります。そういった方々に対して、何かアドバイスというか、相談窓口があったりしたかということと。あとは、そういう悪化の何か相談ありましたか。

○山城康弘 委員長 健診指導係長。

○健康増進課健診指導係長 コロナ感染症数が増えてきたときには、やはりその不安に関して、健康増進課、保健相談センターのほうに不安心理の相談ということで、窓口の設置ではないのですが、この場合はどうしたらいいのかということで、件数としては、資料が今手元にはないのですが、大分多くありました。それで、こちらはまた地区の保健師のほうと、あとそれ以外の病院の発熱時の案内であったり、病院受診をどうしたらいいのかということに関しては、予防係を筆頭に対応している経緯もあります。

○山城康弘 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。恐らく皆さん不安だと思いますので、病院に行けないということは、余計に不安を感じるのがあると思うので、今おっしゃっていただいたような相談窓口等でしっかり対応していただくようお願いいたします。以上です。

○山城康弘 委員長 ほかにどうぞ。進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○山城康弘 委員長 審査中の議案第4号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午後2時30分)

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午後2時40分)

【議題】

議案第13号 令和3年度宜野湾市国民健康保険特別会計予算

○山城康弘 委員長 次に、議案第13号 令和3年度宜野湾市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

本件については提案趣旨説明を省略いたしましたと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議なしと認めます。

本件に対する質疑を許します。宮城力委員。

○宮城力 委員 よろしくお願ひいたします。宜野湾市特別会計予算書の25ページをお開きお願ひいたします。前年度は予算化されていなくて、本年度50万円の傷病手当金が組まれたのはなぜなのか、御答弁お願ひいたします。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 ただいまの御質疑にお答えいたします。この傷病手当金制度自体が、新型コロナの影響を踏まえて、令和2年度においては補正のほうで対応してもらいました。これまでのところ、当初は令和2年9月までということが12月までの延長になって、3月31日まで3回延長になったのですが、最近また令

和3年6月末まで延長ということで、国から通知が来ているところでございます。当初予算として計上して
ございます。

○山城康弘 委員長 宮城力委員。

○宮城力 委員 大変ありがたい事業だと思います。これは、何名の市民の方が大体対象になるのですか、
この予算の中で。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 まず、この傷病手当金に関しましては、被保険者が無給になった状況で、給与の60%を
補填する金額になりますので、その部分が今現時点で、その60%の見込みを5,000円掛ける10日間程度で10人
ほど予算を措置している状況でございます。

○山城康弘 委員長 宮城力委員。

○宮城力 委員 それでは、39ページの予備費というのがあるのですけれども、この傷病手当金で間に合わ
なかった場合とか、予備費とかで追加で予算を運用したりとか、計上したりとかあるのか、それともこの予
備費というのは何に使われているのか、御答弁をお願いします。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 予備費というのは、不測の事態に備え、国保だと800万円確保している状況でござい
まして、補正等で間に合わない緊急の場合に予備費を充当して対応しているというものでございます。

○山城康弘 委員長 宮城力委員。

○宮城力 委員 分かりました。ありがとうございます。

○山城康弘 委員長 ほかにどうぞ。伊佐委員。

○伊佐文貴 委員 予算書の16ページをお願いします。歳出の1款1目の説明欄の一般管理事業の委託料、
この委託料というの、去年は380万円ちょっとなのですけれども、今回4,900万円、この上がった理由をお聞
かせください。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 国保の標準システム導入事業がございまして、それに係る初期導入費用として約
5,000万円を今回計上させていただいております。

○山城康弘 委員長 伊佐委員。

○伊佐文貴 委員 ありがとうございます。

次は、27ページをお願いします。3款2項の説明欄01の一般被保険者・後期高齢者支援金等事業、減額にな
っていると思うのですけれども、どういった理由でこれはなったのか、御説明をお願いします。

○山城康弘 委員長 庶務係長。

○国民健康保険課庶務係長 お答えいたします。3款2項1目の一般被保険者・後期高齢者支援金交付につ
いてですが、これについては県のほうが各市町村から後期支援分という納付金を集めて、支払基金という機
関に納めるお金の流れになっております。このお金をどうやって算定するかということなのですけれども、
国のほうが以前は市町村単位で調整交付金というのをいただいていたのですけれども、今は県がまとめて調
整交付金をもらって、足りない分を市町村に納付金として納めてくださいという流れになっております。県
としては、国からもらう調整交付金の金額によって、市町村にこれだけ納めてくださいという額が決まるも

のですから、今回、令和3年度に関しては、例年より国から県に下りてくる普通調整交付金が令和2年度に比べて多い見込みということであって、各市町村に納めてもらう後期支援分も、例年に比べて低くなっているという状況になっています。

○山城康弘 委員長 伊佐委員。

○伊佐文貴 委員 ありがとうございます。別にこれは後期高齢広域連合が集めるお金は変わらずというか、宜野湾市では何か特別得したとか、そういうものではないという理解でよろしいでしょうか。

○山城康弘 委員長 庶務係長。

○国民健康保険課庶務係長 はい、そのとおりであります。

○伊佐文貴 委員 以上です。

○山城康弘 委員長 ほかにどうぞ。栄田委員。

○栄田直樹 委員 お願いします。先ほど宮城力委員からありましたが、傷病手当の件で5,000円の10人分ってありましたが、この10人分という分析の仕方についてだけお願いできますか。なぜ10人分という形になったか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 先ほど説明したとおり、傷病手当金自体は6月末まで支援は延長になっていますが、当初要求時には未定だったのです。ただ、この申請自体は2か年間可能ということですので、今回の分については、あくまで費目的なものとして、取りあえず当初予算で50万円程度確保されたいという現状でございます。

○山城康弘 委員長 栄田委員。

○栄田直樹 委員 ありがとうございます。

すみません。続いて34ページの6款2項2目の特定保健指導事業についての説明欄03なのですけれども、糖尿病性腎症重症化予防事業についての事業内容を少し説明お願いできますか。

○山城康弘 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 お答えします。糖尿病性腎症重症化予防事業についてですが、市民の方々が受ける特定健診の結果が出てきたときに、保健指導を実施して適切に医療につなげて医療の連携を支援するわけですが、その中で糖尿病の重症化に伴うリスクが高い方々、数値とかが高い方々に対して、人工透析の防止とか透析導入を遅らせることを目的に、通常の特保健指導とはまた別に、そういったリスクのある方々に対してさらに指導していくというような、アプローチしていくということで、専門医の方々につなげたり、受診を中断されている方がいましたら、また受診につなげたり、そういうことで透析への導入を遅らせていくことによって、医療費の適正化を図っていこうという目的で行われている事業であります。

○山城康弘 委員長 栄田委員。

○栄田直樹 委員 ありがとうございます。早期に発見して、また医療につないでいくという形で、この予防に対して実績等があると思うのですけれども、これまでどのような効果が出て、またその対策というか、取り組んでいるか、その内容について、実績についてお伺いしていいですか。また、対象者がどれぐらいいるかというのをお願いできますか。

○山城康弘 委員長 健診指導係長。

○健康増進課健診指導係長 回答いたします。この糖尿病性腎症重症化予防事業に関しましては、平成30年度から事業を開始しております。こちらに関しては、福祉保健の概要の8の10の表24、下のほうです。こちらのほうに対象者数、平成30年度、75名、利用者実人数ということで49名と出しております。令和元年度に関しましては、対象者が261名、利用者を実質439名として出しております。平成30年度と令和元年度に関しましては、この糖尿病から透析移行に、合併症が進んで透析に移行する方のリスクとして、平成30年度はかなり悪い方たち、数値としてはA1cという糖尿病の指標であるコントロール不良で8以上の方ということで、優先的に勧誘をしているのですけれども、令和元年度からは7以上ということで、その対象枠をより予防的な観点から広げるということで、対象者数が75から3倍以上の261名ということで、拡充した形で事業を行っております。

こちらの事業を実施しての実績、効果としてですが、ただ1、2年ですぐにこの効果が出るということが見えない事業になっておりまして、糖尿病も20年、30年かけて合併症が徐々にしながら透析まで移行することもありますので、今後こちらの事業の評価としては、国保の中で対象としている健診の40から74の対象者の中で、新規で透析に移行した方のうち、糖尿病である方の人数の推移を今後見ていこうと思っております。こちらに関しては、今年間10名前後として国保だけで見ておりますが、1～2名の減は出ておりますが、こちらが事業の効果として見えるかどうかというのが、75歳以上の方が人数として割合が多くなっているものですから、国保から後期に資格が移行しているものも含めて数が減っているという分析も、一つの理由として持っているものですから、事業としての効果が今出ているというのが断言できないので、ここまた5年、10年見ながら、この事業の評価をしていきたいと思っております。

○山城康弘 委員長 栄田委員。

○栄田直樹 委員 ありがとうございます。1～2年で効果が今見られないという御説明があつて、1名から2名が抑え切れているというか、減っているという説明もありましたが、重症化に行かないように、やはり大事な事業でありますので、今後ともしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。ありがとうございます。

○山城康弘 委員長 ほかにどうぞ。宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしく申し上げます。1ページの総括のところからなのですが、予算に関する説明書の1ページ、歳入歳出予算事項別明細書のところの3点、1番の国民健康保険税と4番の県支出金と8番の諸収入、ざっくりとなのですけれども、前年度予算額より大きく減っていると思うのですが、このそれぞれ減額の理由を御説明をお願いします。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 1ページの歳入の1款の国民健康保険税、4款の県支出金、8款の諸収入でよろしかったでしょうか。

○山城康弘 委員長 宮城委員。

○宮城政司 委員 すみません。3番の国庫支出金も大きく変わっているので、もし併せてよければ。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 お答えいたします。まず、1款の国民健康保険税のほうで前年度比3,600万円余りの減につきましては、新型コロナの影響による課税所得の減少に伴う調定減を見込んだところでございまして、

こちらとしては3,600万円の減となっております。

続いて、3款の国庫支出金については、昨年度はシステム改修に伴う国庫補助があったのですが、これがないということで減となっております。

4款の県支出金1億9,491万5,000円の減につきましては、先ほど補正の質疑もございましたとおり、いわゆる医療費に充てるための補助金、1節の普通交付金が1億7,000万円余りの減を見込んでございます。減の理由といたしましては、先ほど補正のときと同様に、歳出予算の保険給付費が大きく減となる見込みであるためでございます。

続いて、8款の諸収入につきましては、歳入欠かん補填収入が前年度比で2億3,618万9,000円の減となっております。こちらのほうは原因といたしましては、一般会計からの法定外繰入金が1億円の増となっているところと、あともう一つは歳出のほうで、県への納付金自体が2億円余り今回納付金が前年度比減額となっておりますので、それに伴って歳入歳出の差が縮まったことによって、歳入欠かん補填収入が2億3,600万円余り減額となっているところでございます。

○山城康弘 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 御説明ありがとうございました。

次の質疑を行ってまいりたいと思います。先ほど御答弁いただいたのですが、16ページ、歳出の3款1項1目で4,966万2,000円、委託料のところ国保に關係するシステム利用のためと理解したのですが、これは毎年必要になる金額、ランニングですか、それとも初期導入的なものですか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 今回の委託料につきましては、初期導入費用であります。

○山城康弘 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。ということは、今回だけで、来年度以降とかはこの金額は発生しないということですね。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 標準システムの導入が令和4年度中の導入を予定しておりまして、この委託費については、令和3年度、あと令和4年度も予算化を予定しているところでございます。

○山城康弘 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。2年かけて導入するという理解になってはいますが、これは機械とかソフトだけではなくて、もう少し詳細な説明をお願いします。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 今回、令和3年度の当初予算で計上している委託費については、この標準システムを利用するに当たって、県のクラウドを予定しておりまして、その費用として国保連合会に委託する費用となります。今後、予定としては、既存のシステムとの連携をしないといけませんので、それに対する改修費、あと連携に関するシステム改修費が、今後予定されておるところでございます。

○山城康弘 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。

続いて、32ページの5款2項1目の特定健康診査事業費のところ、ちょっとうまく理解できなかったの

で申し訳ないですけれども、以前特定健診ではA Iを利用する受診向上の取組をされていたと思います。こちらは、説明の03番受診率向上事業に含まれるものなのですか。

○山城康弘 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 お答えいたします。A Iの分析の委託料の件ですが、02番の特定健康診査事業の調整交付金の事業の部分の委託料のほうに含まれております。

○山城康弘 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。この531万6,000円のところですか。

○山城康弘 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 そうです。こちらのほうの部分に含まれております。

○山城康弘 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。こちらはコロナの影響等で控えたり、何か影響を受けたことはありますか。

○山城康弘 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 昨年度、令和元年度末からコロナの影響がございまして、令和元年度からA Iの分析ですとか、受診勧奨業務を行っているところでありますが、やはりそうしたコロナの影響のほうもあるということとして、今受診率が通常であれば3%ぐらいを目標に上げる予定ではあったのですけれども、なかなか思うように実績が上がっていないというところもありますので、影響はしているかと思っています。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 ありがとうございます。もし、コロナがなければ、純粋にA Iを活用した取組にどれぐらい効果が出たかというのを伺いたかったのですけれども、全然比較できない状況なのかなと思っていますが、ぜひ今後もしっかり活用して受診率向上につなげていただければと思います。以上です。

○山城康弘 委員長 ほかにどうぞ。呉屋委員。

○呉屋等 委員 よろしくお願ひします。予算書の3ページお願ひします。今、宮城政司委員の質疑の中の歳入についての質疑の中で、3,600万円前年に比べて減額になっている質疑がございまして、新型コロナによる減というような答弁があったと思います。もう一度答弁のほうをお願いします。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 令和3年度については令和3年7月からの課税になるのですが、これの基になるのが令和2年度の収入、所得に対しての課税という形になりますので、現在のコロナ禍の状況で、収入が減っている方が多くいらっしゃるということを想定して減額としております。この算定方法なのですが、平成20年9月、リーマンショックがあったときの翌年度、平成22年度、そのときの減少率を参考に調定額を減額いたしまして、予算計上しているところでございます。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 国保の場合は、自営業者の方とか農業とか、そういった方々が多いので、居酒屋のところは大変厳しい状況なのは分かるのですが、国からのあるいは県からの飲食業への給付金、それについて特に税の申告の対象になっていたかどうかというのは分かります。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 担当課ではないので、そのとおりかは分からないのですが、恐らく雑収入として申告が必要になるものと思われます。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 厳しい状況だと思うのですが、リーマンショックの場合と、また単純に比較ができないのかなというのがありまして、入ってくるものを少し控え目に考えながら、出ていくものを計算するというのが一番堅実なやり方だと思いますが、その税金に対しての国の補填等々について、国民健康保険の税金が新型コロナウイルスに起因するものであり、また給付金で申告してもそれが足りないという話で、ということは市町村の国保が逼迫してきますので、こういう案件に対して国からの交付金、いろんな形、どういう形になるか分からないですが、それに関しての補填というか、そういう制度というのはないのでしょうか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 今のところ、国からそういった通知等は来ていない状況です。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 ただ、その原因としては、どうしようもない要因だということだった。ただ、市町村は国保に対しても大変厳しい状況ですので、逆に国からのそういったあれがなくて、広域で県を通して、市から、県からも逆にこの金額で予算の作成するのはいいと思うのですが、そうすると歳出のほうも抑えないといけないのですが、ただそのままいいということでもなかなか厳しいので、であれば県を通して国に対しても、そういったコロナが起因による国保財政の減収ということであれば、逆にそれはどういった形でいいのか、今の地方創生臨時交付金という形になるのかどうか分からないですが、それも一つの算定をしてもらうためのこちらからの提案ということで、やってみてもいいのかなと思うのですが、ちょっと厳しいと思うのですが、その辺について所見をお伺いいたします。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 呉屋委員おっしゃるとおり、歳入面で大きく影響が出るようでしたら、県とも連携調整しながら、沖縄県として要望を上げていくべきだと考えております。

ただ、令和2年度の状況を説明いたしますと、このコロナ禍の状況で収入が大きく落ちた方に関しましては、コロナの減免制度というのが設けられておりまして、令和2年度は約5,000万円程度減免をしている状況でございます。それに対しては、国から10分の10支援があるという状況になっておりますので、これが令和3年度どうなるかというのがまだ示されていない状況ですので、恐らく国のほうの状況によって、先ほど傷病手当金の6月末までの延長が決まっているところですが、減免制度についても可能性はあるものと考えているところでございます。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 今の減免制度で、国の補填もあるということであれば、これも引き続き地方のほかそれぞれ声を出していただいて、支援を長く出していただくような形で、本市のほうも昨年の4月から4か月間、水道の基本料金の減免をやりまして、それは国からの地方創生臨時交付金、それを重点にということでありまして、そのキャパが決まっているので、全額水道局には行かなかったという話も聞いていますが、ぜひそういったことで、国保は本当に厳しい状態ですから、さらにそれに追い打ちをかけるような今内容になっ

てくるので、そこはもう一度国のほうにも支援を求めていくというのがいいのかなと思いますので、また御検討ください。

もう一つ、43ページに飛びまして、43ページのほうに会計年度任用職員の給与であるとか、そういった費用が出ておるのですが、本年度も前年度も会計年度任用職員40人というのは同じ数なのです。報酬や職員手当のほうだけでも、共済費を入れても前年度に比べて229万5,000円の開きがございますので、会計年度任用職員40名が一くくりになっているのですけれども、多分職種が違うのだらうなと思ひまして、以前も看護師の方を採用したかったけれども、採用できなかったとか、そんないろんな話も当初予算の中で出ていましたので、令和3年度と令和2年度の人数は40名、一緒なのですけれども、その中で給与であるとか手当が、支払額が変わってきていますから、200万円余り、これは変わっている。

そして、また手当を見ても150万5,000円余りということで、合計したら370万円余り。人数は一緒ですから、これは多分職種の何かがあるのかなということで、その辺の去年と今年の違いと、あとどういった職種の方がいるのか、その内訳。一般事務もいけば、保健師の方もいると思うので。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 今回、呉屋委員の43ページの合計金額のほうの令和2年度分と令和3年度分の金額、特に今大きいのが職員手当の部分に関しての令和3年度が512万円、前年度の令和2年度が345万7,000円と、166万3,000円の異なる部分に関しましては、手元に詳細は持っていないのですけれども、令和2年度から会計年度任用職員の制度がスタートいたしまして、最初に賞与として支給する部分の件に関しましては、年度スタートの部分の会計年度の部分が、6月1日基準日ではあるのですけれども、満額支給ではなかったというところで、この通年分の影響が令和3年度からスタートするというので、この部分の差額分が増額の主な要因でございます。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 今の説明だと、期末手当の部分は分かるのですが、期末手当の部分で119万7,000円変わっているのは、6月、満額ではなかったからという形ですね。本員が知りたいのは、職種、会計年度任用職員という一くくりになっているのですけれども、どういった職種があつて、一番聞きたいのは、去年採用できなかった例えば看護師さんとか、そういう方が今度は採用する予定になっているとか、そういった話が、要は職種の中で前回と違いが出てきているのかということがあれば。そうではなくて、去年と全く一緒だよというのなら、それでもいいです。逆に昇給というのがあるのだという話ならば、その説明をお願いします。

○山城康弘 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 この給与費の職員手当の増額分についてですが、先ほど説明しました糖尿病性腎症重症化予防、こちらのほうで会計年度任用職員を、保健師、専門職を1人採用しております。こちらのほうにつきましても、会計年度任用職員の期末手当や社会保険料とか、そういったところにつきましても、補助の対象枠には令和2年度までにはなっていないで、その部分の手当関係については、人事課のほうの予算で手当をつけて、給与分だけこちらのほう、健康増進課、糖尿病性腎症重症化予防で措置をしていたのですが、次年度からは、補助の対象にこういった職員の期末手当や社会保険料等も含まれることになりましたので、この辺の部分で保険料や期末手当の分の増額分となっているというふうを考えております。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 会計年度任用は令和2年から始まったので、そのときは違うところの、財布が違っていたというか、それは一般会計からの持ち出しの部分があったのだけれども、令和3年度は国保の中に入るようになったというふうな説明でよろしいのですか。この制度が令和2年度にできたので、令和3年度にこの制度が本格的に運用になったということですか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 職員数自体は令和2年度、令和3年度、40名と変わらないという形で、内訳としても国保課のほうで給付係税制担当も含めて15人、あと徴収担当のほうで18人いまして、そのほか健康増進課、健診等に関わる看護師、保健師が7名となっております、人数の変更はございません。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 令和2年度につきましては、人数の配置も職種も変わりはないということですね。

そして、もう一つ、ワクチンの接種に関して、一般会計予算の中に入っているのですけれども、新型コロナワクチン接種に関して、国保の特会の中で関係してくる予算というのはないのでしょうか。一般会計の中に入っているのですけれども、この国保の中にはそれというのはいってこないものなのでしょうか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 国保特会の中では計上されてございません。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 国保の加入者の状況について、どのようになっているかを確認したいのですが、保険証をもらっていない世帯は宜野湾市にありますか。

それと、よく短期証ってありますね。短期証というのがあるので、どんな状況になっているのかなと思って、結局この方々が相当重い病気になって、逆に途中から国保に加入してくると、国保財政をさらに圧迫してくるというのがあるので、しっかり国保の加入、さらには短期証もしくは未交付がないようにしたほうがいいのかと思うのですが、それぞれの状況はどうなっていますか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 未交付については、1世帯あるということがございます。ただ、こちらが出さないわけではなくて、郵送しても返戻で戻ってくる。訪問しても出ないということで、接触がつかない方が1件いらっしゃるという状況でございます。

あと、短期証については、滞納されている方については短期証を発行しておりますので、これについては医療機関が必要であれば、受診できる状況となっております。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 ありがとうございます。短期証に関しては、最低限出していただいているものだと思いますし、しっかり窓口で御相談しながら、この方々のしっかり応援をしていくという形かなと思うのですが、毎年短期証が減ってきているなというのを、前の資料を見ながら思ったのですが、今どのぐらいの方に短期証を出しているのか。令和2年度末はまだですが、分かりますか。平成30年度で199短期証があるので、被保険者にする836とかあるのですが、分からなかったらいいです。予算の関連だけで。それよりもちょっと大事なのがありまして、今の件はまた後で、宜野湾市の短期保険証の交付状況等のまた一覧表を資料で提出してください。

それと、収納率向上への取組は今どうなっていますか、再度確認します。今の皆様方の収納率、パーセンテージ等を設けて動いていますが、どのように今取組されていますか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 収納状況につきましては、2月末現在で収納率が81.47%となっております。前年度の同月比で比べますと、0.07%減というような形となっている状況でございます。徴収対策につきましては、コロナ禍の状況の中で、窓口に来ていただくという状況が密になってしまうという状況で、今回催告についても、時期を見ながら接触を図っている状況でございます。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 当初予算では、収納率は何%で、今コロナ禍という言葉が出てきたので、本当に厳しい数字を出さないといけないのではないかと思います。それを踏まえてどのように表示されましたか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 令和元年度の徴収率の実績としては、95.01%となっております。次回令和3年度の予算計上に当たっては、それよりもちょっと低めに設定していて、94%の徴収率で計上させていただいております。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 理解しました。今のコロナ禍の厳しい状況を踏まえてしっかりとした収納率の出し方なのかというのは、理解をしたいと思います。

そして、今回確認をさせてください。毎回出てくるのが法定外繰入金なのですが、今回は今見た感じ、10ページの一般会計繰入金、5節のその他会計繰入金が2億円となっております。昨年度は1億円、その前はゼロという流れがあるのですが、今回この2億円を一般会計から持ち出しするための大変大きな金額が、また出てきたなというのがあるのですが、これについて御説明を願えますか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 伊波委員の御質疑にお答えいたします。国民健康保険課の取組として、令和元年度のほうに保険税率の改正を行って、赤字額の解消等を図ってきたところでございます。今回、累積の赤字等もございまして、累積の赤字解消していくためにも、単年度の収支のほうを何とかゼロに持っていきたいというところで、ただその部分というのは、今回コロナ禍以外に関しましても、先ほどから御質疑あるとおり、収入が低い世帯だったりとか、無給者の世帯だったり、国保の構造的な問題もございまして、今回一般会計からのほうで令和2年度1億円だったものを、今回そういった状況等も踏まえまして、2億円の法定外繰入れを入れるようにしたということで、一般会計側からの御理解をいただいたところでございます。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 法定外なので、ないほうが良いということはそのとおりなのですが、大変厳しい予算書作成、今後法定外繰入れに対して確認させてください。追加繰入金もあるのですか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 法定外繰入れの追加があるかという御質疑だと思うのですが、当然国民健康保険特別会計側においては、歳入として繰入金になります。一般会計側では、それを措置するための繰出金という形で歳出の予算を措置しないといけないので、追加での繰入金を支出するというの是一般会計側も厳しい

ですので、なかなか年度途中で追加の法定外繰入金を入れるというのは、非常に厳しいものというふうに理解しております。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 理解したいと思います。特に厳しい一般財源の中で、さらに国保のほうに要求された場合、一般会計は資金、予算をつくるのにも御苦労されるものだと思います。ぜひこれの繰入れがないように頑張ってもらいたいというのがありますが、利用者には利用するなど言えないし、大変厳しい状況の運営をされているのだろうと思います。

では、次に14ページからの歳入欠かん補填収入、これも伸びておりますが、まず今年は1億2,700万円、昨年度が当初予算なので3億6,300万円、その前の令和元年度の当初が5億5,000万円、令和元年度の最終補正が9億7,300万円ということで、大変後々大きな金額に膨れ上がっていく、補正で。だから、大変これと同じく膨れ上がるのか、あまり分からない。当初は、一旦審議をして通して、その都度また補正で審議をするのですが、この歳入欠かん補填収入に関して、これはどうにか抑える方法はあるのか。抑えなくてもいいのか。これは使い放題ですでもいいのか、その点お聞きします。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 歳出の抑制に関しては、事務費は限られているところですので、歳出のほうで大きいのは給付費の部分でして、そこはやっぱり市民によって、また状況によって変わってくるもので、また高齢化等もあって、医療費も1人当たりで見ると増えてきている状況もございますので、なかなか抑制を図るのは、短期的には難しいものと思います。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 大変厳しい。特に国保の加入者のほとんどが高齢者なり低収入者と集中しておりますので、先ほど次長からもございましたけれども、国保の問題というのは大きな問題があるという、構造上の問題があるのだというお話もされてきましたから、理解は示しておる。先ほど言ったように、法定外を繰り入れなかった場合は、これを大きくするという意味になる。単純でやると。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 本来、歳入欠かん補填収入というのは、項目としては歳入として見込んでありますけれども、実際には入ってこないお金になりますので、このことに関しましては、歳出の金額、国保上歳出のコントロールができないということで、保険給付費を積算し、それに伴うような形の歳入、国保であったり、県であったり、そういった歳入を組んで、それでもやっぱりアンバランス、収支差額が出ますので、その部分に関して歳入欠かん補填金収入を組まざるを得ないと。

歳入欠かん補填収入を減額するためには、どうしたらいいかと。保険税を上げるのかとか、法定外繰出金のほうを増額するのかといったような形をどうしても取らざるを得ないというところで、その中で先ほど来答弁しているとおり、医療費の抑制に当然取り組みますし、歳入の確保で税の向上にも取り組まないといけない。総合的な形で勘案しないとイケない。ただ、全国同一の市町村において、国保制度自体が職域保険の仕組みと異なって地域保険という形で、高齢化とか、あるいは就業している方が少ないとか、どうしても構造上の問題がありますので、そういったところを詰める作業、歳入欠かん補填収入を少なくしていくような形は、歳出の抑制、歳入の確保等様々な取組をしながら、減少していけるような取組をしたいと思います。

ただ、やはり単年度の収支がどうしても差額が大きくなると、委員の皆様も御承知のとおり、5月末までに臨時議会で歳入欠陥がどうしても生じてしまうと、翌年度の支出から繰上充用という形ではないといけない。繰上充用の部分に関して、財源があるかという、なかなかその部分も確保するのが厳しいということで、その部分は歳入の収支のつじつまを合わせるために、この歳入欠かん補填収入がどうしても増額にならないところがありますので、国保財政の健全化に向けて、様々な形で今後も取り組んでいきたいというふうに考えております。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 大変厳しい運営の中で、本当に知恵を絞らないといけないかなと思います。今言うように、財源は限られている。利用者は数字が止まらない。止めるわけにもいかないだろうというのはもちろんあります。また、しっかり国保加入者の健康を守っていかないといけないというのがありますので、とにかく頑張ってもらいたいしか言えないのです。途中で国保財政が本当に構造上の問題があまりにも大きくて、全市民、残りの7万人の方々が使えるお金をここに投入している部分も結構あると理解はするのですが、やっぱり市民から見たら、これをしっかり直して行って、多くのまた予算を福利厚生に使っていただきたい。今回、法定外繰入れが2億円出したということは、とても大変大きなお金がここに投入されたというのは、頑張ったけれども、どうにもならなかったのでしょうかというのには分かります。

この国保財政に関して、国保財政を維持するために収入の見込みがないですね。いつも思うのです。沖縄県の広域化やりますよね。沖縄県が国保連合をやろうとしているので、これに応じて宜野湾市の大きな負担がまた出るのかなと思っています。市民が、利用者の特に被保険者の方々に対する負担は、大きく変わるようなことがありますか。この赤字のまま突入していくと、沖縄県は私ども国保加入者に対して、保険料のほうが増える可能性はありますか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 平成30年度から県が国保の保険者に加わりまして、今県を中心に市町村連携して国保事業を運営しているところでございまして、広域連合というふうな形ではございません。今、県のほうで目指しているところとしましては、令和6年度に国保税水準の統一化ということで、どの市町村においても同じような水準で税を徴収しようということを目指して、今取り組んでいるところでございます。そうすると、現在の宜野湾市の税率と、県が示している標準税率のほうで、大分開きがございまして、それをまた一気に統一化のほうに持っていくと、かなり被保険者に対しては負担を強いる形になることが予想されます。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 本当に逆に国保加入者の方々に保険料の跳ね返りが大きいのかなと。利用する、しないも関係なく上がるというのが目に見えているものですから、大変心配をしております。さらに、徴収率の落ち込み、そういう可能性も出てくるのかなと思います。

この協議委員会がありましたね。今の説明は分かりました。次に、19ページの運営協議会というのがあります。19ページ、1款3項1目の連絡運営協議会費というのがありますが、説明01では運営協議会委員報酬というのがあります。これは、去年は一気に下がって、また今年は戻したみたいにしてあります。これはなぜですか。令和元年度は29万3,000円です。令和2年度は17万6,000円、今年29万3,000円、これは当初予算で、コロナ禍があるのでできないというふうに予算組みしたのですか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 令和元年度については、税率の見直し等がございまして、4回開催してございます。令和2年度は通常に戻して、2回分の予算を計上したところですが、令和3年度は前年度に比べれば11万7,000円増になっているところの理由といたしましては、やはり先ほどからありますとおり、歳入確保については、税率の見直しのほうも併せて検討していかないといけないという状況もございまして、そこを見据えた上で、次年度も予備分も含めまして5回分の運営協議会の予算を計上しているところでございます。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 最後に聞きたいと思います。今回、宜野湾市国民健康保険特別会計予算ですが、この予算は今審査している最中ですが、その中で今後は先ほどありました運営協議会の皆さんは、次の税の話がされる。そのために回数を増やすということがあります。皆様方のほうとしては、税はいつ頃数字的なものを出すつもりですか。そして、いつからやる予定ですか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 先ほど来、国保課長のほうからありましたとおり、伊波委員からも御指摘ありますとおり、令和6年度のほうに標準保険税率、県が示す各41市町村の保険料額の統一に向けた内容の審査が、恐らく出てくるのかなと。今回のコロナ禍の状況もありますので、こういった市場、経済の状況、市民の状況で、雇用の状況等も踏まえまして、税率の改正に向けては、国保運営協議会で様々な状況等も加味して審議をしていきたいというふうに思っております。また、この辺は市長のほうとも内容のほうも精査して、時期については、今後また運協の中でも諮っていきたいというふうに考えております。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 今、次長のほうからありましたけれども、本当に経済が、さらには低所得者の方々も大変厳しい生活を送っております。激変したら大変なことになり、大きく収納率の落ち込みが発生します。前回もこの件がありました。しっかり協議して、市民、特に被保険者が理解できるような形の方向性を運営協議会で協議していただきたいと思います。私からは以上です。

○山城康弘 委員長 ほかにどうぞ。伊佐委員。

○伊佐文貴 委員 では、よろしくお願ひします。伊波委員からほうのと重複するかもしれないですけども、同じ運営協議会、この協議会では歳出を抑えるような協議はありましたか。歳入の今話がありましたけれども、歳出を抑えるような協議はありましたか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 令和2年度の運営協議会の中で、第2期の国保財政健全化計画の案について諮問をしている状況でして、3月末までには答申をいただいて、第2期の国保健全化計画を策定する予定となっております。その計画案の中で、歳出の抑制についてはまとめてございますので、その中で協議会の中でも御審議いただいているところでございます。

○山城康弘 委員長 伊佐委員。

○伊佐文貴 委員 この諮問委員会の内容みたいなのが出た時点で、資料提供をお願いできませんか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 今回、この運営協議会の中で、財政健全化に向けた考え方についての削減すべき対象の

金額であつたりとか、適正な減税率の決定であつたりとか、今委員おっしゃるように収入だけではなくて、保険給付の適正化というところで、レセプト点検の実施であつたり、保健事業で健康な体づくりとか、様々な中身を検証していただいているところであります。委員御指摘の答申等を終わりにして、その部分が確定しましたら、委員会にも資料等の提供をしていきたいと思ひます。

○山城康弘 委員長 伊佐委員。

○伊佐文貴 委員 ぜひ資料のほうはお願いします。

あと、32ページ、先ほどの特定健診の事業のほうに戻るのですが、先ほど宮城政司委員からございました部分と、その下の特定健康診査受診向上事業、この報償費、もう一度説明をお願いできませんか。

○山城康弘 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 この特定健康診査受診率向上事業についてですが、令和3年度の宜野湾市政策事業総括という資料がございます、別冊資料のほうにあるのですが、もしお持ちでありましたら、こちらの国民健康保険特別会計のほうの60ページに、この内容のほうが示されてございます。少しそちらを用いて説明させていただきたいと思ひます。

事業の目的ですが、特定健診、がん検診のほうで、受診率は県内において、宜野湾市はさらに低い状況にあります。その中でも特に働き世代の40代、50代の受診率が20%台ということで、かなり低い状況にあります。それで、子育て世代とか、子供の部活動とか、そういったスポーツ少年団活動を支援している団体を対象に、受診率向上に寄与した団体へ報奨金を支給するというところで、今回要綱の改正をしているところでして、そういった働き盛り、子育て世代の健康意識を向上させるという意味で、特定健診を受診していただき、そこでまた早期受診を促すことを目的としております。

報償費については、事業費としては80万4,000円でございますが、こちらの予算が成立しましたら、そういったスポーツ少年団の方、部活動とか、そういった自治会の活動している団体のほうに呼びかけをいたしまして、受診をしていただいた方々に、国保加入者の世帯に関しては、1人1,000円報償費としてやることによって、子供たちが多数いらっしゃる団体につきましては、親御さんたちに受けてもらって、その報償費をそういったスポーツ活動につなげていくということもまたありますので、この活動と受診率の向上、そして受診した方々、特定保健指導等を通して、疾病の予防等につなげていきたいと思っております。

○山城康弘 委員長 伊佐委員。

○伊佐文貴 委員 ありがとうございます。この質疑は委員会でも何度も出て、僕も議会でも何度か取り上げて、特定健診受診率を向上させるために、今までは産業まつりとかで団体、上位の3団体まででしたっけ、自治会で報奨等があったと思ひます。今回これも多分当局、担当課は頑張ってつけた事業だと思ひます。ただ、まだこれでも弱いと思ひます。私は、先ほどありましたA I これもすごいことをやるのですが、委託料でも、第一、今回コロナの影響でそういう比較ができない。あれだって伺ったけれども、分からない状況なので、これは逆に他市でそういう特定健診を受けた方にポイントをつけるとか、恐らく他市であったと思ひます。把握していますでしょうか。特定健診を受けるとポイントをつけて、それを何か還元できますよみたいな、こういう決められた団体とかではなくて、一般市民です。それをお伺ひします。

○山城康弘 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 この担当、私たちも含めてそういった他市町村の先行事例とかも参考にしながら、事業立ては今しているところでありまして、私たち宜野湾市のほうとしましては、これまで自治会の受診率が向上したり、ある程度受診率をキープしている団体に対しまして報償費を支給していましたが、この限られた予算内ではあったのですが、効果というか、予算執行についてもなかなかうまくいっていないところもございましたので、今回自治会も含めて、そういった自治会の中で活動している子ども会とかも含めて、少しアプローチの仕方を働く世代に変えて、今予算内でまずは受診率向上事業として行っていきたいと考えております。もちろんそういう実績が出ましたら、またそれに伴って効果がもし示された場合については、もちろんそれをまた事業拡大等を行っていきたくて考えています。

あわせて、今、伊佐委員もおっしゃったように、先進地の取組、健康ポイント等の事業等もありますので、そういったものを効果的に使えるかどうかとも並行して検討していきたいと考えております。

○山城康弘 委員長 伊佐委員。

○伊佐文貴 委員 課長、ありがとうございます。これも限られた予算といえますけれども、糖尿病が重症化するよりは、こういうところに予算をかけて、今は団体なのですけれども、できたら全市民が誰でも使えるポイントがありますよという、本来であれば、受けたら現物を何かというのが理想かもしれないですけれども、それがなかなか難しいとかお話もありましたので、ポイント制にすれば、何とかそういうのも先が見えてくるのではないかと思いますので、この辺の検討のほうも、これからまたよろしく願いいたします。以上です。

○山城康弘 委員長 ほかにございますか。呉屋委員。

○呉屋等 委員 すみません。たしか今年からでしたか、国保保険証とマイナンバーカードが一体化するという話をやったと思うのですけれども、マイナンバーカードと国保のカードが一緒になるという話もあったのですけれども、本市でもこの4月からそういう予定ですか。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。（午後3時55分）

○山城康弘 委員長 再開いたします。（午後3時55分）

○山城康弘 委員長 会議時間の延長についてお諮りいたします。この際、会議の時間を延長したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 ただいまの呉屋委員の御質疑ですが、マイナンバーカードを国保の保険証として利用できるようになるというふうに、国のほうで取り組んでいることでありまして、宜野湾市のほうのシステムがそれに対応できるようなシステム改修を行っているところなので、あとは市町村ではなくて、利用した医療機関や薬局が、マイナンバーカードを認識できるカード認証付きのカードリーダーという端末を設置しないと、そういったものが利用できないということがございまして、そこは市だけではなくて、医療機関等の協力も不可欠というような状況でございます。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 マイナンバーカードと国保の保険証を一体化すると、例えば病院のみの話で、受診歴だとか、どういう薬を使ったかというのもデータとして残っていけるのかなと思うのです。そのためにも、マイナンバーカードを読み取る機械が病院に設置されないといけないということなのですが、これは病院単独で費用がかかるものだと思うのですけれども、それに対して何か予算的な措置というのですか、今のマイナンバーカードと国保が一体化するシステムの改修だとか、あるいはカードリーダー、読み取るためのそれを市へ補助するとかというのは、令和3年度の予算の中に入っているのでしょうか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 この機器の設置については、国のほうが医療機関等に直接支援をする流れとなっております。市としては広報の部分、国保証として利用できる旨の周知に対しての協力という形で、国から通知は来ているところでございます。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 せっかくなので、このマイナンバーカード、保険証と一体化できるという流れみたいなもの、国がやる役割、市町村がやる役割というのを少し資料としていただきたい。マイナンバーカードと一体にできれば、いろんな面で最終的には、国保税の歳出の圧縮につながるような何かヒントがいろいろ隠れているのかなと。個人的な情報を基に対策を打てるのかなという形で、先ほどのポイントに関してもマイナンバーカードにポイントを付与するというか、いろんなやり方がどんどん広がっていくと思うので、そういった資料、国が出している資料だと思うのですが、手元にある分、あるいは取れるのがあれば、参考にしたいので、資料をお願いいたします。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 国保として直接的なものはないかと思うのですが、国のほうでマイナンバーカードの普及自体を上げていかないことには、この利用もできませんので、そこについては国のほうから全世帯……すみません。答弁代わります。

○山城康弘 委員長 給付係長。

○国民健康保険課給付係長 呉屋委員の御質疑にお答えをしたいと思います。まず、今現在国のほうからマイナンバーカードを取得していない国民、市民の方に、国のほうからマイナンバーカードの交付申請書のほうが発送されているのですけれども、その発送書類の中に保険証としても利用できますというパンフレットが同封されております。これでマイナンバーカードの普及率の向上を図れるのかというふうに期待しているのですけれども、ちょっと話が前後するのですけれども、手持ちの資料で医療機関向けの補助といたしましうか、そういった部分の情報がありまして、医療機関向けの顔認証付きのカードリーダーは、病院については3台まで、診療所と薬局には1台は無償で提供がされるみたいです。カードリーダー以外にも附属するパソコンの準備ですとか、病院内のシステム改修などが必要になりますので、そちらのシステム改修費用等についても、国のほうで補助金が用意されているようでございます。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 国の補助金というのは、多分直接病院には下ろせないのか、市町村経由になるのかという確認と、今現在はマイナンバーカードを持っている人は、これはどうやってやるのかというのを。

○山城康弘 委員長 給付係長。

○国民健康保険課給付係長 補助については、市を通さず直接国の機関とのやり取りという形になるというふうに理解をしております。このマイナンバーカードで保険証を利用する際には、マイナンバーカードを持っている方御自身で、御自身が持っているスマートフォンですとか、御自宅のパソコンにリーダーライタを接続していただいて、ネット上で利用の登録をしていただく形になります。スマートフォンをお持ちでないですとか、御自宅にパソコンがないという方については、市役所1階のロビーで、マイナポイント窓口があるのですけれども、向こうでマイナポイントの登録とか、マイナポイントの登録と一緒に保険証の利用登録もできる形になっていますので、来庁いただければ、登録の支援もできる状況となっております。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 ありがとうございます。では、せっかくこういう制度があるのだから、広報もお願いします。以上です。

○山城康弘 委員長 他にありますか。進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○山城康弘 委員長 進めてまいります。

審査中の議案第13号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

本日の会議はこの程度にとどめ、明日は午前10時から会議を開きます。本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

(散会時刻 午後4時05分)

福祉教育常任委員会会議録（要旨）

○開催年月日 令和3年3月4日（木）2日目

午前10時00分 開議

午後 2時55分 散会

○場 所 第1常任委員会室

○出席委員（8名）

委員長	山城 康弘
委員	伊佐 文貴
委員	宮城 力
委員	呉屋 等

副委員長	屋良 千枝美
委員	栄田 直樹
委員	宮城 政司
委員	伊波 一男

○欠席委員（0名）

○説明員（10名）

健康推進部次長	松本 勝利
介護長寿課長寿支援担当主査	島袋 文佳
介護長寿課保険料係長	寄川 久里子
国民健康保険課長	米須 之訓
国民健康保険課後期高齢者医療係長	松川 奈津子

介護長寿課長寿支援係長	志良堂 孝
介護長寿課事業管理係長	玉代 勢 桂
介護長寿課認定給付係長	饒平名 文治
国民健康保険課庶務係長	大道 優
健康増進課長	玉城 悟

○議会事務局職員出席者

主任主事	渡嘉敷 真
------	-------

○審査順序

議案第 7号 令和2年度宜野湾市介護保険特別会計補正予算（第3号）

議案第16号 令和3年度宜野湾市介護保険特別会計予算

議案第 8号 令和2年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

議案第17号 令和3年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計予算

令和3年3月4日（木）第2日目

○山城康弘 委員長 おはようございます。ただいまから福祉教育常任委員会の2日目の会議を開きます。
これより議事に入ります。

（開議時刻 午前10時00分）

【議題】

議案第7号 令和2年度宜野湾市介護保険特別会計補正予算（第3号）

○山城康弘 委員長 議案第7号 令和2年度宜野湾市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件については提案趣旨説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○山城康弘 委員長 御異議なしと認めます。

本件に対する質疑を許します。宮城力委員。

○宮城力 委員 おはようございます。よろしく願いいたします。議案第7号の11ページをお願いいたします。前回も聞いたのですけれども、もう一度、1款3項1目の介護認定審査会というのは、どういう構成メンバーでなっているのかを御答弁をお願いいたします。

○山城康弘 委員長 認定給付係長。

○介護長寿課認定給付係長 介護認定審査会委員の構成メンバーですけれども、医療、保健、福祉関係者、学識経験者で構成されています。

○山城康弘 委員長 宮城力委員。

○宮城力 委員 今回、補正額が250万円減になっていますが、その理由をお聞かせください。

○山城康弘 委員長 認定給付係長。

○介護長寿課認定給付係長 介護審査会委員報酬の242万4,000円の減額補正の理由につきましては、審査会
の中止が主な要因となっております。新型コロナウイルス感染症の影響で介護認定調査が困難な場合において、面会
制限とか、認定有効期間を従来の期間12か月、1年間自動更新できるという臨時的な取扱いというのが、国
のほうから示されたことによる審査会の中止となっております。

○山城康弘 委員長 宮城力委員。

○宮城力 委員 審査会は、通常年間どのぐらいのペースで会議が行われているのでしょうか。

○山城康弘 委員長 認定給付係長。

○介護長寿課認定給付係長 今年度につきましては、月約7回予定されておまして、年間で84回です。2
月末現在で24回の審査会の中止が……

○山城康弘 委員長 宮城力委員。

○宮城力 委員 今、こういうコロナ禍の中で24回ということの答弁でしたが、例えばオンライン会議だっ

たり、将来的にオンライン会議をしたりとかという、そういう案とか、今後の審査会を行う提案とか、アイデアとかありますでしょうか。

○山城康弘 委員長 認定給付係長。

○介護長寿課認定給付係長 今回の介護認定審査会の中止につきましては、従来の認定有効期間に自動更新12か月が延長されたことで、認定調査と審査会が不要になったことで中止になっております。新規申請や訪問調査が必要な場合は、当然審査会が開かれるのですけれども、その中で審査会の運営の在り方で人数制限するとか、あとズーム会議で開催するとか、検討はしてまいりました。ただ、審査委員のメンバーに意向調査を確認取ったところ、ズームの環境がほとんどの方が整っていないということで、審査会の場所を変更して、多目的会議室のほうで換気等をしながら運営をやったところです。

○山城康弘 委員長 宮城力委員。

○宮城力 委員 御説明ありがとうございます。よく分かりました。ズーム会議を私も推進したいと思しますので、御検討よろしくお願ひ申し上げて、私の質疑を終わります。

○山城康弘 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしくお願ひします。今の力委員の御質疑に関連するのですけれども、この年84回の予定の介護認定審査会が24回中止ということだったので、今回予定していた回数が実行できないということで、介護を要望している方々、審査対象になって介護されるべきだった人たちが、されないでいるという状況はありますか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 先ほども委員のほうへ答弁したとおり、これまでは調査をして審査会に臨む形だったので、国のほうから特例で、要介護度のほうの変更がなければ、1年間延長していいというところの通知等がございましたので、また介護を受けている方も、訪問調査員が訪問して来ていただくということも遠慮いただきたいというところもあったので、被保険者のところの調整もしながら、基本1年間延長という形で実施してございますので、特に被保険者が給付を受けられなかったといったことはございません。

○山城康弘 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。これは僕が見て思ったのですが、新規の方は対象になっていないのですか。継続の方の審査ということですか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 この認定審査会においては、新規も更新の継続の方も両方対象となります。

○山城康弘 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。そうすると、先ほどの答弁で1年間延長が大丈夫だったということで、新規の方は延長にはならないと思うのです。しっかり審議が必要になるかと理解しているのですけれども、その方々でそもそも件数が少ないのかもしれないのですけれども、介護を受けたいという要望があって介護が必要だと判断されている方で、審査会が開かれず、受けられなかった人はいませんか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 介護給付を受ける際には、認定審査会の中において基準を確認しないとイケませんので、新規の方に関しては、当然審査会の中で審議をして認定を判断しているので、会議は持っております。

○山城康弘 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。その会というのは、この審査会と別なのですか。その審査会の一部というか、中でやっているのでしょうか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 コロナ禍の状況の中で会議が開かれないケースもあるのですが、開いた際に新規の対象者あるいは継続の段階の対象者とか含めて審査をしております。ただ、先ほど申し上げたとおり、更新の中で1年間そのランクのところで継続する場合には、審査の対象から除外されますので。新規であったりとか、更新の確認であったりとか、そういった場合には開催している中で審査しております。

○山城康弘 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。確認なのですが、24回中止というのは、連続24回中止ですか、それとも飛び飛びになって、例えば週何回かやっていたのを週1に減らすとか、月何回かを月々減らす的な、審議をある程度保った上で24回中止ということに理解していいですか。

○山城康弘 委員長 認定給付係長。

○介護長寿課認定給付係長 連続24回ではなくて4月から2月にかけて、特に緊急事態宣言中をまたいでの中止、合計で24回になっております。

○山城康弘 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。あとは、今回のこの中止の傾向というのは、今後のことは分からない部分もあると思うのですが、今後も少し頻度を減らしていくことを想定されていますか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 認定審査会においては、コロナ禍の中だからやらなかったのではなくて、先ほど申し上げたとおり1年間更新の中で、対象者のほうが出てきた場合には、当然適正なタイミングで実施はしております。ただ、今後また先ほど申し上げた国からの更新のところが、今認められている部分がありますので、被保険者のほうが調査を受けたくない。訪問してきてコロナの感染をするリスクもあるものですから、そこを今当面そのままいいよという形であると、どうしても審査会自体、対象人数が少なくなるので、その辺休止も出てくると、あくまでもコロナ禍の中だからやらなかったのではなくて、対象者のほうも望まなかった場合等もあるので、こういった状況が出てきているということを御理解いただきたいと思います。

○山城康弘 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。単純に減らしたわけではなく、そういった努力をされていることで理解しました。先ほど、力委員からもありましたように、やり方の工夫とかはぜひ検討していただいて、今後審査会だったり、継続していただくようお願い申し上げます、僕からの質疑を終わります。

○山城康弘 委員長 ほかにどうぞ。栄田委員。

○栄田直樹 委員 お願いします。15ページをお願いいたします。3款1項3目の一般介護予防事業についてなのですが、180万6,000円の減のうち、107万円の委託料の減になっておりますが、委託料の内容についてお伺いしておきます。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 栄田委員の御質疑にお答えします。15ページの一般介護予防事業の中の180万6,000円の

減の主な要因につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のために、一般介護予防教室の中止等による委託契約の執行残を減額してございます。

○山城康弘 委員長 栄田委員。

○栄田直樹 委員 少し教室の内容も教えてもらっていいですか。

○山城康弘 委員長 長寿支援係長。

○介護長寿課長寿支援係長 福祉保健の概要が手元にございましたら、7の17を御覧いただきたいのですが、こちらに②、介護予防事業ということでタイトルがあるかと思いますが、こちらアからカのほうに書かれておまして、こちらが一般介護予防教室と呼ばれるもので、内容になります。教室名で言うと、アのほうですと、いきいき筋力アップ教室、あとはイががんじゅう広場、こういった類いのものを一般介護予防教室として、比較的元気な方、対象者としては65歳以上の方という形の事業になります。以上です。

○山城康弘 委員長 栄田委員。

○栄田直樹 委員 先ほど御説明ありましたが、コロナの影響で中止になったということが説明ありましたが、元気な方をより元気にしていくという予防対策の事業だと思うのですが、これはどれぐらいのペースで行われて、中止になったのはどれぐらいですか。福祉保健の概要を見て、教室によって回数がいろいろ違うとは思いますが、予防してどうにか開催できることが検討なされたのか、その辺をお伺いします。

○山城康弘 委員長 長寿支援係長。

○介護長寿課長寿支援係長 一般介護予防教室に関しましては、まず5月から2月末まで教室を開催予定していたところでございます。今年度に関しましては、最初の緊急事態宣言があったとき等に中止しているのですが、教室によっては時期をずらして開催したのもございますし、ただ場所の確保というところで、場所が公共施設を使ったりとか、民間の施設を使ったりという部分が、自治会ですね、あったりするのですが、年間計画でお願いしている部分もあって、場所が確保できなかったものに対しては、中止したのもございますが、回数を後ろにずらしたりとか、時期を大幅にずらしたりとかという対応で、できる限り開催はしてきたところではあるのですが、どうしてもできなかった部分に関して、今回執行残という形で補正をしております。

○山城康弘 委員長 栄田委員。

○栄田直樹 委員 あらゆる策で時期をずらしたり、そういった調整をしてやってきたということで、今後ともまたコロナの影響が少し見えない部分がありますので、今後ともまた感染予防をしっかりと行っていただき、介護に陥らないようにしっかりと取り組んでいただきたいと思います。よろしく申し上げます。以上です。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 おはようございます。よろしく申し上げます。予算書の5ページをお願いします。予算書5ページの4款2項8目の確認をしてもらいたいのですが、8目の介護保険者努力支援交付金、補正額が1,088万3,000円。この8目に対しては、令和2年度の当初予算にはなかった目でございますので、この8目についての説明をお願いしたいのですが。

○山城康弘 委員長 長寿支援係長。

○介護長寿課長寿支援係長 今ありましたように、介護保険保険者努力支援交付金という形で、令和2年度

から始まった交付金になります。令和2年の当初予算の時点で額等は分からない状況がございましたので、今回額のほうで確定したというところもありまして、新しく8目という形で作成しまして、歳入として1,088万3,000円、今回歳入という形で補正を上げているところでございます。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 当初予算を組むときから、この交付金があるというのは分かっていたけれども、額が分からなかったの、目を出さなかったということですが、その場合に費目存置の1,000円として、当初予算で計上することはできなかったのでしょうか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 呉屋委員の質疑にお答えいたします。予算編成時には、当初別の交付金のところに含まれていた部分が、新たな交付金ということで判明した段階が少し後になってしまったので、費目存置等ができずに、今回補正のほうで計上に至っております。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 タイミングの問題もあるのかなというような感じです。

これに関連するのが、歳出のほうで14ページにこの交付金のものが出ておりまして、14ページの介護予防・生活支援サービス事業のほうの国庫補助金の中に、この介護保険保険者努力支援交付金1,088万3,000円が国の補助で入っている。この介護予防・生活支援サービス事業が1,900万円余りの減額補正になっておりますので、これの国の補助は強化推進交付金で1,100万円と、今の1,000万円。でも、事業自体は減額補正になっていて、その上を見ると、介護保険料が特別徴収保険料で2,600万円減額になっているので、これは介護予防・生活支援サービス事業自体が減額ということは、この事業ができなかったのだなというのは分かるのですが、それで歳入の中の介護保険料を減額にしている。ここまでは分かるのです。けれども、この国庫補助金が約2,000万円入るといっているので、この辺のところの流れ、またせつ々しくないので、介護予防・生活支援サービス事業の減額補正の理由と、減額をしています。介護保険料も歳入の分を減額しています。でも、国庫補助金が2,000万円入ってきていますというこの流れが、それが分からなくて、その流れを説明してもらっていいですか。

○山城康弘 委員長 長寿支援係長。

○介護長寿課長寿支援係長 まず、1つ目の質疑ですが、交付金が2種類あります。保険機能強化推進交付金と保険者努力支援交付金があるのですが、こちらは歳入には、充当先として1号保険料、23%のほうに充ててくださいというルールがございます。推進事業の23%の枠で言いますと、1目の介護予防・生活支援サービス事業の額が一番大きいので、一番大きい23%のところに充てています。

2つ目の質疑に対しましては、この減額している理由というところでございますが、一般保険料としましては、通所型サービスほう、こちらのほうで見込額、利用微減傾向が続いているという状況でございまして、その分を執行残ということで補正減をしている状況でございます。以上です。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 私もよく分からないのですが、要するに介護保険料で特別徴収保険料のところは2,600万円減額補正されていますよね。ですが、2つ、2,000万円の交付金が入ってきているので、事業自体を減額している。そこの分の要は歳入歳出はそれで合いますか。合うということであれば、それでいいのですけれども。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 呉屋委員の御質疑にお答えいたします。今回、介護予防・生活支援サービス事業の部分に関しましては、先ほど来答弁しているとおり、コロナの影響の中で事業の縮小とか中止とか、そういったところでの歳出の減がございました。ただ、当初、本来介護給付費においては、国とか県、市、そういったところの負担金のほうで補正で計上しておりましたが、先ほど申し上げたとおり、追加された交付金を充てることが可能になりましたので、歳出の調整で、これまで充てていた歳入の既存の構成比の中で、特別保険料の徴収等を特定目的で入ってくる交付金のほうに充当して、そこを追い出したという形で調整をしております。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 これが問題ないということですね。

最後に、もう一つ、すみません。18ページの01の見守り自動販売機委託事業、これは財源組替えになっておりますが、自動販売機のほうは令和2年度、何台設置でしょうか。本庁舎のほうの1台は報道でも確認したのですが。

○山城康弘 委員長 長寿支援係長。

○介護長寿課長寿支援係長 今年度は100基、今までの受信機、これだけ一応受信機があるのですけれども、受信機で100基購入してございます。そのうち公共施設等、今年度普天間中学校区と宜野湾中学校区を対象にして設置していく予定になっておりまして、今現時点で公共施設に30強の受信機を設置してございます。残りの70基に関しましては、今後タグを配布する対象者の方の御自宅にも、受信機を置いていく形にはなっています。その部分のストックと、コカ・コーラさんが自動販売機の設置のほうで協働している企業になりますけれども、今どの自動販売機にこの受信機を置くかというところで、調整を進めているところです。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 前にも資料要求したかもしれませんが、すみません。もう一度確認。普天間中学校区と宜野湾中学校に30基受信機のほう、要は自動販売機に受信機を設置ということのイメージでいるのですけれども、その場所を地図上に落とし込みしていただいて、今年度は100基受信機を購入しました。30基設置しています。その場所を、要は令和2年度の方。もう100基は買っているということですので、令和3年度はあと残り70基をどこに設置しますというのを地図の中に落とし込みをしていただいて、資料としてお願いしたいです。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 先ほど長寿支援係長から答弁ありました30基の部分に関しましては、公共施設のところに関しましては、地図上ではなくて、表にしてお出ししたいと思います。ただ、自販機の部分に関しましては、コカ・コーラさんのほうと今調整中なので、場所自体が調整中ですので、今現時点で30基強を配置している資料を、申し訳ないですが、地図上ではなくて、今どこどこという形の公共施設をお示しする資料を提出したいと思います。

自販機の場所ではなくて、あくまでも公共施設等に置いている状況を表で出したいと思います。自販機の部分に関しましては、コカ・コーラさんと今調整しておりますので、役所の前のほうの自販機はあるのですけれども、それ以外の部分に関しては調整中ですので、あくまでも30基強の設置している場所を表として提出したいと思いますので、よろしくお願いたします。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 自動販売機だったら、地図で見ると分かるのです。公共施設となると、例えば市民会館に設置してありますと言われても、市民会館のどこにあるかによってそれが全く変わってくるので、例えば市民会館だったらそのどこということ、公共施設のどこということまでやってもらわないと、要は分かりません。市民会館だと四方広いので、例えば市民会館のどこという感じで表示してくれると、どこにあるのだなというのが分かるので、そこは大丈夫ですか。ただ市民会館と漠然と言われても、市民会館は広いし、四方、東西南北どこにあるか分からないと、結局センサーが察知できないこともあるので、そこら辺、市民会館のどこまでお願いします。

○山城康弘 委員長 長寿支援係長。

○介護長寿課長寿支援係長 すみません。補足説明なのですが、この受信機というのはコンセントからつながるものになっておりまして、自動販売機に設置しているというのは、自動販売機から電気を取る。公共施設の場合は、自動販売機ではなくて、その施設のコンセントに差して受信機が稼働するような形になります。基本的には、道沿いの部屋に置いてもらうという条件をお願いをしているというところですので、資料を出すとしたら、確認作業が多分出てくるとお思いますので、委員がおっしゃるようにどの施設のどこに置いているかまでの確認になってくると、最終確認を取らないといけませんので、少しお時間をいただきたいとお思います。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 もちろん時間はいいです。ただ、設置したという話だったと思うので、市民会館でも市立体育館でも道沿いでしたよね。四方あるわけです。だから、市民会館にあるという安心感だけ持っていていけないし、市民会館なら1か所で使えるかという話にもなってきますから、道沿いだったら4か所最低は設置しているとか、そういう情報がないと、同じ予算をかけているのだけれども、本当に費用対効果はどうなのというところの今予算の質疑をやっていますので、それが分からないと、予算はかけているけれども、効果はどうなのという話までになってしまうので、市民会館が四方あれば、東西南北に設置していれば、道は分かります。市民会館だけと言われたら、北側はあるけれども、南側はどうなのという不安が逆に出てしまうし、本当にこれは分からなくて意味がなくなるという話なので、そういう意味で時間がかかってもいいですから、詳細な資料をお願いします。以上です。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 設置場所の資料においては、施設のほうと確認しながら提供していきたいとお思います。よろしくをお願いします。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 よろしくお願いいたします。今回の令和2年度宜野湾市介護保険特別会計補正予算（第3号）で、今回は減額するという形で2,067万円の減額とありますが、減額が結構ある中で、今回基金積立金がございます。19ページの御説明をお願いいたします。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 伊波委員の御質疑にお答えいたします。19ページの6款1項1目の補正増額の1,255万2,000円増の状況ということで、3款の補正減及び事業費の財源組替え等につきまして、その調整の部分をし

て1,255万2,000円を基金のほうの積立金として補正計上してございます。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 説明ありがとうございます。その中の説明の中に一般会計繰入金というのがあって、172万7,000円がございいますが、これは一般会計に繰戻すみたいなのではないということですか。基本的にはもらったものは積立てに回すということ、もらったというか、どんなふうの流れ的に、こちらで見ているのだけれども、介護保険料のほうは特別徴収保険料をこちらに回して、そして国庫補助を減額して、一般会計を現年度分という形であるのですけれども、そこに一般会計へ入ってきたら繰戻すのかなと思ったので、これはもう一度説明もらえます。一般会計へは繰戻さなくていいということで理解していいですか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 伊波委員の御質疑にお答えいたします。172万7,000円の一般会計の部分で、今回財源のほうの措置されている部分の説明でございしますが、今回低所得者保険料軽減繰入金は、保険料を軽減した場合に、応分の負担分の国保等入ってくる形の一般会計に一旦入れて、軽減分を繰入金という形で統一する部分がございますので、その部分の低所得者保険料軽減繰入金に伴う部分を積立金として充てているところでございします。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 分かりました。

あと、確認をさせてください。介護給付費準備基金積立金でございしますが、これの今の基金の残高等の資料提出をお願いします。令和2年度、令和元年度末ぐらいでは5億8,000万円ぐらいあったような説明を聞いたような気がするのですが、令和2年度末にはどのぐらいの基金になるのか。これが今後の介護保険料のまた市民への負担が増えないようにできるのかどうかというのも併せて、第3号の中で、特にこの中で一番大きいのはこれかなとも思いますので、お聞きをしておきたいと思います。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 伊波委員の御質疑にお答えいたします。今回、令和2年3月補正後の基金残高の状況に関する資料ということで、その部分に関して提出していきたいと思ひます。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 次に、今回の令和2年度の最終補正だというふうに思ひますが、今後介護保険料に関しては、今どのような協議をされているのか。第8期介護保険料の計画というのは、どのようにどういった方々が協議をしているのか。予算書の中のここに、この方々の予算が組まれていますみたいなのを御説明もらえますか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 第8期の保険料額に関しましては、令和2年3月から策定委員会を発足させて、15名の委員で審議をしてきているところでございします。その部分に関しましては、1月の答申等を踏まえまして、今回、先日介護保険条例のほうで審議して、保険料のほうを3年間は据置きという形で今してございしますので、保険料の金額の提示はございませんでしたが、第8期の期間中においては、7期の保険料額と同額の6,500円の金額で今準備をしているところでございします。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 協議は、昨年の令和2年3月に開始したということで理解をします。協議というのは、どういった方々が協議をするのかを御説明もらえますか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 15名の委員のほうで、構成としては学識経験者、あとは医療従事者、福祉関係者、その他一般公募等あるいはまた市民団体等の関係、また健康推進部長も含めて審議をしております。中身に関しては、7期の状況の検証、8期に向けては施設整備の状況であったりとか、サービスの状況であったりとか、そういったところも審議してきてございます。5回の策定委員会の審議で、その下部機関、下のほうの機関で庁内の検討委員会を4回しまして、1月28日に市長のほうに答申している状況でございます。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 ありがとうございます。今年の1月28日に答申がありましたということですね。

先ほど、15名の方々、学識経験者とか専門家の方々、また介護保険料を通常納めているの方々というのは、この中にいらっしゃるかどうか。というのは、生活に、やっぱり特に高齢の方々が一気に年金から引かれたり、さらには普通徴収されたり、特別徴収もあったり、そういう方々はあまり関与していないのかなというふうな、専門家だけで話合いしましたというのではなくて、その後ろにある基金の積立て残高等をしっかりと協議した上で、このような方向性の答申が出たのかというのをもう一度お聞きしたいと思います。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 伊波委員の御質疑にお答えいたします。今回の8期計画において、65歳の1号被保険者のほうがしっかりと審議等をされているかというような御質疑かと思いますが、今回一般公募等において、そうした年代、生年月日等は、構成員の年齢確認してはございませんが、一般公募のほうの方お二方とか、あるいは民生委員連絡協議会の代表であったりとか、あるいは婦人連合会の代表であったりとか、そういったところから審議をしております。また、その審議の中では、委員のほうからは、保険料の適正化に向けた形の御意見とかも当然承っていたというところです。

今回の部分に関しましては、その中で先ほど申し上げたとおり、一般公募の方の65歳の1号被保険者ですので、その金額についてはしっかりと御説明等もしてきましたし、また施設整備のほうも当然出てくると、保険料の上昇にもつながりますので、そういったところからも当然審議のほうをさせていただいているというふうに理解しております。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 なぜこれを聞くかという、新年度からまたいろいろな取組も変わってくるし、大変介護保険料、特に年金で生活をされている方々、また低所得者の方々、大変御苦労をされているということで、多くの方々が声を上げています。

その中で基金を背中にした話合いはなかったのですか。今の現状の話合いを含めて基金、今、お話を聞くと、他の市町村では減額、少し下げているというお話も来ております。それを含めて、なぜ宜野湾市は据え置き3年継続という形に持っていたかを、しっかりと説明責任を市民の利用者にやらないと、積立金だけたくさんためてどうするのとなる可能性もありますよね。それと、毎年給付金も減っている。事業もなかなかうまく提供、執行残が出たりしておりますので、もう少し安くないのかという市民の声もあると思います。それについてもう一度御説明もらえますか。

あと、先ほどの委員会の議事録、どういった話合いができたのかを知りたいと思います。大変ここ3年間、大きな予算を決定するためにも、議員も理解をしないといけないのではないかと思いますので。

それと、先ほど私が言ったものを説明できる分だけお願いします。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 伊波委員の御質疑にお答えいたします。基金の状況に関しましては、資料等を御提示しながら、施設の整備状況等も御説明しております。

ただ、皆さんも御承知のとおり、超高齢社会のほうに進展していくということで、その部分に関する介護給付費の増加が今後見込まれますし、また支えている側のほうも人数が少なくなっていくという状況の中で、今後2022年のほうに関しましては、保険料推計のほうがかなり高額になっていくというところも御説明しながら、審議もしていただいております。逆に言えば、こういった高齢化の状況の中で、据え置きという金額が果たしていいのかどうかというところも、逆に御指摘もいただきましたし、委員の中からは、コロナ禍の状況の中で生活も厳しい方がいるので、軽減ができないかとか、そういった御意見等もございました。そういったところで審議等を今してきている状況で、基金の状況も資料を提供しながら御説明してきております。審議の状況は以上でございます。

議事概要の部分に関しましては、準備して提出していきたいと思います。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 大変ありがとうございます。大変重要なことなので、多くの方々が賛成、反対が出て当たり前だと思います。いろんな意見が出て。今言った議事録に足して、今の審査するときの資料、同じ資料を添付して提出できますか。結局、委員会で審査するたびに資料を出しますよね。初回でもいいです。資料を提出して、口頭ではできませんから、この資料を出せませんか。その点お聞きします。審査に当たったときの資料を提出をお願いします。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。（午前10時42分）

○山城康弘 委員長 再開いたします。（午前10時43分）

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 伊波委員の御質疑にお答えいたします。今回、8期の資料の部分に関しましては、まだ策定されてございませんので、その審議に当たった概要版の案をお示ししたいと思います。ただ、それに関連する資料に関しましては、随時毎回更新をかけてございますので、一番新しい資料のほうを提出していきたいと思います。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 ありがとうございます。本当に大きな保険料、また市民の皆さん、特に低所得者の皆様には大変大きな金額になりますので、こういった形で審査をされ、こういった形で最終的には決まったのかも、やっぱりしっかりとまた説明する義務もございますので、その点もまた予算の審査の中でもありますので、よろしくをお願いします。以上です。

○山城康弘 委員長 ほかにどうぞ。伊佐委員。

○伊佐文貴 委員 よろしくお願ひします。18ページをお願ひします。先ほど、呉屋委員からもありましたように、見守り自動販売機、細くなるのですけれども、何点か教えてください。大変すばらしい事業と思っではいるのですけれども、先ほどココ・コーラさんと提携して、この自動販売機に受信機を設置する。その設置するときに、先ほどコンセントが必要とおっしゃっていましたが、これは自動販売機の中に電源があるという理解でよろしいのか、それとも建物にあるコンセントに差し込むというイメージですか。そこだけ教えてもらえますか。

○山城康弘 委員長 長寿支援係長。

○介護長寿課長寿支援係長 自動販売機はもともと電源を取りません。中にソケットみたいなのがあって、切替えができるようになっておりました、受信機のお尻にソケットがついているような感じで。御自宅と公共施設のほうは、普通のコンセントの形状のものがございます。こちらを差しして通電させるという形です。

○山城康弘 委員長 伊佐委員。

○伊佐文貴 委員 ありがとうございます。2種類あるという理解でよろしいですか。イメージでは、例えばココ・コーラさんが販売機を人の敷地とか場所を借りて電源を取っているの、もしかして後ろから取るのだったら、住宅とか、そういうところからのまた承諾が必要なのかなと勝手に思っていたので。

すみません。あと1点だけ、先ほど呉屋委員からもあったのですけれども、受信機の設置場所、あとこの受信機の範囲というのですか、どれぐらいの範囲、前もちょっと質疑したが、改めてこの範囲、どれぐらいが受信できる範囲なのかお願ひします。

○山城康弘 委員長 長寿支援係長。

○介護長寿課長寿支援係長 こちらはブルートゥースのほうを使ってございますので、規格の説明としては、大体15メートルぐらいということで範囲を想定しております。

○山城康弘 委員長 伊佐委員。

○伊佐文貴 委員 15メートルということは、やはり大きい施設とかとなると、15メートル間隔で受信機を設置する予定という理解でよろしいですか。

○山城康弘 委員長 長寿支援係長。

○介護長寿課長寿支援係長 今は始まったばかりですので、まず網羅性を広げるというところで考えています。今、伊佐委員がおっしゃったように、確かに15メートル置きに置くと、全部通ったら全部分かるという形ではあるのですけれども、市内全域をまず網羅しないといけないということと、年間の計画を踏まえて、合計今400台考えております。400台を宜野湾市にいかにか効率的に置いていくかというところを踏まえて、大きい道路等、公共施設等という形になっていきますので、GPSに比べるとピンポイントでという形には及びはしないのですけれども、もともとが地域で支えていくとか、そういったものでございますので、この辺少し劣る部分もちろんありますけれども、網羅性を広げていくというところで主要な部分に置きつつ、15メートルのところ、どうにか範囲的に効率的に置いていこうかなというところで、今検討を行っております。

○山城康弘 委員長 伊佐委員。

○伊佐文貴 委員 御説明ありがとうございます。計画では、まずは市内全域にということで、これはこれからの事業で、とても私も興味があるのですけれども、今は大きい通りに恐らくやっっていくと思うのですけれども、最終的には例えば部落内とか、地域のそういうところにあるところまで設置していく予定かどうか

だけ確認をお願いします。

○山城康弘 委員長 長寿支援係長。

○介護長寿課長寿支援係長 この辺りは、先ほど申し上げましたように網羅性を上げるというところ、あとは密度というところになっていくことなので、行く行くはやっていきたいなというところを考えておりますが、ただ子機の兼ね合いだったりとかということもありますので、その辺はコカ・コーラさんとシステム業者の中の人との話というところになってくるかと思うのです。その点はしていくところでございます。

○山城康弘 委員長 伊佐委員。

○伊佐文貴 委員 ありがとうございます。コカ・コーラさんだけではなくて、本市にはペプシコーラさんもいらっしゃいますので、ぜひその辺とのまず交渉も再度よろしく願いいたします。以上です。

○山城康弘 委員長 屋良委員。

○屋良千枝美 委員 すみません。よろしくお願いします。18ページの見守り自動販売機の件について、一つだけ提言ということになりますが、今回コロナがありまして、ミニデイサービスなどが中止となつてできない状況になっているのです。ですから、この見守り自動販売機がいかに重要であるかというのがすごく痛切に感じられるのは、ミニデイサービスを受けている方々が、この半年間余りでかなり認知が出てきたなどというのが見受けられているのです。また、今回も3月からミニデイサービスがスタートしましたけれども、そういう中で半年、1年というものが大きな関わりがあるのだなということを痛切に感じております。今まで生きがいとしてこういうミニデイサービスに参加していた方々が、おうちの中にしかないということでの、認知が少しずつ出てきたかなというのをすごく感じられておりますので、ぜひこの事業を推し進めてほしいというのが要望です。

いち早く進めなければいけないのが、この見守り自動販売機ではないかというのはとても感じておりますので、政策事業の中で3年間の予算が組まれております。予定として組まれておりますが、やはりこれを着実に推し進めていくのが第一歩ではないかと思えます。特に、私は認知の義理のお母さんとか義理の父を抱えておりますので、本当に切実に感じております。だから、この市の目的として、道迷いが深刻にならないというのが目標でありますので、そういう事業がいち早く進めていただけることをお願いしたいと思えます。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 先ほどの質疑と関連するものですから、19ページの1目の介護給付費準備基金積立金の説明の中で、国庫補助金の保険者機能強化推進交付金1,100万円減額にされています。当初予算でも、これは機能から見ると、介護給付費の準備積立金に充てるということで、歳入歳出のほうでは当初予算に書かれているのですけれども、今回の補正の中では、3款1項1目の予算の歳入部分として補正予算を計上されているわけです。ということは、科目が違うものに対しての国庫補助を充てているというふうに、この補正予算の予算書からは見えるのですが、これは結局流用ということになっているのかなど。それは、国庫補助金のこういった形の流用というのはできるのかという点、確認を一つさせてください。

○山城康弘 委員長 長寿支援係長。

○介護長寿課長寿支援係長 こちらは、先ほどの保険者努力支援制度にも似てはいるのですけれども、制度が始まったということもあって、後から通知が出てくる場合もあって、このQ・Aが出まして、この交付金に関しましては、基金に直でのせるわけではなくて事業に充てるのが適切ということで本年度に入って国

から示されたのです。その辺もあったので、組替え。流用ではなくて、適切に基金に入ってくる国庫補助を基金に直だというのではなくて、各事業に充ててくださいというQ・Aが示されたことによる財源の組替えという形で御理解いただきたいと思います。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 というのは、令和2年度当初予算の中では、これは基金積立てのほうの財源として書かれておりますので、それを違う科目で歳入の中でされていますので、当然それは減額になるという流れは分かるのですが、ただそれが规则的にできるかどうかというところが、すみません。これは決算で分かる話ではあるのですけれども、その中の歳入の部分で本当に余りが、要は執行残が出てこないのかというところも考えると、あとは決算ベースでまた見ていくこととなりますけれども。こういう途中で組替えの場合は、当局のほうの説明も、先ほど見守り販売機の場合は財源組替えの説明いただいたのですが、ただ今回の場合も組替えということを事前に説明のほうもしていただくと、分かりやすかったかなと。以上です。

(委員長交代あり)

○屋良千枝美 副委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 次長、最後に1点だけお聞きしますが、今回の補正にて介護予防の減額、そして通所型サービス費の減額、皆様が進めていく対象者の元気高齢者、介護予防は元気な方たちを維持する。そして、サービス費の減額は、サービスの中止による減額だと思いますけれども、皆様のサイクルが崩れてきているのです。このコロナ禍によって。

1点質疑が、この状況をどういうふうにして皆さん直していくか。このままやっていけば、気がついたら介護認定のほうに行くような対象者が出てくる可能性も十分ありますので、この今の現状、コロナ禍の中でも、今介護できない、サービス給付ができない状況の中で、皆さん今後の対策、1点だけ、その辺お願いします。

○屋良千枝美 副委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 御質疑にお答えいたします。今回、コロナ禍の状況の中で、事業の中止であったり休止、縮小であったり等で、こちらは8期の委員の方からも、病院の管理者のほうからも、認知であったり身体機能であったりというのが低下してきていると。御指摘のとおりかと思えます。全庁的にコロナの感染予防対策も取り組んで、それが収束、終わりなのか縮小していくのかという形のところの状況が、一番大切な部分であるかとは思いますが。

ただ、その部分においても実施できるものに関しましては、ミニデイサービス等に今一般会計から交付している部分のところでは、感染症の対策に取り組む費用の柔軟な対応を認めたりとか、あるいは事業の実施も場所等を工夫しながら、ただどうしても人数が縮小していくと、体制的なこちらの体制等もございまして、その辺当然委員会からの指摘等もいただいておりますので、その部分に関しましては、我々の体制も含めてコロナのそういったPCR検査であったりとか、そういったところも介護長寿課でも取り組んでいる部分がございますので、そういったところの収束も図りつつ、事業の継続であったりとか、工夫であったりとか、認知の低下あるいは身体機能の低下に至らないような形で、工夫して事業は継続していきたいというふうに考えております。

○屋良千枝美 副委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 大変な状況ですけれども、しっかり対処できるように頑張ってください。以上です。

(委員長交代あり)

○山城康弘 委員長 御質疑はよろしいですか。

(「なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 審査中の議案第7号については、質疑の段階で継続審査としておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午前11時00分)

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午前11時10分)

【議題】

議案第16号 令和3年度宜野湾市介護保険特別会計予算

○山城康弘 委員長 次に、議案第16号 令和3年度宜野湾市介護保険特別会計予算を議題といたします。

本件については提案趣旨説明を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議なしと認めます。

本件に対する質疑を許します。宮城力委員。

○宮城力 委員 よろしくお願いいいたします。12ページをお開きください。特別会計予算書です。9款1項5目の低所得者保険料軽減繰入金、介護保険料だと思えますけれども、これは例えば介護保険料が所得段階別保険料というのがあると思うのですけれども、その低所得者というのは、第1段階から第何段階までが対象になっているのか分からないのです。御答弁をお願いいいたします。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 宮城力委員の御質疑にお答えいたします。保険料の場合で言うと、段階に関しては14段階ございまして、所得の低い段階の第1段階から第3段階が該当になります。

○山城康弘 委員長 宮城力委員。

○宮城力 委員 そうしたら、これは生活保護者も対象ということで理解してよろしいのでしょうか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 宮城力委員の御質疑にお答えいたします。生活保護受給対象者の方に関しましては、第1段階のほうに該当いたします。

○山城康弘 委員長 宮城力委員。

○宮城力 委員 確認取れました。ありがとうございました。また、質疑は後でします。以上です。

○山城康弘 委員長 ほかにどうぞ。伊波委員。

○伊波一男 委員 よろしくお願いいします。まず、2ページのほうの御説明をお願いします。2ページの歳

出のほうになります。歳出のほうの保険給付費というのがございます。今年度が59億8,827万5,000円、前年度対比で1億7,239万8,000円、当初で準備の予算を組んでいますが、その結構大きな金額組んでいるというのがあって、隣、ほかのところを見ると、地域支援事業だと減額したり、基金積立金は当初は減額を考えているというのがあるのですが、今回の保険給付費の伸び率がすごいのだろうと思うのですが、どういった概算で出していますか。積算方法というのですか、予算を組むときにどういった議論をされて、多分3年分とかやるとは思うのですが、急増化が大きいのかなと今見ました。なので、お聞きしたいと思います。

○山城康弘 委員長 認定給付係長。

○介護長寿課認定給付係長 御質疑にお答えいたします。2款の保険給付費の積算方法なのでですけども、過去5年分の伸び率の平均が大きな試算の基になります。あと、次年度に関しては3年に1度の介護報酬改定がありますので、ただ新年度予算作成する際には、プラス会計なのか、マイナス会計なのか、情報はまだ得てはなかったんですけども、介護報酬改定の伸びのほうも若干入っております。あとは、今年度、令和2年10月にグループホームと認知症対応型のデイサービスのほうが開設されておりますので、その辺の給付費も次年度は試算の計算の中に入っております。以上です。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 ありがとうございます。5年分の平均で予算書を作成しますというのが、先ほど説明があったとおりということで理解したいと思います。

あと、今回の地域支援事業が減るとか、これは増えるというのは大体分かるような気がするんですけども、これもまた平均ということで示されているのですか。それとも、今回コロナウイルス感染等があって、いろんな結果も加味してこういうふうになっているのかもお聞きしたいと思います。

○山城康弘 委員長 長寿支援係長。

○介護長寿課長寿支援係長 御指摘ありましたとおり、コロナウイルスの影響等も勘案しているところもございます。地域支援事業といいましても、結構な事業のほうがございますので、中では増えている事業もございますし、減っている事業もございます。トータル的にマイナスという形になってございます。算出の仕方は、先ほど事務的に担当からありましたとおり、同じような考え方で算出しております。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 プラス、マイナスがあって、トータル的に今年はこれで試算しようということで理解したいと思います。

そのまま下の3ページのほうの歳入をお願いします。先に歳出をしましたが、歳入のほうの3ページの特別徴収保険料、これも少し伸びていますね。ということは、そういう人数的なものがあるのか、それとも収入的なものがあるのか。所得に応じてのものだと思いますけれども、もしくは介護被保険者の数が、この程度増えると見込んでいるのかについてもお聞きをしておきたいと思います。

そして、それに依じて、本年度の介護保険料の歳入が、この程度でしようというスタートだと思いますけれども、その点もう一度御説明をお願いします。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 伊波委員の御質疑にお答えいたします。5年平均の区分を出しているのは一緒に、第1段階から第14段階の保険料額等がございまして、その部分の伸び率等を勘案して、今回その中で調定見込額

を算出して、収納率等を勘案して金額を積算してございます。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 見込額ですよということ。これは予算書なので理解はするのですが、今回のまず人数的なものが増えるのかなと一瞬思ったのですけれども、そうでもなくて、第8期は介護保険料を据え置きするということなので、この数字的な金額は変わらないと思うのですけれども、何か別に変わる場所がありますか。対象者の年収が変わるとか。それがなくて、そのまま横滑りでいいですか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 伊波委員の御質疑にお答えいたします。今現時点で、平成29年度の被保険者数は1万7,987人、平成30年度、令和元年度、令和2年度ずっと伸びておりまして、令和3年度の見込み被保険者数は、保険料を算出する側では2万253人を見込んでいて、その中から保険料を算出しているところでございます。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 被保険者の数も増えますということで理解をしておきたいと思います。それだけ高齢者、介護、その分被保険者が増えているということを理解しておきたいと思います。今のところは以上です。

○山城康弘 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしく申し上げます。予算書の3ページ、歳入、1款1項1目第1号被保険者保険料のところ、特別徴収保険料については100%で、普通徴収保険料が79.6%徴収の見込みということで、この予算を設定しているような説明を受けたのですけれども、79.6%というのは例年どおりの数字でしょうか、それとも例年より増減があるか、御答弁をお願いします。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 宮城政司委員の御質疑にお答えいたします。3ページ、1款1項1目の特別徴収保険料の10の保険料収納というところで、試算の仕方としては、過去5年間の収納率79.6%を見込んで、こちらの金額を算出してございます。

○山城康弘 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。過去5年の推移を見込んでということですが、今年度は恐らくコロナの影響とかで、収入が減っている方々がいらっしゃるのではないかと考えています。そこで、こういった徴収率が下がる可能性はないかなという危惧があります。そういったことを考慮した上で、このパーセンテージということでもいいですか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 平均して5年間の収納率ということで、福祉保健の概要をお持ちであれば、7の12、一番下のほうで③、年度収納率の推移ということで、左手のほうに現年分の中で特別徴収、普通徴収、合計とありまして、右のほう、縦軸のほうで平成27年度から令和元年度まであります。普通徴収のほう、平成27年度が77.57、平成28年度、78.16、平成29年度、78.22、平成30年度、80.93、令和元年度、93.10というところで伸びてはおりますが、委員御指摘のとおり、コロナ禍の影響等も加味して、令和3年度は79.6を今現在で見込んでいるところでございます。

○山城康弘 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 このコロナも含めてですけれども、収入減を考慮していただいたということなのですが、

結果として前年度よりは増額ということになるのですよね。これは、特別徴収も増えるということですか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 普通徴収のほう、令和2年度は1億5,476万1,000円、令和3年度が1億5,481万円、ほぼ横ばいの形ではございますが、ただコロナ禍の影響を受けた方に関しては減免等もございますので、そういったところもありますし、また納めにくさも出てくるかということも総合的に勘案して、今回の保険料率を見込んでいるところでございます。

○山城康弘 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。やはり、特別徴収であれ、普通徴収であれ、収入に影響がある方というのは多いというか、コロナの影響を受けている方々がいらっしゃると思ったので、これだけ保険料が歳入としてあるということは、最大限皆様のほうの介護に対してできる限りのサービスをしていただければなと思います。ここの質疑は以上です。

次の質疑をさせていただきます。ちょっと細かいのですが、38ページ、3款2項7目の認知症施策推進事業費のところですが、こちらは認知症カフェの運営等も含まれていると思うのですが、補正予算のほうでは減額されていたと思うのです。これは、恐らくコロナの影響だったと思うのですが、新年度に関してはどういった、そのままコロナの影響で今うまく進められない状況なので、それを踏まえて新たな新年度予算というのが出てきたのですか。どういった運営方法を想定、計画されているか、説明をお願いします。

○山城康弘 委員長 長寿支援係長。

○介護長寿課長寿支援係長 委員おっしゃるように、令和2年度はコロナの影響がございまして、数か月間認知症カフェを閉めたところでございます。その分減じておりますが、次年度は状況が読めないという部分もありますけれども、やはり予算がついていないと開所できないということもありますので、毎月1回分の予算は計画をしております。ただし、額に関しましては、前年度よりは少し減らしてという形で、不用額があまりまた出ないようにということも踏まえて、ちょっと絞っているところでございます。これは、4月、新年度始まりますけれども、認知症カフェの予定はしているところでございます。

○山城康弘 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。減額してほしいというよりも、しっかり継続していただきたいという思いで、この質疑させていただきました。なかなかコロナの影響で読めないところとか、難しいところがあると思うのですが、とてもすばらしい事業だとは思っていますので、ぜひよろしく願いします。

続いて、41ページの4款1項1目の保健福祉医療費のところの見守り自動販売機の件で、656万5,000円という委託料があるのですが、この確認がうまくいくか分からないのですが、昨年度と同じ金額ということで合っていますか、予算。合っていますか。ありがとうございます。先ほどの補正予算の説明の際に、機器の購入とか、台数とかの説明があったと思うのですが、新年度予算で機器であったり、対象者の方につけてもらったりとか、あと親機とかも含めて増やしていくという計画はないのですか。それとも、この委託料というのは業者に対して委託して、委託する金額だと理解していいのですか。機械の代金とは別なのか、それともこの中に含まれているのか、そういった辺りの説明をお願いしたいのですが。

○山城康弘 委員長 長寿支援係長。

○**介護長寿課長寿支援係長** この委託料の中に機器100基分が含まれてございます。なので、毎年100基ずつ予定をしております。

○**山城康弘 委員長** 宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** ありがとうございます。では、機器としては同じ予算、100基で、令和2年度、100基、令和3年度、100基として、それをどういうふうにもどこに置いていくかというのは、検討調整しながら今後も同じように決めていくということですね。分かりました。ありがとうございます。以上です。

○**山城康弘 委員長** ほかにどうぞ。伊波委員。

○**伊波一男 委員** 今の宮城政司委員からありました41ページ、4款1項1目の保健福祉医療費の中の02のほう、下のほうです。02のほうで、これを説明してもらえますか。これは、昨年度の予算では探し切れないのですが、新規事業なのかなど。もしくは、項目の変更があるのかなどと思って確認をしたいのですが、内容等も御説明を願えますか。補助事業ができたのはいいことかなどと思って、その点御説明をお願いします。

○**山城康弘 委員長** 長寿支援係長。

○**介護長寿課長寿支援係長** こちらは、令和3年度からの新規事業ということで御理解をお願いいたします。目的は、これまで2款のほうで住宅改修事業というのがございましたが、総合事業対象者の方は対象外というものになってございました。そのため、介護予防が必要な方々に対して、早期に住宅改修することで、介護にならない一歩手前でどうにか、また自分の力で動けなくなるのではないかとということもございまして、住宅改修に必要な経費を助成するというこの事業ということになります。対象者は65歳以上の方で、総合事業と同じように基本チェックリストを受けていただいて、必要な項目に該当した方が対象という形にはなっております。

ただし、2款のほうである住宅改修費と、大規模な補修とかもありますけれども、こちらは介護予防というところの視点で考えておりますので、額としましては、1世帯につき5万円以内というところで、手すり関係とか、段差解消みたいのところ、そういった予防対象者の方々が必要としそうなものに限定して始める事業になってございます。

○**山城康弘 委員長** 伊波委員。

○**伊波一男 委員** 新規事業でこちらはやっていただくということで、よかったかなと思います。

あと、新規事業にしたのに、しっかり5万円以内であれば補助をしていただけるというのは分かるのですが、これは通常であれば、参考までにですが、運用の仕方はどんな感じですか。結局、10万円の2分の1までですとか、常に5万円までは補助しますのですが、5万円を上限に補助するはずなのですが、何を基準に5万円を上限にするのか。結局、手すり等を入れて15万円かかると。でも、どうしても5万円までしか出せませんという意味なのか、手すりが多ければ、介護認定を受けているでしょうということは理解するのですが、もう一度御説明をもらえますか。せっかくすばらしい事業がスタートするのに、利用者がいないと、何のための予算であるのかとなるので、その点をお聞きします。

○**山城康弘 委員長** 長寿支援係長。

○**介護長寿課長寿支援係長** 御質疑ございましたように、助成金額は5万円、上限が5万円という形で、民間の住宅改修をされたときにも同じだと思うのです。御指摘ありましたとおり、あくまで軽微なものということで我々もイメージしております。イメージとしましては、玄関とかトイレとか踏み台であったり、段差

の部分の解消ですとか、上がりかまちのところの手すりだったりとか、そういった感じのイメージしているものでございます。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 5万円以内であれば、申請して、手すり、段差解消という軽微のものであれば、個人負担はないということで理解していいですか。

○山城康弘 委員長 長寿支援係長。

○介護長寿課長寿支援係長 はい、さようでございます。

○伊波一男 委員 ありがとうございます。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 予算書の33ページをお願いします。3款1項1目の介護予防・生活支援に対する事業のほうですけれども、本年度の予算が前年度よりも2,000万円減額になっておりますが、これは令和元年度と比べると3,900万円減額になっている。令和2年度だと2,000万円だけれども、令和元年度と令和3年度を比べたら3,900万円の減額になっていますね。かなり大きな額が減額になってきているのですが、そのまず減額の理由について。前年度だけではなくて、令和元年度の比較で見ても3,900万円という年々減額の差が大きくなってきているのです。減額の理由について御答弁をお願いします。

○山城康弘 委員長 長寿支援係長。

○介護長寿課長寿支援係長 大きな理由としましては、やはりコロナウイルスというところの利用件数の減というところもございまして、総合事業自体の新規申請者数というものが、総合事業は平成28年度開始となるのですけれども、平成29年度をピークに新規申請者数は右肩下がりではあるのです。ですので、右肩下がりのありつつ、今回コロナの影響が重なっているというところもございまして、令和2年度、令和元年度と比較しますと、額のほうとしては、まさに令和元年度と比べると大体3,700万円ぐらいマイナスという形にはなっております。

ただ、今お話しした部分としましては、総合事業の現行相当部分がございまして、委託料の教室等に関しましては、教室の拡大をしたりとか、定員を増やしたりだったりとか、介護タクシーを利用できるようにしたりとか、そういった利便性も図りながらというところで、この総合事業の中でも増減があるということはまたございまして、一概に現行相当サービスの利用者が減っているのではなくて、これはまた新たな事業ができないかということも踏まえて、予算というのをはしているというところでございます。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 御説明のほうを見ると、訪問型サービス費のほうは、去年に比べれば300万円増額になっていまして、通所型サービス事業が逆に3,000万円減になっていますので、ただ一方、財源を見ていくと、国、県の支出金というのが逆に1,200万円上がっているのです、この特定財源に対して。この国、県の支出金、財源としては上がって、要は去年から1,200万円、国、県としては支出金を増やしている事業なのです。ということは、国、県としては、もう少しこれを積極的に進めていきたいのかなというのも見えてきたりとか、あるいは負担率が変わってきたのか分かりませんが、この特に通所型サービス費のほうで3,000万円の減額になっているというのを、もう一度そこに特化した理由について御説明をお願いします。

○山城康弘 委員長 長寿支援係長。

○**介護長寿課長寿支援係長** 現行サービスのほうということでお話がございましたので、先ほど説明し忘れてしまったことがございますが、令和3年度から現行相当の通所並びに訪問サービスに関しましては、交通整理という形で少し御説明させていただいたところではあるのですけれども、適正化というところで必要な方が必要な回数の利用をするというところで、ケアマネさん、事業者さんをお招きして説明をしたところもございます。必要な方は介護申請をさせていただきます。あくまで総合事業は総合事業の該当者の方で、必要な回数を御利用くださいというところで整理をしたところも、令和元年度はございました。そういう点もございまして、回数を一部制御した部分と、介護認定の審査なされたいらっしゃいますので、その辺りも踏まえて事業費としては差が減ったという状況も加わっております。

○**山城康弘 委員長** 呉屋委員。

○**呉屋等 委員** 最後に、今後市としては、この介護予防・生活支援サービス事業をどういうふうに持っていきたいのかということについて、またどういった今事業がこの予算の中で実施しているかというところを、資料でまとめていただいて、あと令和3年度を含めて予防事業をどのように持っていくという方針と、あとこの事業で今実施しているさっきの内容をまとめていただいて、資料で出していただいたらありがたいと思います。

○**山城康弘 委員長** 長寿支援係長。

○**介護長寿課長寿支援係長** 今、お話があった内容について、資料にまとめて提出したいと思います。

○**呉屋等 委員** 以上です。

○**山城康弘 委員長** ほかにどうぞ。伊波委員。

○**伊波一男 委員** すみません。お願いします。宜野湾市の介護予防・日常生活支援総合事業の御利用案内というのがありますね。大変読みやすく分かりやすく作ってあります。これが介護に陥る、陥らない、とにかく健康のまま年を取っていただきたい。自宅でしっかり生活を営んでもらいたいということだと思うのですが、今、この総合事業なのですが、総合事業の中で予算書のほうの審査ですので、34ページ、今呉屋等委員からもございましたけれども、介護予防・生活支援サービス事業というのが大きいのかなと。これをしっかり応援してあげることが大事かなと思っているのですけれども、今の中で、この中に介護認定を受けていない方も利用できますよと。65歳以上であればとありますが、そういう方々というのは利用者はいらっしゃいますか。介護認定を受けていなくて、簡易的、基本チェックによって判定で利用できますよと。お買い物ができないとか、そういうような形で利用している方、皆さんのこれを見たら大変いい事業があるのだけれども、どの程度市民に、また65歳以上で介護認定を受けていなくても利用している方ってどの程度いるのかなと。周知がしっかりされているのかなというのものもあるものですから、利用者にはそういう方がいますか。あるのであれば、後で資料を提供してください。

○**山城康弘 委員長** 長寿支援係長。

○**介護長寿課長寿支援係長** 予算書の34ページのほうを御覧いただきたいのですけれども、こちらが1目の介護予防・生活支援サービス事業、総合事業と言われているものはこちらに大きな意味で当たってくるのですけれども、先ほど委員のおっしゃった介護認定を受けていないけれども、サービスを受けられるのかということですが、こちらにありますように訪問型サービス、あと通所型サービス、これがいわゆる現行相当の訪問サービス、通所サービスと言われているものですので、この訪問型サービスには訪問介護事業がござ

いますので、こちらは基本チェックリストに該当された方々は、こういったサービスを御利用可能という形になりますので、このパンフレットにあるような認定を受けていなくてもサービスを受けられますよというのは、このサービスのことを指しているところでございます。

また、もう一つ、35ページの3目のほうの一般介護予防事業ということで、こちら先ほど補正予算のときにも少し触れられたかと思うのですが、教室系のもので、こちらは元気な方、介護にならないように、65歳以上の方は、皆さん、この教室を無料で利用できますよというサービスがこちらになっています。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 御説明ありがとうございます。一般介護予防事業、介護予防教室は、65歳以上の方全てが対象ですよということになって理解をしております。ありがとうございます。

そして、その中の先ほどあった上のほうの訪問型と言われている、もしくは通所型と言われているこの総合事業の生活支援サービス事業、このほうは同じく介護認定の申請をせずに、基本チェックリストだけで判定できて、従来よりスムーズに開始できますと丁寧に書いていますよね。分かりやすくとてもいいなと思います。この方々っているのですかということ。この申請して、今言ったように要支援とか要支援1、2ではなくて、こういう方々はいらっしゃいますか。もしくは要支援1、2の人以上の人しか受けられないのですかということでの説明を求めています。

○山城康弘 委員長 長寿支援係長。

○介護長寿課長寿支援係長 福祉保健の概要を見ますと、7の14になりますが、真ん中ほどの(1)の①、介護予防・生活支援サービス事業、こちらの表があるかと思います。こちらの4包括が担当している新規の事業者の方々、例えば令和元年度で188名、平成28年度からこれが始まっています。この累計の方々、委員のおっしゃったサービスの御利用できる方々になります。実際御利用されている。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 大変説明分かりやすくありがとうございました。ぜひこの情報が、介護の認定をもらわないと利用できないのではないかとかいう方があって、せっかく介護に陥らないために、さらなる今の生活を維持するために準備されている総合事業ですので、周知が足りないのかなと今思っているのです。みんな介護の認定を受けて申請になって、その結果のものであるのかなと、勘違いをしている方も中にはいらっしゃると思うので、その点また今後の取組方を頑張ってもらいたいと思います。以上です。

○山城康弘 委員長 ほかにどうぞ。進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○山城康弘 委員長 審査中の議案第16号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

午前の会議をこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。その間、休憩いたします。(午前11時45分)

◆午後の会議◆

○山城康弘 委員長 再開いたします。これより午後の会議を進めてまいります。（午後2時00分）

○山城康弘 委員長 当局から答弁修正の申出がありましたので、答弁の修正の発言をしていただきます。国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 昨日、伊波一男委員のほうから、保険証の未交付についてはどれぐらいあるかという御質疑がございまして、昨日答弁では1件ということで、郵送戻りの方で、訪問しても接触ができないということで1件ということでしたものですが、その世帯については18歳未満の世帯に対してのものでして、全体で言いますと令和2年3月31日時点で192人になっております。

昨日との違いは、新しい新年度の保険証を今郵送しているところなのですが、郵送する世帯は、その時点で未納がない、滞納がない方々については、その手帳を郵送で対応しているところなのですが、その時点で滞納がある方については、はがきを送っていて、窓口に来てもらって短期証を交付するという流れがございしますが、その時点で一切反応がない方々については、5月1日時点で未交付の世帯の18歳未満の方々に対しては、本手帳を交付しておりますが、それ以外の方々に対しては、滞納ということで徴収活動から督促のはがきや電話、臨戸等で接触を試みているところではございますが、それでもなお接触、反応がない方々が、先ほど申し上げた192人ということでございます。おわびして訂正いたします。

○山城康弘 委員長 伊波委員、再質疑ございますか。

○伊波一男 委員 大丈夫です。

○山城康弘 委員長 進めてまいります。

【議題】

議案第8号 令和2年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

○山城康弘 委員長 議案第8号 令和2年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件については提案趣旨説明を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○山城康弘 委員長 御異議なしと認めます。

本件に対する質疑を許します。呉屋委員。

○呉屋等 委員 すみません。1点だけお願いします。7ページお願いします。7ページの2款1項1目の後期高齢者医療広域連合の補正額の393万2,000円の内容についてお願いします。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 ただいまの呉屋委員の御質疑ですが、こちらのほうは広域連合からの確定通知によって補正増というところでございます。内容といたしましては、低所得世帯に対する保険料軽減分、こちらのほうが当初見込みより増えたため、その分の負担金として補正等をしてございます。

○呉屋等 委員 ありがとうございます。

○山城康弘 委員長 ほかにどうぞ。宮城政司委員。

- 宮城政司 委員 よろしくお願ひします。今の7ページの御説明いただいた広域連合からの確定通知によって補正増ということなのですが、これは具体的に何人とかというのは分かりますか。
- 山城康弘 委員長 国民健康保険課長。
- 国民健康保険課長 ただいまの宮城委員の御質疑ですが、軽減対象者の人数が当初見込んでいたのが5,215人だったところが、5,382人ということで167人増となったためでございます。
- 山城康弘 委員長 宮城政司委員。
- 宮城政司 委員 この167人というのは、どういった形で算出、計上されたのですか。
- 山城康弘 委員長 国民健康保険課長。
- 国民健康保険課長 こちらのほうは、前年度の所得に対して7割から5割、2割ということで、所得に応じて軽減をしているところでございます。
- 山城康弘 委員長 宮城政司委員。
- 宮城政司 委員 ありがとうございます。減免する対象基準が決まって、それを反映させたという理解で合っていますか。
- 山城康弘 委員長 国民健康保険課長。
- 国民健康保険課長 当初課税するときに、前年度の確定申告等に基づいて前年度の収入が申告されますので、それを課税対象としまして、それに対して保険料を算定しているところでございます。その時点で基礎控除額7割軽減だと、33万円に満たない方々に対しては7割軽減と、また5割軽減は、その基準よりも下回った方々に対して軽減を行うということでございます。
- 山城康弘 委員長 宮城政司委員。
- 宮城政司 委員 この7割とか5割とかというのは、もともとある制度だと思うのです。この補正で167人の追加になったというのは、違いがあるのか。当初予算以降で把握をして、それを反映させたというふうな理解で大丈夫ですか。
- 山城康弘 委員長 国民健康保険課長。
- 国民健康保険課長 当初予算自体は、あくまで前年の11月に見込みを立てた上で予算計上してございますので、実際の確定した額ということではございません。
- 宮城政司 委員 ありがとうございます。
- 山城康弘 委員長 ほかにどうぞ。伊波委員。
- 伊波一男 委員 予算に関連した質疑という形で、委員長、よろしいでしょうか。
- 山城康弘 委員長 はい、どうぞ。
- 伊波一男 委員 今回は大きく保険基盤安定繰入金の前算のほうがあるということで、補正(第3号)で上がっていますが、関連して宜野湾市の後期高齢者医療特別会計の中で、今宜野湾市の方々の推移を確認しますと、被保険者が8,649人であるのですが、令和2年度のほうの最終予定というのをもう一度、何名になるのかお聞きしたいと思います。
- 山城康弘 委員長 国民健康保険課長。
- 国民健康保険課長 ただいまの御質疑ですが、最新の数字で言いますと、令和3年1月末現在で8,673人となっております。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 前年度よりは24名増えている形にはなりません。後期高齢者の方々も年々増えてはいますが、1人当たりの後期高齢者の方々の、1人当たりの事業費というのはどうなっているか資料を見ていますが、令和元年が平均1人当たり107万5,315円の医療費が出ております。沖縄県平均より4万円近く宜野湾市民の後期高齢の被保険者は出しておりますが、これは今年度、令和3年1月でもいいですけども、令和2年度大体どのぐらいの推移があるのか、増えているのか。予測で結構ですが、皆さんの持っている情報があれば、集計はされていないので、確定までいかないと思いますけれども、急激に令和元年度が、平成30年が102万5,000円、さらに令和元年度が107万5,000円と、5万円も医療費が上がったというのは、どういうふうに皆様方はお考えかをお聞きしておきたいと思います。

○山城康弘 委員長 後期高齢者医療係長。

○国民健康保険課後期高齢者医療係長 今、1人当たりの医療費の令和2年度分の数字について、資料があるかということでしたけれども、年度分としての集約された数値というのは今時点ではございませんで、毎月広域連合のほうで集計しているものがございますので、それを積み上げております。ただ、今時点ですみません。すぐ集計したものはございません。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 今時点では、すぐにお答えできませんというのは理解をしたいと思います、できる範囲内で資料要求しておきたいと思います。

そして、平成30年から令和元年でここまですぐ一気に上がり、沖縄県の平均を上回ってしまっているということがあります、これに関してどういったことがあったのか、何か起こったのか、もし分かれば、持っているのがあれば、なければいいです。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 ただいまの御質疑ですが、今資料として持ち合わせていないです。申し訳ないです。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 今度特に後期高齢者のそういう長寿健康診査受診率とかというのが、毎回皆さん統計取られてパーセントで載っていますが、受診率が思ったより上がっていない割に、医療費が結構出ているというのがあるので、これはどういうふうに分析しているのか。長寿健康診断受診率が宜野湾市は令和元年、25.3なのです。ほとんど25、その前が24.7とか、あまり変わらないですけども、沖縄県全体の受診率は高く32.2なのです。横ばいでずっと続いているので、重症化してから病院を利用されているのかなとは思うのですが、皆さん方の受診率の向上の取組方についてお聞きをしたいと思います。

○山城康弘 委員長 伊波委員、介護費は新年度予算に含まれていますので、できれば新年度予算の審査の際にさせていただければと思いますが。伊波委員。

○伊波一男 委員 今の件は、また次の新年度予算の中で確認しながら進めてまいりたいと思います。先ほどもありましたけれども、補正予算の中で確認するという大きなものが今なくて、関連して質疑させていただきました。以上です。

○山城康弘 委員長 ほかにありますか。宮城力委員。

○宮城力 委員 1点だけ確認させていただきます。よろしくお願いたします。補正予算の2ページです

けれども、1款1項の総務管理費、補正額14万円、これは共済費なのですか。ちょっと分からなくて、教えていただけますでしょうか。この1点だけ確認させてください。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 ただいまの御質疑ですが、6ページのほうを御覧いただきたいと思います。歳出、1款1項1目一般管理費の説明欄、01一般管理事業、こちらのほうで市町村職員共済組合負担金の14万円の減となっておりますが、こちらは人事課の積算で実績見込みによる共済組合費の減となっております。

○山城康弘 委員長 宮城力委員。

○宮城力 委員 分かりました。ありがとうございました。

○山城康弘 委員長 ほかにございますか。

(「進行」という者あり)

○山城康弘 委員長 審査中の議案第8号については、質疑の段階で継続審査としておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午後2時15分)

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午後2時17分)

【議題】

議案第17号 令和3年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計予算

○山城康弘 委員長 次に、議案第17号 令和3年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

本件については提案趣旨説明を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議なしと認めます。

本件に対する質疑を許します。伊波委員。

○伊波一男 委員 よろしくお願ひします。総務費の中の総務管理費が前年度よりは大きく、当初予算で600万円の増が出ておりますが、どこが違うのですか。昨年度との違いを御説明してください。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 ただいまの御質疑ですが、歳出1款1項1目、説明欄の01一般管理費が増えている要員がございしますが、次年度から後期のほうを担当しております後期高齢医療系のほうが、現行、正職員3名で行っているところ、現年度の業務量の増に伴って1名増となっております、その1名増に伴う人件費の増が要因となっております。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 後期高齢の職員の配置を今年度見直しということの新年度予算ということであります。

この新しく来る方も、もともとはこういう福祉関係の方と見ていいですか。それとも、新たなるところから入っていくと。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 後期高齢者医療係については、専門職ではなくて行政職となっております、配置については人事課のほうで決めるものとなっております。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 同じく02のほうの長寿健康増進事業の委託料ってありますね。印刷製本費は分かるのですが、通信料、あとははがきとか出すのでしょうかが委託料というのはどういったものですか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 ただいまの御質疑ですが、長寿健康増進事業の委託料でございますが、こちらは長寿人間ドック委託料となっております。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 長寿人間ドック委託料として予算を確保しますということであるのですが、何名分ですか。これは、前年度は何名で、その推移を見てやられているとは思いますが、お願いします。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 長寿人間ドック委託料については、単価のほうは2,000円になっておりまして、前年度は1,100名分を計上してございましたが、令和3年度はコロナ等の影響を踏まえて、50人減の1,050人で計上しているところでございます。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 11ページの1款2項1目の01に徴収事業があります。これは会計年度任用職員の報酬がメインとなり、通信費があまりにも相当出ているのですけれども、これの内容等御説明をお願いします。

○山城康弘 委員長 後期高齢者医療係長。

○国民健康保険課後期高齢者医療係長 この通信費でございますが、保険料の徴収に係る督促状ですとか、催告書の発送等が主な内容となっております。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 ありがとうございます。督促がメインというのでございますが、今徴収率はどうなっていますか。令和2年度もしくは令和元年度の徴収率をお聞きします。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 ただいまの御質疑ですが、令和3年2月末現在の徴収率が83.44%、前年度の同月比で0.43ポイント増となっております。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 ありがとうございます。徴収率のほうは、ほぼ100%に近い徴収されているというふうに聞いていたものですから、徴収率がいいはずなのに、こういうような徴収事業で436万円予算化されているのだねというのがあったものですから、お聞きをしました。令和3年度の最終の徴収率はどうなっていますか。

○山城康弘 委員長 後期高齢者医療係長。

○国民健康保険課後期高齢者医療係長 昨年度の最終的な徴収率でございますが、特別徴収、普通徴収合わ

せた収納率として99.04%になっております。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 大変いい徴収率にと思います。この徴収事業の方々が、通信費なので、多くの郵便物を送っているのかなど。催告書なのか、督促状なのか分かりませんが、この方々がいないと、大きなパーセントまで上げ切れないということで理解していいのですか。必要だということですか。

○山城康弘 委員長 後期高齢者医療係長。

○国民健康保険課後期高齢者医療係長 主に督促状や催告書の発送の対象となる方というのは、普通徴収と違って、納付書もしくは口座振替で納付をしている方が対象になってきます。今おっしゃっていた特別徴収に関しては、年金から自動的に天引きになってございますので、特に督促をする必要というのはないのですが、対象者の特性もあるかと思いますが、当初年度初めに1期から9期分の納付書をお送りしても、なかなか管理が難しく、督促状でもって納付をしているというような方も多くいらっしゃいますので、やはりそこでその都度納めてくださいというようなお知らせは必要かと思います。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 では、一旦以上です。ありがとうございました。

○山城康弘 委員長 ほかにどうぞ。呉屋委員。

○呉屋等 委員 よろしくお願ひします。3ページの歳入のほうで、1目の特別徴収は年金の天引きで、2の普通徴収保険料の現年度分と滞納繰越し分の徴収率、何%でこれは予算確定しているのか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 ただいまの御質疑ですが、1款1項2目普通徴収保険料の現年分と滞納繰越し分の徴収率ですが、現年度分については過去の平均を捉えて98.48%で計上しております。あと、滞納繰越し分については、同じく過去のデータを取りまして、74.18%となっております。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 過去5年分ですか。

○山城康弘 委員長 後期高齢者医療係長。

○国民健康保険課後期高齢者医療係長 直近3年度の平均伸び率を勘案して、当初予算を見込んでいます。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 令和2年度の徴収率と今比べているのですけれども、令和2年度の現年分が98.57%で、令和3年度が98.48%、大体同じぐらいかなと。滞納分が令和2年度は69%だったのですが、令和3年度が74.18%でして、過去3年というスタンスからすると、そういった算出方法がいいのかなと思うのですけれども、普通徴収の場合は所得にも関係してきますから、新型コロナウイルスのその辺りの影響というのは、この徴収率の中にあるいは予算の中にどのように反映されているのかということところは、今の話だと3年分の数字合わせにしか聞こえないのですが、その辺はどういうふうに加味して計算したのですか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 ただいまの御質疑ですが、徴収率は先ほど答弁したとおりでございますが、調定額のほうで新型コロナの影響を勘案いたしまして、直近3年間で最小の伸び率で想定見込額を立ててございます。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 あくまでも当初予算だからという話なのかもしれませんが、ただそれを実際に滞納繰越し分に関しては、令和2年度よりも徴収率が5%高くしているものですから、今までいろんな国保の予算審議した中で、やっぱりコロナの影響でちょっと落ちますよという話があった中で、ここは過去3年分の数字を合わせた結果、令和2年に比べて令和3年は5%滞納分で上がっている。滞納分というのは、普通に期限が来て払わない方を催促したのが滞納分ですよ。ということは、上がっていくということは、そこはハードル高くないですかという話なのですけれども、そこのほうも普通に考えたら、滞納分とか、あるいは現年分も少し前年の徴収率よりも、また予算ですから、要は歳入がないと歳出ができませんから、その予算の考え方としてはちょっと甘くないかなという心配はしているのですけれども、その辺は大丈夫ですか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 呉屋委員おっしゃるとおり、コロナの激変の影響を受けて、徴収率は勘案した徴収率がよかったのではないかと御質疑だと思いますが、今回あえて徴収率を上げた要因といたしましては、先ほど御説明いたしましたとおり、後期高齢医療係が1名増になるということで、徴収担当としては単独で置いていなかったところですが、その1名増によって徴収部門を強化できるということで、今回予算のほうにもその辺りを踏まえまして、高めに設定しているところでございます。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 最後ですけれども、ない袖は振れないということ。あと、もう少し、後期高齢は減免措置というのがあります。支払いをしたいのだけれども、ない袖は振れないので、減免措置等そういうふうな要は対象になる被保険者が、はちょっと厳しいので、何とか減免とかしてくれないかというのもあるのですか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 後期高齢についても減免制度はございます。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 この減免分というのは、令和3年度はこの予算書の中で見ることができますか。ある程度その辺の減免措置を予定しているとか、減免した分に対して、交付金が出るとか、そういった流れもあるのでしょうか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 新型コロナに係る減免については、国保制度と同様に令和2年度については減免制度があって、国の10分の10の支援があると。ただ、これについては広域のほうで予算は所管しておりますので、市の予算ではないのですが、令和3年度どうなるかというのは、国保と同じく現状としては、方針が示されてございません。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 減免措置はあると。その算定措置は、市ではなくて広域のほうでやるということと、あと令和2年度はあったけれども、令和3年度に関してははっきりしていないということですね。やっぱりこれも後期高齢者医療広域連合を通してでもいいので、引き続き高齢者の新型コロナウイルスに感染したときのリスクがかなり高いというのが、この1年分かっていますので、そのところもリスクに備えていただきたいと思います。以上です。

○山城康弘 委員長 ほかにどうぞ。伊波委員。

○伊波一男 委員 またお願いします。8ページに保険料還付金というのがあります。104万7,000円、どういったときに保険料の還付金が発生しますか。どの程度の分の件数で見ているのか、どんなふうはこの保険料の当初予算を取っていますか。

○山城康弘 委員長 後期高齢者医療係長。

○国民健康保険課後期高齢者医療係長 ただいまの保険料還付金でございますが、これは過年度の保険料に対して過誤納金、払戻金が発生したときに、還付金としてお返しするものでございます。現年度分に関しましては、実際の歳入の中で措置をしますので、ここには含まれてございません。

今、件数ということだったのですけれども、これは件数というよりは各個の還付金の金額の推移を加味して、当初予算のほうは見込んでございます。一律に1人当たりどれくらいの還付金か、平均的に考えることは少し難しいものがございます。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 ありがとうございます。保険料の還付金という目がありますが、不納欠損というのはないのですか。結局、支払い能力がなくなり、もしくはお亡くなりになった場合に、どのような処理をされていますか。

○山城康弘 委員長 後期高齢者医療係長。

○国民健康保険課後期高齢者医療係長 不納欠損があるのかということですが、ございます。令和3年度に関しましては、件数としては20件、金額にして58万6,513円が不納欠損額となっております。この主な内容なのですが、例えば死亡に伴うものですか、あとは居所不明、生活保護の受給などで納付が困難というのが主な内容となっております。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 その場合に、そのほかに不納欠損とかいう項目はありませんか。予算書には出てこないということで見るとは、予算書には、不納欠損は出た時点でのせるのですか、それとも最初から。費目存置でのせそうなのだけれども、のっていないというのはなぜですか。こういう予算書について違うということですか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 不納欠損については、歳入でもなく歳出でもなく、入るべきものを落とすという処理になりますので、決算書のほうで記載されてございます。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 では、決算の時点で処理するという形でやりますということで、理解をしました。ありがとうございます。以上です。

○山城康弘 委員長 ほかにどうぞ。宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしく申し上げます。確認したいのですけれども、まず10ページの歳出、1款1項1目の一般管理費、前年度比較で614万2,000円増加は、先ほど伊波委員からの御質疑があつて、後期高齢医療係1名増員ということの経費ということと伺いました。これって、もう一点なのですけれども、先ほど呉屋等委員からの質疑で、3ページの普通徴収保険料の徴収率98.48%と、コロナの影響を踏まえて、増員ということをおっしゃったのですけれども、これは同じ人ですか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 係として業務を持っておりますので、係自体が1名増ということで、その人件費については、歳出1款1項1目の一般管理費上に計上してございます。

○山城康弘 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。この増員というのは、これまで過去の年度でも要望していた人員の増員になりますか、それとも今年度のコロナということを踏まえて、徴収率を上げたいということもあって要望した人員ですか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 ただいまの御質疑ですが、コロナというわけではなくて、先ほど他の委員からありましたとおり、被保険者数は毎年伸びている状況でございまして、業務は年々増えているという状態にあります。国民健康保険課としては1名増の要求をして、今回令和3年度から認められたというところでございます。

○山城康弘 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 具体的にあるか分からないのですけれども、1人増員、専属になった。その方がいらっしやることで、どれぐらいの徴収率の増加ということを見込んでいらっしゃいますか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 ただいまの御質疑に明確に答えかねる部分もございます。その以外の業務に関しても、今手いっぱい残業しながら対応している部分もございまして、1名増の部分が、その徴収業務だけというわけではなくて、さらに各業務の配分を見直すことで、働き方改革の上の業務軽減を併せて図っていきたくと考えているところでございます。

○山城康弘 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 分かりました。関連して1個だけ、本来であれば、もっと人材というか、職員を増やしたいという思いもありますか。今足りていますか。今回、1名増ということなのですが。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 全体の構成の中でも総務部のほうで配分していく部分もありますので、今年は今現時点では、既存の職員の数が、会計年度も含めて業務に取り組んでいるところであるのですけれども、日常的に時間外も多いということで、それらの軽減。業務が増えていく、対象者が増えていく中で対応しておりますので、今回また1名増員を図られていますので、その中で1人当たりの負荷がどの程度になるのか、また不十分なのかどうかも含めまして、令和3年度、この体制で業務を進めながらその状況を勘案して、どうしても要員のほうが足りなければ、また要求していかねばならないと思っておりますので、全体的な人数のほうは定数条例のほうで決まっておりますので、その中での配分かと思っておりますので、その辺はまた原課として不足であれば、要望等を上げていきたいというふうに思っております。

○山城康弘 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。市全体としてというよりも、この専属の部署、この業務に関してどうかなという質疑だったのですけれども、今おっしゃったように現状でまず頑張っ、もし足りなければ、要望等を出していくということで頑張っ、理解しました。ありがとうございました。

○山城康弘 委員長 ほかにどうぞ。宮城力委員。

○宮城力 委員 1つだけ確認させていただきます。予算書の歳入の3ページなのですがすけれども、予算に係ると思うのですがすけれども、原則として年間18万円以上の保険料を支払っている方が、特別徴収でよろしかったですか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 基本的にはその通りとなります。

○山城康弘 委員長 宮城力委員。

○宮城力 委員 例えば市民の方が特別徴収は嫌だと。普通徴収に切替えをしたいという、そういった窓口の相談があると思うのですがすけれども、そういった場合、切替えは可能なのか、そういった周知は何かしているのか、確認させてもらいます。

○山城康弘 委員長 後期高齢者医療係長。

○国民健康保険課後期高齢者医療係長 おっしゃるとおり、特別徴収ではなく、普通徴収による納付を希望する場合には、切替えは可能でございます。この周知ということなのですがすけれども、まず75歳になられたときに保険証をお送りする際に、納付の方法について説明する資料を同封してございます。その中で特別徴収の要件に該当した場合にはなりますけれども、申出によって普通徴収に切り替えることができますという旨、周知はしてございます。

○宮城力 委員 ありがとうございます。

○山城康弘 委員長 ほかにどうぞ。伊佐委員。

○伊佐文貴 委員 ちょっと確認したいことがあるのですがすけれども、短期被保険者証の状況というのですか、短期被保険者というのは16名、これは予算書のどこに入っていますか。短期被保険者証です。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。（午後2時54分）

○山城康弘 委員長 再開いたします。（午後2時55分）

○山城康弘 委員長 後期高齢者医療係長。

○国民健康保険課後期高齢者医療係長 最新のものとしては、令和2年11月末時点となりますけれども、短期証交付者としては18名いらっしゃいます。また、それとは別に、一度短期証を交付したのですがすけれども、現時点で期限が切れているけれども、更新がされていない未更新者の方が4名いらっしゃいます。合わせて22名となっております。

○山城康弘 委員長 伊佐委員。

○伊佐文貴 委員 ありがとうございます。この4名の方というのは、もう受け入れない状況になったということですか。

○山城康弘 委員長 後期高齢者医療係長。

○国民健康保険課後期高齢者医療係長 やはり期限が切れていますので、実際にその方が病院を受診する際というのは、一旦10割の自己負担が発生すると、大きな負担になりますので、こちらとしても個別に訪問して、保険証の切替えにいらっしゃってくださいというような御案内はしてございますけれども、なかなかコンタ

クトが取れずに、更新に至らないというような状況でございます。

○伊佐文貴 委員 以上です。

○山城康弘 委員長 ほかにどうぞ。伊波委員。

○伊波一男 委員 また、すみません。広域連合への納付金がございますが、現年度をお願いします。12ページの中での確認させてください。その前にちょっとさかのぼると、その前は一般会計からの繰入金の内容なのですが、それを12ページのほうで確認させてください。一般会計の繰入金があります。保険基盤安定繰入金1億4,705万1,000円、これは連合に納付する金額ではございますが、この分担金がかかなり大きいのですけれども、分担金というのはどのような算出方法がございますか。算出してから、分担金を一般会計から繰り入れているものだと思いますが、どのようにしますか。この財源としては、上のほうの財源の支出を見ると真ん中のほう、その他とありますから、何か市債とかになるのですか、まず教えてください。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 予算書の12ページ、2款1項1目の説明欄で後期高齢者医療広域連合納付金事業の特定財源のその他のところでよろしいでしょうか。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 その中で01のほうに保険基盤安定負担金がございます。これは、上を見ますと、財源の内訳が一般会計繰入金と書いてあります。それがそのまま負担金として支出をされます。その内容を、まず説明してください。

そして、その後一般財源かなと一瞬思ったのですが、その他というのがあります。この意味はどうなっているのですか。その他は、特別徴収保険料、普通徴収現年分とかあります。これは意味が分かりますけれども、この保険基盤安定負担金がある他にということ、一般会計に入るのかなと一瞬思ったものですから、それはなぜですか。これも市債とかがあるのですか、それとも何かあるのですか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 保険基盤安定繰入金、一般会計から繰入金の1億4,705万1,000円につきましては、こちらのほうは一般会計のほうで、県のほうからの負担金を受けておりまして、それが全体の4分の3が県から入ってきます。それに4分の1、市の負担分を足したものを、後期の特会のほうに一般会計から繰入れをしているところでございます。この市の負担分を合わせたものを、後期高齢者医療広域連合納付金として保険基盤安定負担金のところになります。そちらを納めるという形になっております。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 今年度の財源内訳というのが真ん中のほうにありますが、この財源内訳は、国とか県が何分の1、数字が入っていないのですけれども、この数字が分からなかったものだからお聞きしましたけれども、基本的には市は一般財源を持ち出していないと理解していいですか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 流れを説明させていただきますが、国県支出金については、一般会計で歳入として受ける形になっております。それに市として今4分の1を一般会計として支出して、それを後期高齢者医療の特別会計のほうへ、一般会計繰入金として一般会計から支出を行うという形になっておりまして、この12ページの特定期源、その他については、説明欄のほうにございます二重丸がありますが、それを全て合計した

額が、この10億725万5,000円となっております。内容といたしましては、後期高齢者医療保険料のほうと、あと一般会計の繰入金、そして延滞金加算金、延滞金のほうと合計した額となっております。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 御説明ありがとうございます。なかなか私のほうで理解できなくて申し訳ないと思います。その他の財源の10億725万5,000円という意味は分かります。まず、その意味は分かりますということ。上のほうに一般会計繰入金が一旦県からお金が入って、それをプールして出すという意味も今分かりました。保険基盤安定負担金というルール分がありますよね。このルール分というのは、どんなふうに出すのですか。人数ですか、それとも保険料の金額ですか、それとも職員を向こうへ送り込んでいる分ですか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 この保険基盤安定負担金の額については、広域連合のほうで積算をしまして、各市町村に負担額を通知しているところがございます、それに基づいて各市町村のほうで計上しております。

○山城康弘 委員長 委員が聞きたいのは、だからその負担の割合というのを、計上はどのようにしているのかという意味の質疑だから、広域連合で決められたのですけれども、何を基に、または人口なのかとか、被保険者なのかというのを伊波委員は聞いていると思いますので、その答えを。国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 この保険基盤安定負担金の積算の内容につきましては、先ほど補正のほうでございました軽減に当たる部分に対する負担金となっておりますので、令和2年度を基に広域連合のほうで、次年度の軽減割合を積算した額となっております。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 ということは、被保険者の軽減割合で軽減された分を、1回のこれで繰入れ分ということで理解していいのですか。途中で補正が入ったりする場合があるということで理解してよろしいですか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 そのとおりでございます。

○伊波一男 委員 理解しました。以上です。

○山城康弘 委員長 ほかにどうぞ。進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○山城康弘 委員長 審査中の議案第17号については、質疑の段階で継続審査としておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

本日の会議はこの程度にとどめ、明日は午前10時から会議を開きます。本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

(散会時刻 午後2時55分)

福祉教育常任委員会会議録（要旨）

○開催年月日 令和3年3月5日（金）3日目

午前10時00分 開議

午前11時05分 閉会

○場 所 第1常任委員会室

○出席委員（8名）

委員長	山城 康弘
委員	伊佐 文貴
委員	宮城 力
委員	呉屋 等

副委員長	屋良 千枝美
委員	栄田 直樹
委員	宮城 政司
委員	伊波 一男

○欠席委員（0名）

○説明員（10名）

健康推進部長	松本 勝利
国民健康保険課 給付係長	名 幸 仁
施設課長	仲 村 等
契約検査課長	伊 禮 理子
国民健康保険課 後期高齢者医療係長	松川 奈津子

国民健康保険課長	米 須 之 訓
国民健康保険課 保険税係長	富 濱 祐 敏
施設課 施設担当技幹	我那覇 宗康
国民健康保険課 庶務係長	大 道 優
健康増進課長	玉 城 悟

○議会事務局職員出席者

主任主事	渡 嘉 敷 真
------	---------

○審査順序

議案第38号 宜野湾市国民健康保険条例及び宜野湾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第39号 普天間小学校校舎・水泳プール増改築工事（建築第1工区）請負契約について

議案第26号 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第27号 宜野湾市介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第28号 宜野湾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第4号 令和2年度宜野湾市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

議案第7号 令和2年度宜野湾市介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和3年3月5日（金）第3日目

○山城康弘 委員長 おはようございます。ただいまから福祉教育常任委員会の3日目の会議を開きます。
これより議事に入ります。

（開会時刻 午前10時00分）

【議題】

議案第38号 宜野湾市国民健康保険条例及び宜野湾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○山城康弘 委員長 議案第38号 宜野湾市国民健康保険条例及び宜野湾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

本件については提案趣旨説明を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○山城康弘 委員長 御異議なしと認めます。

本件に対する質疑を許します。伊佐委員。

○伊佐文貴 委員 おはようございます。ちょっとだけ、この新旧対照表なのですけれども、2ページ、現行、改正後、現行のほうでも新型インフルエンザ等対策特別措置法の新型コロナウイルス感染症と文言はあるのですけれども、この新しいやつには、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限るのこの意味を、もう一度説明お願いできますか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 ただいまの御質疑にお答えいたします。現行の部分につきましては、この新型コロナの定義自体が新型インフルエンザ特措法の附則第1条の2第1項のほうに規定されていたのですが、今回インフルエンザ特措法が改正されたことによって、この条文自体が丸々削除されてしまったということで、定義自体がなくなってしまったということございまして、今回合わせて条例の改正が必要になったということで、改正後の内容につきましては、あくまで今回の減免の対象については、中国の武漢で発生した、それを基とするコロナに限る減免になっていますので、その部分の内容を記した条文に改正されたということございまして。

○山城康弘 委員長 伊佐委員。

○伊波一男 委員 ありがとうございます。これは、今よくニュース等でやっているまた新しく変異ウイルス、どこかの国から、南アフリカ型とかのがあるではないですか。これも当てはまるという認識でいいのですか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 それも含めての対象となっております。

○伊波一男 委員 以上です。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 おはようございます。追加議案書の2ページの附則4号、この条例は、公布の日から施行し、改正後の宜野湾市国民健康保険条例及び宜野湾市国民健康保険税条例の規定は、令和3年2月13日から適用するということになっているので、施行日と適用日が違ってきますので、そのほうについて御説明を。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 適用日を令和3年2月13日からとしている理由といたしましては、新型インフルエンザ特措法の改正自体が2月3日公布で、施行が令和3年2月13日となっておりますことから、今回条例改正を公布の日のままにしておく、その期間については適用がないことになるということで、法改正の施行日に合わせて、今回条例の適用については令和3年2月13日からしております。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 今日が3月5日ですので、法律のほうは公布されているという現状ですね。ということは、今条例のほうは後追いになっていると思うのですが、実際どうなるのですか。今、要はさかのぼってそういう該当する方がいた場合には、適用されるということではないのですか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 呉屋委員の御質疑にお答えいたします。今回の改正の部分に関しては、国保課長から説明したとおり、上位法の新型インフルエンザ等特別対策措置法等の一部を改正する法律の公布に伴って、2月13日に施行されたものでございます。国保条例及び国保税条例に関しましては、その中で病気の感染症の位置づけをしていて、その中で減免であったりとか、傷病手当金の適用を、この感染症において発生する場合には、傷病手当金の支給であったり、コロナ減免であったり、適用するものでありますが、今回さかのぼりではありますが、この部分であっても、傷病手当金あるいはコロナ減免に関しては、従前のおり実施しておりますので、被保険者に対する不利益は生じないものということで考えております。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 被保険者に対して不利益は生じないと、今の次長の答弁が全てかなと思いますけれども、一応確認です。要は、そういうことは条例自体の公布というのは、施行日3月の下旬、26日、最終日になるとして、法律の施行は2月13日で、その間のタイムラグというのは発生しないというふうに、そういう期間にあっても、ちゃんと対応できるということで理解してよろしいですね。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 呉屋委員おっしゃるとおりでございます。

○呉屋等 委員 ありがとうございます。

○山城康弘 委員長 ほかにどうぞ。宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしく申し上げます。追加議案の1ページのところで、新型インフルエンザ等対策特別措置法などの一部が改正されたことがきっかけだと思っているのですが、この字句の改めで使われている文言というのは、上位法の文言をそのままというか、決められたものを使っているのか、こちら当局のほうで考えた、上位法の変更を踏まえて当局のほうで検討された文言なのか、どちらでしょうか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 今回の条例改正の内容につきましては、県を通じて国からの参考例という形で送られ

てきているものを、そのまま条文としております。ただ、この概要につきましては、もともとあったインフルエンザ特措法の規則の部分、同じような内容になっていましたので、それを写した形となっております。

○山城康弘 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。例えば市町村によって大きな差が出るとか、そういうものではないという形ですか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 宮城委員おっしゃるとおりでございます。

○宮城政司 委員 分かりました。ありがとうございます。

○山城康弘 委員長 進めてよろしいですか。

(「進行」という者あり)

○山城康弘 委員長 審査中の議案第38号については、質疑の段階で継続審査としておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午前10時19分)

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午前10時30分)

【議題】

議案第39号 普天間小学校校舎・水泳プール増改築工事(建築第1工区)請負契約について

○山城康弘 委員長 次に、議案第39号 普天間小学校校舎・水泳プール増改築工事(建築第1工区)請負契約についてを議題といたします。

本件については提案趣旨説明を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議なしと認めます。

本件に対する質疑を許します。柴田委員。

○柴田直樹 委員 お願いします。4ページ目をお願いします。業者名が24者、今載っているかと思いますが、それは3者共同企業体、JVになっていると理解しておりますが、市内登録業者全てがこの表に載っているのか。登録業者が何業者あるか教えていただけますか。

○山城康弘 委員長 施設課長。

○施設課長 柴田委員の質疑にお答えします。今回やったものは、2億円以上が共同企業体を組むということで要綱がございます。このランクごとで格付がございますので、Aの建築評価業者が12者、Bも12者あります。普通はAとBで組むのですけれども、Bで登録されているデルタ電気さんというところが、建築の資格を持った資格者がいなくて、Cが1者増えて、Aが12者、Bが11者、Cが11者という形でやられています。それをAの中は12者ありますけれども、点数が高いところが代表者という形で、Aの9番目から12番目は構

成員1と、Bの高い1から4までが構成員1で、Bの5からとCの1が構成員2という形で共同企業体を組むようにという形で指名はさせてもらっています。

○山城康弘 委員長 栄田委員。

○栄田直樹 委員 ありがとうございます。予定価格のほうをお願いします。予定価格と最低制限価格が載っているのですが、これは入札の際、最低制限価格も公表されるのか、その辺についてお伺いします。

○山城康弘 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 予定価格については、事前に公表されておまして、最低制限価格については入札時に公表となっております。

○山城康弘 委員長 栄田委員。

○栄田直樹 委員 ありがとうございます。前田建設総合リフォームさんと島仲建設のほうで、入札金額に10%加算とありますが、これは加算された金額ですか、それともこれに10%を加算するということになりませんか。

○山城康弘 委員長 施設課長。

○施設課長 契約が税抜きで入札しますので、この決まった額に10%を掛けたのが契約金になるという形の表示になります。

○山城康弘 委員長 栄田委員。

○栄田直樹 委員 最後に、この落札率についてお伺いしていいですか。

○山城康弘 委員長 施設課長。

○施設課長 すみません。今、はじいたのがなくて、恐らく95前後だったと思いますが。

○山城康弘 委員長 栄田委員。

○栄田直樹 委員 最後に、この無効と辞退というのが6者になりますか、あるのですけれども、その理由をお聞かせ願えますか。

○山城康弘 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 まず、無効の理由としましては、入札時に工事費内訳書というふうな添付がなかった。あと、辞退については、予定価格を超過したということでの辞退というふうになります。

○山城康弘 委員長 栄田委員。

○栄田直樹 委員 以上です。ありがとうございます。

○山城康弘 委員長 ほかにどうぞ。宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしくをお願いします。ちょっと確認なのですが、この追加議案書の3ページの議案第39号のタイトルが、普天間小学校校舎・水泳プール増改築工事（建築第1工区）とあって、この建築第1工区というところが理解できていなかったのですけれども、その辺りを説明していただけますか。

○山城康弘 委員長 施設課長。

○施設課長 今回、次年度というのですか、建築第2工区という形になります。今回、普天間小学校の予算関係については、3月補正に債務負担行為を組んでいたのが減になったのと、追加、新年度予算で3年国債分と2年国債分がまた必要が出てきたということで、新規という形で、債務負担行為その2とさせてもらっています。その2が建築2工区分を含めた請負契約になるということで、これは多分9月議会にまた同じよ

うに提案という形になるかと思っています。

○山城康弘 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 では、今回のこの契約で全てではないということでもいいですか。

○山城康弘 委員長 施設課長。

○施設課長 建築だけではなくて、設備関係の1工区、2工区という形に分かれて発注いたします。

○山城康弘 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 トータルで予定は2工区までということでもいいですか。

○山城康弘 委員長 施設課長。

○施設課長 そのとおりです。

○山城康弘 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。

続いてなのですが、このいただいている資料でスケジュールを見ると、多分予定なのですが、解体工事が令和3年4月上旬からということで、来月だと思うのですが、もちろん春休みになるかなと思うのですが、子ども、子供たちは解体が始まっていくと、校舎は使えなくなる。プレハブ校舎になると思うのですが、このプレハブも建っているのですか。

○山城康弘 委員長 施設課長。

○施設課長 プレハブはほとんど完成してしまっていて、今日うちのほうで検査する予定、午後ですけれども、なっていて、3月23日ぐらいから引っ越し始めて、3月いっぱい学校での引っ越しは終わる予定です。

○山城康弘 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 志真志小学校の改築のときに、グラウンドを使ってプレハブを建てたと思うのですが、今回も同じような感じですか。

○山城康弘 委員長 施設課長。

○施設課長 今回、プレハブの検討も、なかなか先に設計ができなかったもので、どういう形で進めていくかということもあって、グラウンドを体育の授業ができる範囲として最低限残すという形で、今回志真志小は3階建てのプレハブという形になってしまっていて、グラウンドの体育の授業もある程度できるスペースというのも、狭いですが、確保しております。

○山城康弘 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 今ので答弁になったかなと思うのですが、子供たちへの影響というのを懸念しているところだったので、そこは最大限配慮した上で進めていってほしいということでもいいですか。

○山城康弘 委員長 施設課長。

○施設課長 学校環境が変わることでの影響はあると思うのですが、プレハブについてはなかなかきれいですので、今の校舎自体が古くて要望とかいっぱいありましたので、その部分はまた喜ばれるかな。志真志のときもやっぱり古かったので、移ったときは、生徒さんが喜んでいたということを知りましたので、そういう形になるかなと思っています。

○山城康弘 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。子供たち、きっと喜ぶと思うので、ぜひそういった配慮もして

いただきながら進めていただければと思います。

最後に、1個、この完成イメージをいただいたのですけれども、もう少しイメージ湧くような図面というか、もしあれば提供していただきたいなという。

○施設課長 今、もしあれだったら、ちょっとこれを大きくしたやつ、例えば後ろから見たこういう形、これは裏側からになります。グラウンドから見た形、プールがのっているという形がありますので、こういう形でもよろしければ提供いたします。

○山城康弘 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 あと、できたら全体の土地の中でどういうふうなというような図面が、もし提供できたら、準備をしていただきたいです。

○山城康弘 委員長 施設課長。

○施設課長 配置図と平面図で、各教室がどういう形になっているかという形でもよろしいでしょうか。

○宮城政司 委員 はい。

○施設課長 提供いたします。

○山城康弘 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。よろしくお願いします。以上です。

○山城康弘 委員長 屋良委員。

○屋良千枝美 委員 おはようございます。よろしくお願いいたします。待ちに待ったこの普天間小学校の新しい校舎ということですので、保護者の皆さんや子供たちも大変喜んでと思います。私もその日程などの確認をしておりますが、3月に引っ越しをして、4月からプレハブに入れる状態で、子供たちが授業をするということですが、解体工事に4月から入っていくと思いますが、この解体工事でトラックなどが出入りすると思います。その出入口とか、子供たちの安全性などの配慮もなされているでしょうか。

○山城康弘 委員長 施設課長。

○施設課長 騒音が出るのはすみません、少し我慢をという形になると思うのですけれども、正門隣に我謝金物店があるのを御存じでしょうか。そこの駐車場があるのですが、ここを借りて、正面は車が出入りという形で、右回りの形で車の出入りはさせる。正面玄関から。児童生徒は、金物店からは、今から工事しますけれども、ここから水路というか、ボックスを通過してグラウンドに下りて行って仮設校舎に行くという形と、幼稚園からのやつは終わっていますが、幼稚園の裏側少し門を広げましたので、そこから幼稚園を通過して、端っこを通過してグラウンドに下りていく。2か所に分けて対策をしております。正門のところは、今月いっぱいからという形で工事が始まるようにやりたいと思っております。

○山城康弘 委員長 屋良委員。

○屋良千枝美 委員 そういう配慮がなされているということでは、保護者の方も安心していると思います。

子供たちがプレハブに移動した場合、やはり運動場の使用ができなくなりますが、体育の授業とか、そういうものは体育館でやるという形で、運動場の使用ができるような配慮はなされているのでしょうか。

○山城康弘 委員長 施設課長。

○施設課長 先ほど、プレハブの件で話させてもらいましたが、2階建てというと結構グラウンドが使えないというか、体育の授業ができないという形も踏まえて、3階建てという形にしてもらったのは、グ

ラウンドを幾らかでも体育の授業で使うために3階。2階、3階で企画しても、2階建ては面積が大きくなるのですけれども、それを上にするということによって、3階建てのほうが安くなるという形で企画してなりましたので、その分グラウンドも、少年野球とかサッカーはなかなかできないですけれども、体育の授業はできるという判断の下、学校と調整させてもらいましたので、それは幾分狭くなりますけれども、それでやっていただきたいと思っております。

○山城康弘 委員長 屋良委員。

○屋良千枝美 委員 また、問題がいろいろ出てくるとは思いますが、その都度期待しながら校舎の完成を見ていきたいと思っておりますので、ぜひまた子供たちの安全性を第一に考えながら工事を進めていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

○山城康弘 委員長 ほかにどうぞ。伊佐委員。

○伊佐文貴 委員 僕のほうもスケジュールの件でお聞きしたいのですけれども、本体工事が令和3年8月上旬から令和5年1月下旬という予定ですが、例えばですけれども、志真志小学校も少し遅れたと思うのです、いろいろな事情があつて。それを例えば遅れたと想定しての予定なのですか。

○山城康弘 委員長 施設課長。

○施設課長 このスケジュールはなかなかタイトだなと思っております。その分で、今回防衛局とも話したときに、1工区、2工区を分けたのもその辺です。令和4年に終わらせるためには、1業者で全部やるということはなかなか難しいだろうというのを踏まえて、予算的なものもちろん補助金もあるのですけれども、2工区に分けるということで、スケジュールを少しでも解消できないかと、防衛局とも相談した結果、そういう形にさせてもらっています。

○山城康弘 委員長 伊佐委員。

○伊佐文貴 委員 ありがとうございます。志真志小学校のとき、ちょっと遅れたりとかの話がありましたので、ぜひそのときのちょっとした原因だったり、そういうのも恐らく分かっていると思うので、その辺をまた精査しながら、ぜひこの工期どおりにできるだけ間に合わせてもらいたいと思っております。以上です。

○山城康弘 委員長 ほかにどうぞ。呉屋委員。

○呉屋等 委員 よろしくお願ひします。契約検査課のほうにお聞きしたいのですが、今回指名競争入札をされていらっしゃるね。指名された企業の中で本市の工事、要は手持ち工事がある企業体の指名とかは入っていないのでしょうか。

○山城康弘 委員長 施設課長。

○施設課長 呉屋委員の御質疑、今回の取った業者というか、手持ちのある業者は、今年度で終わるという形で大丈夫という判断をさせてもらって指名をさせてもらっています。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 手持ちの事業がある企業体は、指名を外すという話が前あったと思うのです。実際、ちょっと見たあれでは、実際今工事に入っている業者も指名されていますよね、この中には。

○山城康弘 委員長 施設課長。

○施設課長 呉屋委員おっしゃったように、手持ちの工事は必ずできるとか、工期もその辺も考慮してというか、指名したときは、多分12月だったので、3月までの工期はもちろん持っている業者もいましたけれど

も、それが終わるといふ形と、最終調整といふのですか、最後にそれだけで整う、次の工事に行けるといふ判断です。あと、それをすると、市外から発注しないといけないといふ形もありましたので、なるべくこういふ大きい工事は、市内業者でやるといふことを踏まえて指名させてもらっています。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 これはいろんなところで、前も経済建設常任委員会等で議論したのですけれども、どの時点でその判断をするかといふところで、例えば指名するところが基準になるのか、入札日なのか、工事の着工日なのか。工事のほうは、予定どおり行く場合もあれば、実際繰越金適用だったのか、補正予算を組んで、不測の事態が発生して実際延びている工事がありますよね。そこの判断といふのは、どの辺りで、どこでその判断を。要は公共工事では、広く地元の企業の皆さんに指名してほしいといふことで考えていますので、それを手持ちの工事があります。指名します。入札します。工事が始まりますとありますね。どの段階がその判断の基準日になるのかといふのと、その時点で予定工事が、例えば年度を超えても大丈夫かといふ判断があると思うのです。それはどこでやるかといふところを御説明いただきたいと。

○山城康弘 委員長 施設課長。

○施設課長 呉屋委員がおっしゃったようになかなか難しい判断だと思うのですけれども、ただ今回のようにはまだ少し期間があるのと、議会にかける1億5,000万円以上の契約とすぐ契約できるパターンとでは若干違うかなと。10億円を超える大型工事については、ほかの件、今状況、ほかの入札の状況も確認しながら、基本的には入札日という形を考えています。それからスタートなので、その前に工期の過半が過ぎているかどうかといふのは、判断材料として、先ほど言ったように手持ちがあっても、工期が半分以上進んでいるまづ前提があるかどうかといふので、指名委員会に説明させてもらっています。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 確認しますと、入札日がまづ基準ですよ。そこに手持ちの工事が半分は終わってれば、そこは問題ないと。だから、逆算すると、指名するときに入札日をいつと言われましたね。それを合わせて半分以上といふのが、その基準だと。それは指名審査委員会の中で決まっているといふことでよろしいですか。

○山城康弘 委員長 施設課長。

○施設課長 担当課としても、業者の数とかもちろん調べていますので、複数以上いるという形も含めて、それで指名、先ほどバランスなど総合的に判断して、指名審査委員会にかけているという状況であります。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 分かりました。

あと、やはり電気とか、その辺の入札に関しては、これからといふことでよろしいのでしょうか。

○山城康弘 委員長 施設課長。

○施設課長 来週入札の予定であります。今回の電気と機械設備と除湿換気といふことで3つ、あと3件、設備関係は来週、これも1工区という形で、工期は本体工期と合わせるような形で、1工区の工期という形になっています。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 いろいろスケジュールの中で大変だと思うのですけれども、頑張ってくださいたいのと、

あと最後にこの完成イメージでプールなのですけれども、校舎の上にプールがのっかるという大変こういう形が多くなっていて、造った後、ある学校では、要は照り返しが強いとか、あるいは日照の問題で、後から屋根を追加した工事が過去にありましたので、今回普天間小学校のプールのほうは、屋根はどのように、屋根があるのかないのかというところを答えてもらっていいですか。

○山城康弘 委員長 施設課長。

○施設課長 日差しよけみたいなイメージで、呉屋委員がおっしゃったように、今回それも含めてプールが高学年と低学年のプールと2つございます。ひさしをのっけて陰をつくるという形で、ここで休憩。ベンチみたいなものを少し設けて、そこで体操したりとか、休むスペースを設けます。あと、プールをのせるについては、これから台風対策とか結構学校が大変なので、風が強いときとか、閉めたりとかというのもございますので、それに関しては学校とも調整しながらやっていきたいと思っております。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 プールに関しては、屋根というところがちょっと大がかりですね。日よけという形で、プールの中は大丈夫ですけれども、縁のほうですごく暑いというのがあったので、そういったものを日よけとしてちゃんと設計の中に入っていますということでもよろしいですか。

○山城康弘 委員長 施設課長。

○施設課長 これは、これからになっていくかなと思っております。今回のやつには、今は入ってございません。こういう日よけという形は今回の中には入っていません。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 幾つかの学校も造ってこられて、プールのほうでもあるので、日よけというのは実際造った後に日よけを追加したところもあるし、中には防衛予算で違う目的の日よけにしたとかやって、いろいろ本当に御苦労があったのだなと思うのですけれども、なぜ今回日よけとして当初で入れなかったのか。

○山城康弘 委員長 施設課長。

○施設課長 もともとつけたところの状況とか確認をして、風が強いときとか、学校が自分たちでやらないといけないとかというのも大変ですし、それも踏まえて志真志小学校の特に日よけ、ひさしを設けているのですけれども、陰をつくって、そういうのも踏まえて、今特に最初から日よけをつけるという形ではやっておりません。状況を見ながらになると思うのですけれども、見ながら後からつけるかどうかというのは、学校と調整しながらになるかなと思っております。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 やはり低学年の子供たちというのは、大人と違って大変日差しに対するダメージもあるかもしれないので、子供の目線で学校側と調整していただいて、今言葉の理解が足りなくて、日よけと、もう一つ課長がおっしゃっていたものがあるので、先ほど資料要求もあったものですから、特にプールの図面を少し詳しく出していただくと、私のほうも思っているイメージが、課長がおっしゃっているのと同じかもしれないし、日よけというのが、さっきおっしゃっていたものと同じかもしれない。それをはっきり分かりやすいやつも一緒に提出をお願いします。

○山城康弘 委員長 施設課長。

○施設課長 先ほどの宮城政司委員よりもありましたから、一緒の形で提供させていただきたい。

○呉屋等 委員 よろしく申し上げます。以上です。

○山城康弘 委員長 ほかにどうぞ。宮城政司委員。

○宮城政司 委員 今回、この契約金額を見ても、相当大きな事業だと思っております、タイミング的になぜ追加議案を、そもそも予定できていたのではないかと思ったのですけれども、その理由を御説明お願いします。

○山城康弘 委員長 施設課長。

○施設課長 今回の事業に関しては、今回の予算を組むのときに、防衛局との調整もさせていただきました。まず、委託を令和元年12月に補正予算という形で令和元年スタートという形で、繰越しになったのですけれども、これは令和2年4月からということで、11月まで。先ほどの予算の関係、令和4年度に終わらせるとなると予算の確保をしないといけないという形がありました。実際にスタートして、いろいろコロナの影響でなかなかみんな集まって協議するのは難しい。もちろんメールのやり取りとかやりましたけれども、あと防衛局のチェックが下りたのが2月です。入札ちょっと前にしか下りなかったもので、それで交付決定が、精査にも時間もちろんかかりましたし、普通1年でやるやつを9か月で仕上げた形になっていますので、設計としては。その後、防衛のチェック、それが結構長くなりまして、交付決定までの時間がかかったということで、追加議案。もともとやる予定でしたのですけれども、上げるまで時間がかかったというところがございます。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 大変いい小学校ができるのだなということで、楽しみにしております。これは令和5年4月から、新校舎で授業が始まるということでよろしいですか。

○山城康弘 委員長 施設課長。

○施設課長 工事は令和4年までという形になって、その中には今、先にプレハブを造って、施設を解体して、造ってまた校舎のプレハブの解体とグラウンド整備まで含めているので、令和4年度いっぱいまでかかると。令和5年3月。今では、令和5年4月から新しい校舎という形で学校生活を送ってもらえるスケジュールという形になります。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 その頃の小学生は大変よかったかなと思うのです。まず、工事に関して、学校の建て替え事業なので、安全対策というのは、やっぱり父兄、また関係者の皆さんも大変緊張して、子供たちはどういった動きをするか分からないというのがあるので、こういうときに警備員体制の予算は含めて予算計上されていると思うのですが、何名警備員を配置という形でこの事業を行うのか。基本的に、入り口に1人とか、後ろに1人、横に2人とか、警備員が声をかける。危ないよとか、しっかり離れてくださいとかあると思うのです。そういう警備員の体制というのがあるのですか。

○山城康弘 委員長 施設課長。

○施設課長 入札が決まった段階で、これからになると思います。もちろん今の形では、正面玄関に警備員は最低1人ずつついているという形になっています。工事、解体とか始まりますと、動線の確認もしないといけないし、その辺の朝何時から工事をやってくださいとかという細かい詰めとかしないといけない。警備員に関しては、もちろんこの中に入ってきますので、あとは計画書が出てきますので、それを見ながら、

確認しながら、こっちも現場で調整していきたいと思っています。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 安全対策はしっかり調整をしていくというふうに捉えておきます。

あと、契約検査課のほうになのですが、4月からは消費税込みの入札になるのですか。

○山城康弘 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 今のところ、契約については8%だったり、定額減税されていたり、10%だったりする額がございますので、入札については消費税抜きで入れてもらった金額で、その金額、落札に至った金額に消費税相当額を加算した金額で決定ということで入札は行っております。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 消費税は入れないで、今までどおりでやりますという形で、これは今言う4月からはいろいろと消費税込みもしくは消費税を横にしっかり書きなさいとかあるのですけれども、契約案件で上がってくるときに、参考資料では14億2,900万円ですけれども、入札の場合は同じように入札の仮契約書みたいな、請負契約についての議案であるので、ここに括弧して消費税は幾らですよみたいなのは出てこないということで理解していいですか、今後も。

○山城康弘 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 議案については、金額を載せていないで、業者との工事請負契約書案というものについては、消費税別で載せていくというふうになります。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 契約検査課のほうも大変今年は忙しくなるのではないかと思いますけれども、逆に入札及び入札結果一覧表にも、横のほうに入札金額に10%を加算した額で落札決定をしますとあるので、契約書にはそれは記載しなくていいという法律があるのですか。なぜかという、すぐ14億2,900万円と出ますよね、この請負契約について。横にあるのと、載せないでいいの。括弧、内訳、うちこれを含むとか、そんなのがあるのと。分からぬものだから、今後今までどおりの入札でいいというのであれば、それはいいという形で、問題はないということで理解していいですか。

○山城康弘 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 消費税等については、何か県からとか、国交省から通知があるということは、今のところ把握はしていません。これまでどおり、入札、契約も含めてなのですけれども、様式の変更等は今検討はしていません。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 ありがとうございます。ぜひ何もトラブルがないようにお願いしたいと思います。

あと、最後に2工区について、先ほどありましたけれども、1工区と工事のスタートはほぼ一緒ぐらいということで理解していいですか。

○山城康弘 委員長 施設課長。

○施設課長 2工区については、今からまだ内示もまだ来ていない。これから、新年度しっかり交付申請して決定するという形で、今の予定では、9月議会にまた提案という形なのかなと、その辺から言うと、2工区については外構工事、外周り、建物周りが含まれますので、若干1か月ぐらい2工区が遅れるのかなと、

工期的には。建物は一緒なのですけれども、最終的な外構工事が2工区に含まれる予定ですので、1工区は令和5年1月31日となっていますけれども、2月とかという形に予定的にはなるかなと思っています。建物は一緒なのですけれども、外構が1か月ぐらい工期として見ているという形です。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 流れは大体分かって、今の説明の2工区の本体工事に関しては問題ないと。そして、4月からは、新年度からは子供たちがその校舎を活用できると。外周りは少し時間がかかるでしょうということで理解をしておきます。ぜひまた今後注視していきたいと思います。ありがとうございました。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 すみません。工事の期間が令和5年1月下旬まで長いではないですか。皆さん、各委員からも安全というのを気にされていると思うのですけれども、動線の問題、いろいろ考えていらっしゃるのかもしれませんが、例えば隣接する普天間飛行場周辺まちづくり事業の並松街道、国道330号に設置するのですよね。そこの物件補償辺りと、それから令和4年度ぐらいでそこの物件補償がある程度できれば、普天間小学校ってすぐ入ってきますから、その辺りとの動線。それは並松街道で幾つか物件を立ち退いて壊した後に、そこから例えば大型車が入って、正面は出るという形で、これは一方通行するような案というのは、これから企画部との調整とか、あるいは地権者とか、いろんな問題があると思うのですけれども、これは1工区だけなので、また2工区という、工事が長引くと2～3年、ちょうど並松街道の恐らくその補償が入ってくる期間が令和4年度ぐらいだと思うので、その辺は企画部との調整とかもされていらっしゃいますか。

○山城康弘 委員長 施設課長。

○施設課長 これに関しては、工事は令和4年までかかるという形で、屋外環境整備という形の来年度より設計を入れる。普天間高校も今校舎の建て替えというか、基本計画というか、今年度意見交換させてもらってというか、今回プールをなぜ屋上にしたかという点でも、狭い敷地の中に県道しか抜ける道がないということで、今後普天間高校とも連携して、国道へ抜けられる形はできないのかという検討もしている状況です。だから、プールだったところを駐車場にして、そこで高校に抜けられるという形のほうも検討していけないということ。呉屋委員おっしゃっていたように、今企画部で進めている事業の物件補償が進めば、工事車両の関係とか、今いろいろやっていますので、それも小学校との絡み、工事の絡みがありますので、その辺は情報共有しながら進めております。

○山城康弘 委員長 ほかにございますか。屋良委員。

○屋良千枝美 委員 今思いついたのですが、1つだけですが、普天間小学校には本当に立派なガジュマルの木がありますよね。そういうガジュマルを残しながら、工事を進めていくというふうに理解してよろしいでしょうか。

○山城康弘 委員長 施設課長。

○施設課長 設計がタイトということもありましたし、プロポーザルという形でさせていただきました。設計者の提案としては、ガジュマルを生かしたという形の学校と、アンケートでもガジュマルを残してほしいという声がありましたので、なるべく残せる方向でという形で考えてはおります。

○山城康弘 委員長 屋良委員。

○屋良千枝美 委員 多くの皆さんが、このガジュマルは大切に思っておりますので、ぜひ残しながら進め

ていくようにしたいと思います。ありがとうございます。以上です。

○山城康弘 委員長 進めてまいります。

審査中の議案第39号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午前11時00分)

※委員長、採決について各委員に確認を行う。

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午前11時00分)

【議題】

議案第26号 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第27号 宜野湾市介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第28号 宜野湾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第38号 宜野湾市国民健康保険条例及び宜野湾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○山城康弘 委員長 次に、継続審査となっております議案第26号 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第27号 宜野湾市介護保険条例の一部を改正する条例について、議案第28号 宜野湾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議案第38号 宜野湾市国民健康保険条例及び宜野湾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、以上4件を一括して議題といたします。

本4件に対する質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

これより議案第26号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより議案第27号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより議案第28号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより議案第38号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【議題】

議案第39号 普天間小学校校舎・水泳プール増改築工事（建築第1工区）請負契約について

○山城康弘 委員長 次に、継続審査となっております議案第39号 普天間小学校校舎・水泳プール増改築工事（建築第1工区）請負契約についてを議題といたします。

本件に対する質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありますか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

これより議案第39号を採決いたします。本件は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は同意されました。

【議題】

議案第4号 令和2年度宜野湾市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

議案第7号 令和2年度宜野湾市介護保険特別会計補正予算（第3号）

議案第8号 令和2年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

○山城康弘 委員長 次に、継続審査となっております議案第4号 令和2年度宜野湾市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、議案第7号 令和2年度宜野湾市介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第8号 令和2年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、以上3件を一括して議題といたします。

本件に対する質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありますか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

これより議案第4号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより議案第7号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより議案第8号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【議題】

議案第13号 令和3年度宜野湾市国民健康保険特別会計予算

議案第16号 令和3年度宜野湾市介護保険特別会計予算

議案第17号 令和3年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計予算

○山城康弘 委員長 次に、継続審査となっております議案第13号 令和3年度宜野湾市国民健康保険特別会計予算、議案第16号 令和3年度宜野湾市介護保険特別会計予算、議案第17号 令和3年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計予算、以上3件を一括して議題といたします。

本件に対する質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありますか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

これより議案第13号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより議案第16号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより議案第17号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【議題】

請願第7号 学校に医療行為を持ち込まないことを求める請願

陳情第1号 臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情

陳情第10号 看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情

陳情第11号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情

陳情第12号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情

陳情第14号 沖縄県民の生活を守るためにも国保制度改善を求める陳情

陳情第16号 沖縄県民の生活と国民皆保険制度を守るために国保制度改善を求める陳情

陳情第21号 貧困と格差をなくし、憲法25条が規定した健康で文化的な最低限度の生活をすべての住民に保障するための生活保護行政、就学援助制度の拡充に関する陳情

陳情第27号 若年がん患者の在宅療養支援を求める要請

陳情第41号 令和3年度福祉施策及び予算の充実について

陳情第42号 日常生活用具給付等事業の排泄管理支援用具の給付対象者を拡充するよう求める陳情

陳情第43号 国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める陳情

○山城康弘 委員長 次に、請願第7号 学校に医療行為を持ち込まないことを求める請願、陳情第1号 臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情、陳情第10号 看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情、陳情第11号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情、陳情第12号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情、陳情第14号 沖縄県民の生活を守るためにも国保制度改善を求める陳情、陳情第16号 沖縄県民の生活と国民皆保険制度を守るために国保制度改善を求める陳情、陳情第21号 貧困と格差をなくし、憲法25条が規定した健康で文化的な最低限度の生活をすべての住民に保障するための生活保護行政、就学援助制度の拡充に関する陳情、陳情第27号 若年がん患者の在宅療養支援を求める要請、陳情第41号 令和3年度福祉施策及び予算の充実について、陳情第42号 日常生活用具給付等事業の排泄管理支援用具の給付対象者を拡充するよう求める陳情、陳情第43号 国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める陳情、以上12件を一括して議題といたします。

本12件については、今定例会で結論を出すのは困難であり、なお慎重に審査する必要がありますので、閉会中の継続審査といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

(閉会時刻 午前11時05分)